

平成22年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

目次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1-1	後期高齢者医療制度について	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	21
	【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し	22
2	後期高齢者医療制度の沿革	23
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	38
4	一般会計収支状況	40
5	特別会計収支状況	42
6	概況	
6-1	被保険者	
6-1-1	被保険者の傾向	44
6-1-2	障害認定者数	44
6-1-3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	44
6-1-4	被保険者の伸び率	45
6-1-5	神奈川県の総人口と被保険者数の推移	45
6-2	保険料	
6-2-1	賦課状況	46
6-2-2	収納状況	46
6-2-3	特別徴収・普通徴収状況	47
6-3	保険給付	
6-3-1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	48
6-3-2	現物給付	51
6-3-3	現金給付	53
6-4	保健事業	
6-4-1	基本的な検査項目	54
6-4-2	受診人数と被保険者に占める割合	54
6-5	医療費適正化	
6-5-1	過誤調整	55
6-5-2	第三者行為の求償概要	55
6-5-3	医療費通知	56

7 統計

7-1 被保険者

表 7-1-1	被保険者数内訳	59
表 7-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	60
表 7-1-3	被保険者数の推移	61
表 7-1-4	月別被保険者異動状況	62
表 7-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	63
表 7-1-6	年齢階層別被保険者内訳	64
表 7-1-7	負担区分別被保険者内訳	65
表 7-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	66

7-2 保険料

表 7-2-1	賦課・軽減状況	67
表 7-2-2	保険料に係る減免状況	68
表 7-2-3	所得階層別被保険者状況	69
表 7-2-4	保険料収納率集計状況	70

7-3 保険給付

表 7-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	71
表 7-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	72
表 7-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	73
表 7-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	74
表 7-3-5	現物給付費の状況（年計）	75
表 7-3-6	現物給付費の状況（月平均）	76
表 7-3-7	現物給付費（総合計）	77
表 7-3-8	現物給付費（入院／医科）	78
表 7-3-9	現物給付費（入院／歯科）	79
表 7-3-10	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	80
表 7-3-11	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	81
表 7-3-12	現物給付費（入院外）	82
表 7-3-13	現物給付費（歯科）	83
表 7-3-14	現物給付費（入院（食事・生活含）・入院外・歯科／合計）	84
表 7-3-15	現物給付費（調剤）	85

表 7-3-16	現物給付費（訪問看護療養費）	86
表 7-3-17	現金給付費（総合計）	87
表 7-3-18	現金給付費（一般診療～高額療養費）	88
表 7-3-19	現金給付費（補装具～柔道整復師の施術）	89
表 7-3-20	現金給付費（マッサージ～はり・きゅう）	90
表 7-3-21	現金給付費（移送～その他（食事・生活療 養含））	91
表 7-3-22	葬祭費支給状況	92
7-4	保健事業	
表 7-4-1	健康診査受診者数	93
7-5	医療費適正化	
表 7-5-1	再審査状況	94
表 7-5-2	第三者行為求償状況	95
8	各広域連合の状況	
表 8-1	年齢階層別被保険者内訳	96
表 8-2	都道府県別保険料設定状況	97
＜参考資料＞		
9	業務指標値	98
10	用語の定義	
10-1	被保険者	100
10-2	保険料	101
10-3	医療給付	103
11	例規集	
11-1	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例	107
11-2	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例等施行規則	115
11-3	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約	120
12	別添資料	123

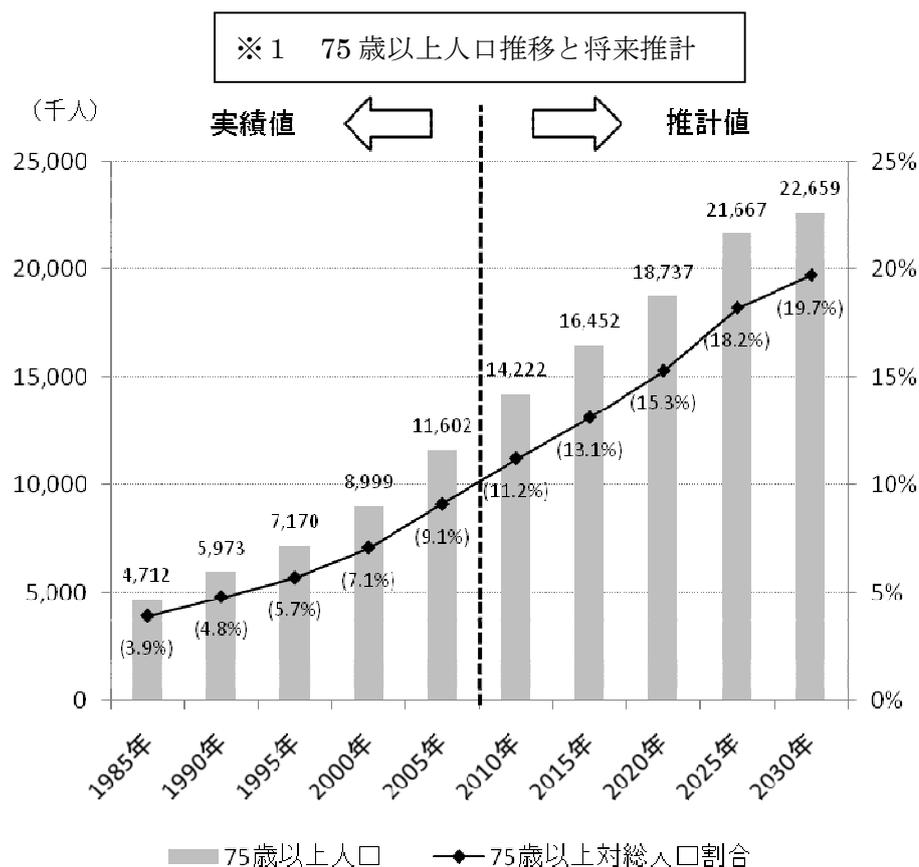
【このページは空白です】

1 後期高齢者医療制度の概要

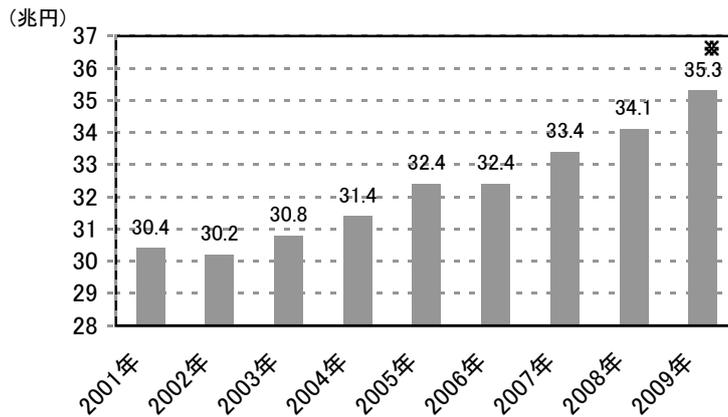
1-1 後期高齢者医療制度について

急速な少子高齢化の進展（※1）や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。

「健康保険法等の一部を改正する法律」において「新たな高齢者医療制度の創設」として、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定された。これを受け、平成20年4月1日より、75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者を対象とした、老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が実施された。



※2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は12.0兆円（全体の34.2%）

資料：厚生労働省「平成21年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合の主な事務	市町村の主な事務
被保険者の資格管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得及び喪失、障害認定 住所地特例、適用除外 被保険者証等の交付 減額認定証、特定疾病証の交付 	保険料の徴収に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収 保険料等の納付
保険給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 現物給付等の審査、支払 償還払い等の審査、支払 葬祭費等の支給 一部負担金の減免 	被保険者証の交付の申請等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の交付の申請受付 被保険者証等の引渡し 減額認定証、特定疾病証の引渡し
保険料の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定 保険料の賦課 保険料の減免及び徴収の猶予 	被保険者の便益の増進に寄与するもの <ul style="list-style-type: none"> 療養費、高額療養費、移送費及び葬祭費等の支給に係る申請の受付等 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等 更新時の被保険者証等の引渡し 特定疾病の認定等に係る証明書の引渡し 被保険者証等の返還の受付 制度の広報（県内全域を対象とするものを除く） 当該市町村に申出があった制度に関する相談に応じる事務
保健事業に関する事務	
その他制度の施行に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 特別会計の予算の執行管理 県知事への報告 	

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等
 歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

②一般会計〔広域連合〕

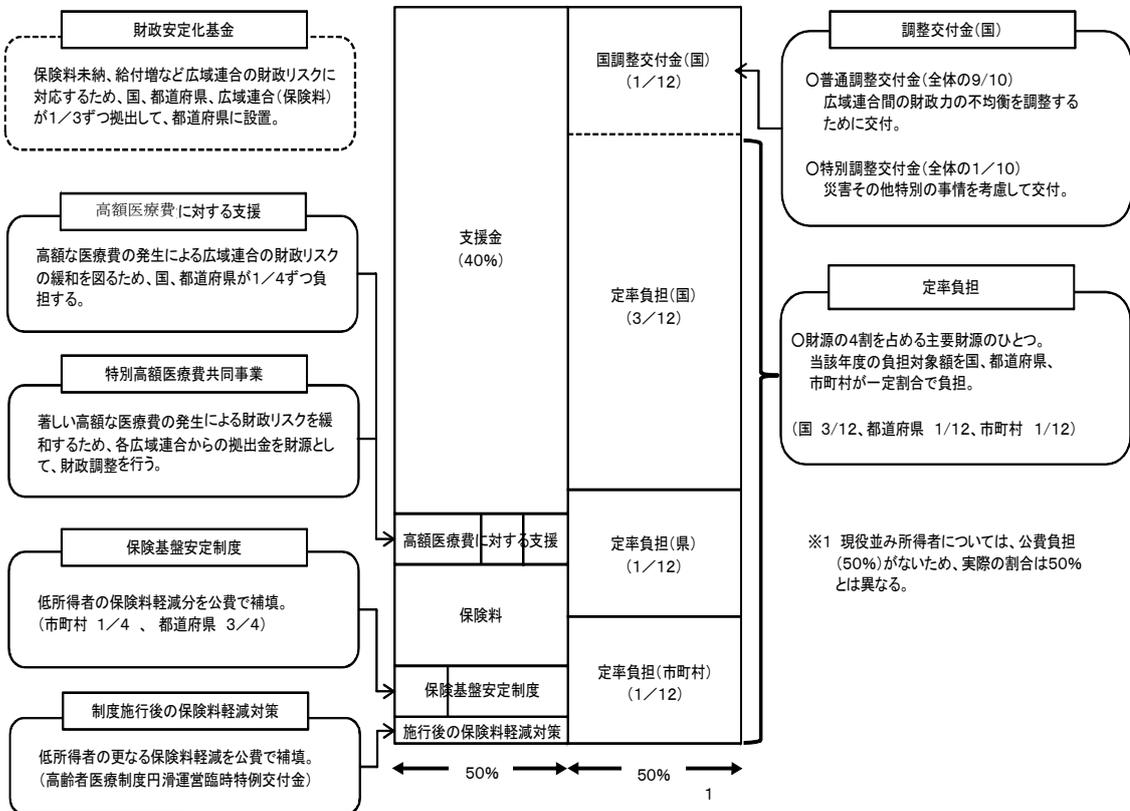
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》平成23年4月1日施行

均等割：5/100 被保険者数割：47.5/100 人口割：47.5/100
 平成22年度は 均等割：10/100 被保険者数割：45/100 人口割：45/100

(2) 後期高齢者医療財政

医療給付費内訳



資料：厚生労働省「第4回高齢者医療制度改革会議参考資料」（平成22年3月8日）

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割をしめる主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12 都道府県：1／12 市町村：1／12（※2）

※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注) 負担対象額には、以下は含まれない。

- ・ 給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・ 不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・ 不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・ その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害等の減免や長寿・健康増進事業など国が定めるその他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1／3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1／3 都道府県：1／3 広域連合：1／3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下の通り。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1／3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める（平成20～25年度は1万分の9）。

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1／2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1／2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を当てることができる。

神奈川県では、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3/4 市町村：1/4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行う。交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額・・・財源内訳(1)に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）・・・財源内訳(3)に該当

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額（7割、5割、軽減なし）ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

・被保険者均等割額7割軽減対象者の2割分の額・・・財源内訳(2)(4)に該当

・被保険者均等割額5割軽減対象者の4割分の額・・・財源内訳(6)に該当

・被保険者均等割額軽減対象外の者の4割分の額・・・財源内訳(8)に該当

エ 所得割額5割軽減対象者の額

【参考】被保険者均等割額軽減別財源内訳

(1)	9割軽減対象者									
(割合)										
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）					臨時特例交付金 （国庫負担）	被保険者		
(2)	9割軽減対象者（被扶養者）									
(割合)										
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）					臨時特例交付金 （国庫負担）	被保険者		
(3)	8.5割軽減対象者									
(割合)						1.5		1.5		
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）					臨時特例交付金 （国庫負担）	被保険者		
(4)	8.5割軽減対象者（被扶養者）									
(割合)										
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）					臨時特例交付金 （国庫負担）	被保険者		
(5)	5割軽減対象者									
(割合)										
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			被保険者					
(6)	5割軽減対象者（被扶養者）									
(割合)										
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		
(7)	2割軽減対象者									
(割合)										
		基盤安定 （県3/4、市町村1/4負担）	被保険者							
(8)	被扶養者軽減対象者									
(割合)										
		基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）			臨時特例交付金 （国庫負担）			被保険者		

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中などにより被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [現在の証の有効期限：平成24年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

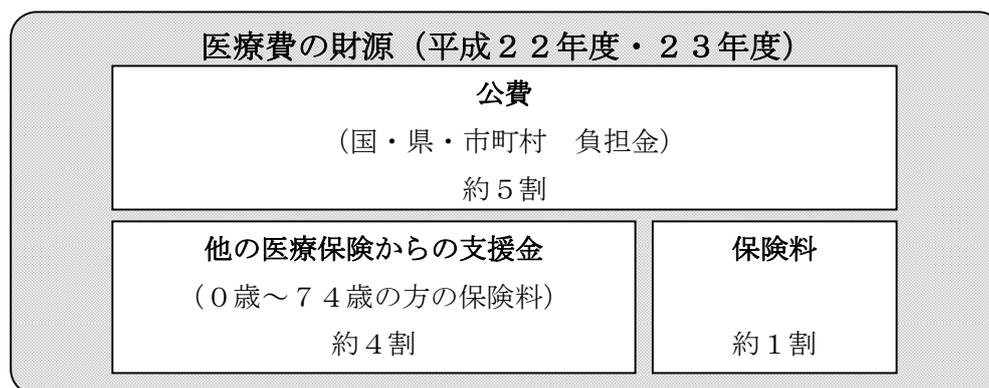
※ 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率（平成22年度・23年度を改定）を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額 50 万円】} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{均等割額 (※1)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33 万円)} \\ \text{× 所得割率 (※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額

●神奈川県における保険料率の設定（平成22年度・23年度）

均等割額・・・39,260円（年額）
所得割率・・・7.42%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

●保険料の賦課総額

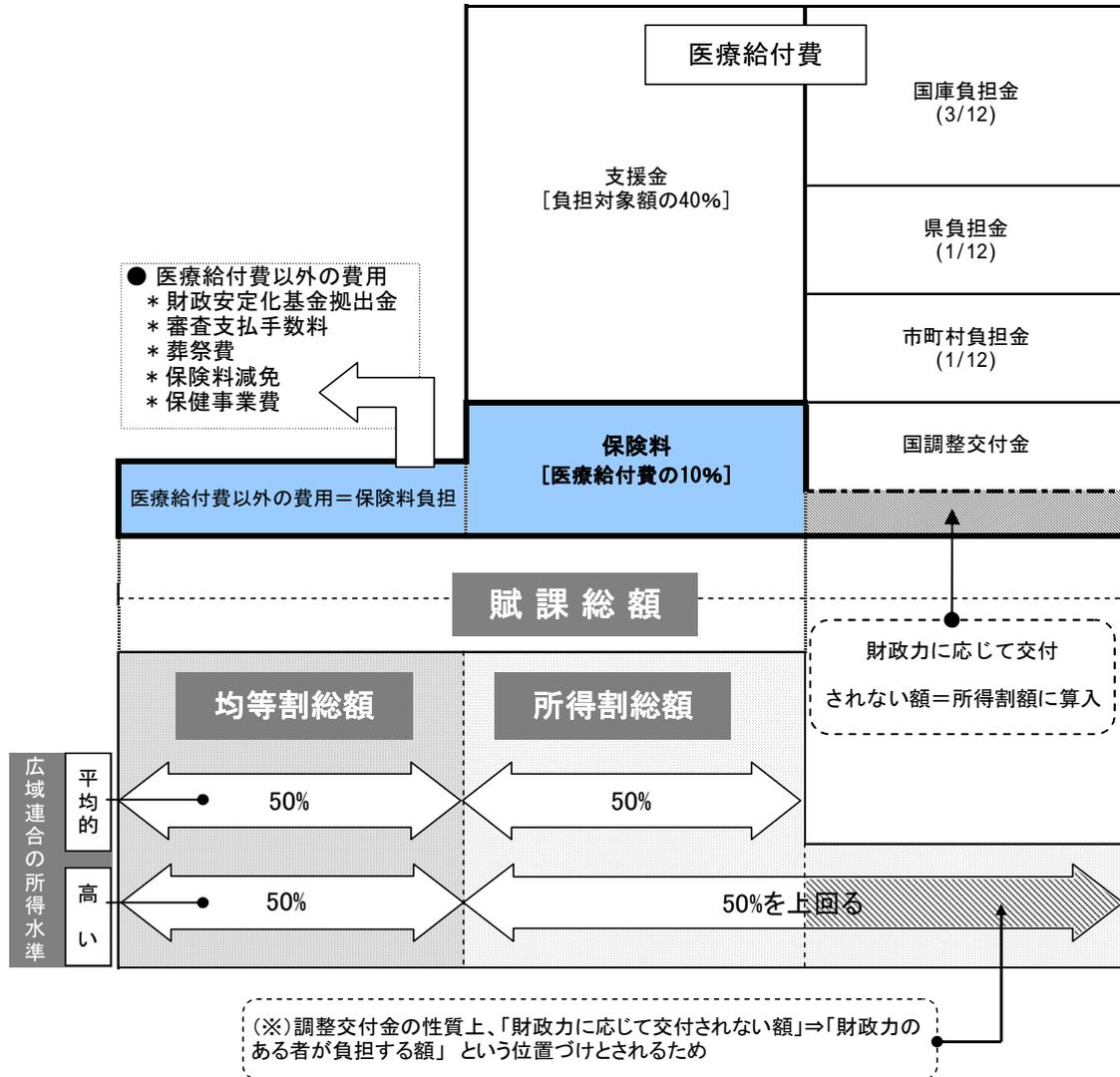
保険料の賦課総額は、医療給付費の10%に、医療給付費以外の費用（※）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費
- ④保険料減免 ⑤保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 7割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数） 【被保険者である世帯主を除く（5割軽減の場合のみ）】	5割
・ 33万円＋（35万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び平成21年度特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が平成22年度以降も継続される（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみを負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月～平成21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、平成21年度には同様措置が採られ、平成22年度以降も当該措置が継続される。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事などの災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したことなどの事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関または保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下の通り。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み 所得者	課税	<p>当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。</p> <p>ただし、以下の①または②の要件に該当するときに、申請し（※2）、適用された場合は「一般」の区分となる。</p> <p>① 被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満である。</p> <p>② 同一世帯内に、被保険者が1人だけであり、収入の合計額が383万円以上であっても同一世帯内の70歳～74歳の者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満である。</p>	3割
一般	課税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控えなど）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給などが受けられる形で行われる（現物給付）。ただし現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用を一時支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費等の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費（入院時）	入院時の自己負担額が世帯合算の自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 { ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし }
	移送費	治療を受けるために医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	後期高齢者医療制度と介護保険制度への一部負担金支払合計額が高額となる場合
	葬祭費等	被保険者の死亡に関する葬祭費の支給等

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関または保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円(※)]	
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	1割	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	1割	130円	0円
老齢福祉年金受給者	1割	100円	

※ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

注）入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費 [現物給付]

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、被保険者証の提示が必要となる。

⑥療養費 [現金給付]

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請をし、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

- ア 急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったとき
- イ コルセットなど治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費 [現金給付]

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については行わない。

⑧移送費 [現金給付]

医師の指示により緊急的な必要があつて転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額または一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支給するもの。ただし、入院した場合の自己負担額が同一月・同一医療機関において世帯単位の自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400 円	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% 〔44,400 円〕※
一 般	1割	12,000 円	44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000 円	15,000 円

〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

●75歳の誕生月の特例（平成21年1月～）

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200 円	40,050 円+(総医療費-133,500 円)×1% 〔22,200 円〕※	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% 〔44,400 円〕※
一 般	1割	6,000 円	22,200 円	44,400 円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000 円	12,300 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000 円	7,500 円	15,000 円

※〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

《高額療養費の特例等》

- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
 対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者
 内 容：入院時、予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の医療機関での支払いが区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。
- 特定疾病療養受療証
 対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者
 内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費 [現金給付]

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の自己負担額を合算して介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が還付されるもの

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給されます。

●自己負担限度額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)	措置（ ） 初年度の経過	介護合算算定基準額 (平成20年4月～平成21年7月)	
現役並み所得者	3割	67万円			89万円
一 般	1割	56万円			75万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円			41万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円			25万円

※ 平成20年度については、計算期間途中の4月1日から制度施行となるため、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとする。（12か月間⇒16か月間）

⑪葬祭費等〔現金給付〕

後期高齢者医療制度では、被保険者の死亡に際して、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、条例（※）の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。（現在神奈川県では行っていない）

※条例第2条本文

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

（3）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

（4）給付の制限等

①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納している場合、納期限から1年6月間を経過した場合は、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

(1) 健康診査

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査を実施している。

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診または集団健診（併用も可）など、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から、生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額
交付限度額 （一市町村あたり）	$1 \text{万円} \times 9 \text{月末被保険者数} \times \{ \text{基準となる受診率} (\text{※}) + (\text{実際の受診率} - \text{基準となる受診率}) \times \text{補正率} (0.9) \}$ ※基準となる受診率は前年度の神奈川県全体の受診率

※参考：平成20・21年度の交付限度額

1万円に当該年度の9月末における当該市町村の被保険者数の10分の1を乗じた額

(2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度～		
資 格	自己負担割合判定基準の見直し					
	<p>①平成20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。</p> <p>②平成20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の者と同じとする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満</p> <p>③平成21年1月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。</p>					
保 険 料	均 等 割 軽 減	<p>9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)</p>	<p>平成21年4月～</p> <p>平成21年3月改正 (平成21年4月1日から恒久措置)</p>			
		<p>7割軽減→8.5割軽減 前年の総所得金額等33万円以下</p> <p>5割軽減 は変更なし 2割軽減</p>	<p>8.5割軽減</p> <p>平成20年7月改正 (平成20年4月1日から適用)</p>	<p>延長</p> <p>平成21年6月改正 (平成21年4月1日から適用)</p>	<p>延長</p> <p>平成22年2月改正 (平成22年4月1日から適用)</p>	
	所得割軽減	<p>5割軽減の導入 前年総所得金額等額-33万円が、58万円以下</p>	<p>5割軽減</p> <p>平成20年7月改正 (平成20年4月1日から適用)</p>	<p>延長</p> <p>平成21年3月改正 (平成21年度から恒久措置)</p>		
	被扶養者軽減	<p>制度拡大 (当初の制度) 制度加入時から2年間、 ・均等割を5割軽減 ・所得割なし</p>	<p>凍結 → 9割軽減</p> <p>・平成20年4～9月 保険料徴収せず ・平成20年10月～ 平成21年3月 均等割9割軽減</p>	<p>9割軽減</p> <p>平成21年3月改正 (平成21年4月1日から適用)</p>	<p>延長</p> <p>平成22年2月改正 (平成22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の 期限廃止(制度廃止まで)</p>	
納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能		<p>平成20年7月～</p>				
給 付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)	平成20年4月～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	<p>平成21年1月～</p>			
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末期相談支援料 ③後期高齢者特定入院基本料				<p>平成22年度診療報酬改定</p> <p>①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大</p>	

2 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	<p>14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日 公布)</p> <p>(1)医療費適正化の総合的な推進 ○医療費適正化計画の策定(平成20年4月施 行)など</p> <p>(2)新たな高齢者医療制度の創設 ○後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月 施行) ○老人保健法が「高齢者の医療の確保に関す る法律」へ改称(平成20年4月施行)など</p> <p>(3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ○政管健保の公法人化(全国健康保険協会の 設立、平成20年10月施行)など</p>	
18. 7	<p>10日 医療制度改革関連法に関する都道府県 説明会</p> <p>○「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」 設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュー ルとして、準備委員会の設置(平成18年9月)な どを提示</p>	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 制定	
18.10	<p>健康保険法等の一部改正の施行による改正</p> <p>(1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を 2割から3割に変更</p> <p>(2)高額療養費の自己負担限度額の見直し (引き上げ)</p> <p>例)現役並み所得者の外来における自己負担 限度額→40,200円から44,400円に変更</p>	
18.12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置 許可を県へ申請
19. 1		広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23 日)

		<p>11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示)</p> <p>○広域連合規約制定</p> <p>【広域連合規約 概要】</p> <p>(1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>(2)構成団体・区域:神奈川県内 35 市町村・神奈川県の区域</p> <p>(3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付などの窓口業務</p> <p>(4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル)</p> <p>(5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名)</p> <p>(6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年]</p> <p>(7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期2年]</p> <p>(8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割 10%、被保険者数割 45%、人口割 45%)</p> <p>(9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員 4名)、監査委員(委員 2名)</p> <p>16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)</p>
19. 2		<p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置</p> <p>26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)</p>
19. 3		<p>23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会</p> <p>○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各条例制定にかかる専決処分報告・承認</p>

		<p>(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例</p> <p>(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例</p> <p>(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(5) 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(6) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p> <p>(7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例</p> <p>(8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他</p>
--	--	--

《平成19年度》		
19. 5		<p>1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日)</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件)</p> <p>(2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件</p> <p>(3) 主なご意見 ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい など</p> <p>24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)</p>
19. 7		<p>25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>○城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)</p>
19. 8	<p>6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課(部) 長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」 を開催</p> <p>○平成20～21年度の保険料の算定方法等につい て提示</p>	<p>27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定</p> <p>【広域計画 概要】</p> <p>(1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要</p> <p>(4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務</p> <p>(5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。</p>

19. 10	<p>19 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(全部改正)制定(平成 20 年 4 月施行)</p> <p>22 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成 20 年 4 月施行)</p> <p>30 日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <div data-bbox="271 526 869 996" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な内容】</p> <p>(1)70～74 歳の医療費自己負担割合の変更(1割から2割へ)を 20 年度凍結</p> <p>(2)被用者保険の被扶養者の保険料軽減(激変緩和措置)</p> <p>加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて</p> <p>①平成 20 年 4 月～9 月:凍結</p> <p>②平成 20 年 10 月～21 年 3 月:均等割額9割軽減とする。</p> </div> <p>31 日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成 20 年 4 月施行)</p>	
19. 11	<p>14 日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 20 年度から平成 25 年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成 20 年 4 月適用)</p> <p>○拠出率 : 1 万分の9(平成 20～25 年度まで)</p>	
	<p>22 日</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成 20 年 4 月施行)</p> <p>○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成 20 年 4 月施行)</p> <p>30 日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成 20 年 4 月適用)</p> <p>(1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>(2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第</p>	<p>16 日 平成 19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第 2 回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定</p> <div data-bbox="893 1624 1500 1926" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 概要】</p> <p>(1)後期高齢者医療給付(葬祭費)</p> <p>(2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他)</p> <p>(3)保健事業</p> </div>

	<p>14 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 31 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法</p> <p>(4) 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者</p> <p>(5) 社会保険診療報酬支払基金法第 16 条第 1 項及び国民健康保険法第 45 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件</p>	
19. 12	28 日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成 20 年 4 月施行)	
20. 3		<p>被保険者証の一斉交付(中旬～)</p> <p>27 日 平成 20 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第 1 回定例会</p> <p>○特別会計の設置、基金の設置等</p> <p>(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認)</p> <p>(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定</p>

《平成20年度》

20. 4 1日 後期高齢者医療制度開始

【制度概要(施行開始時)】

(1)加入者(被保険者)

①75歳以上のもの

②65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

※ 生活保護受給者などは除く

神奈川県被保険者数	(平成20年4月末現在)
681,840人(75歳以上:666,441人 75歳未満(障害認定):15,399人)	

(2)被保険者証

1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定)

(3)運営

都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。

①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付など

②市町村の業務:申請及び相談窓口、保険証の引渡し、保険料の徴収など

(4)医療費の負担割合

現役並み所得者は3割、それ以外は1割

(5)保険料

個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定

神奈川県の保険料率(平成20~21年度)
均等割額:39,860円 所得割額:7.45%
保険料額 = 均等割額 + 所得割額

(6)保険料の軽減・減免

①均等割額軽減…7割・5割・2割

②被用者保険の被扶養者に対する軽減

・加入した月から2年間は均等割額のみ

・平成20年3月まで徴収凍結

・平成20年10月~21年3月まで均等割額9割軽減

③その他、条例で定める個別減免

(7)保険料の納付

①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者)

②普通徴収(①以外の者)

20. 6	<p>12 日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)保険料の軽減対策(平成 21 年度から実施)</p> <p>①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 →9割軽減</p> <p>②保険料賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討)</p> <p>《平成 20 年度の経過措置》</p> <p>①均等割額7割軽減→8.5 割軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →所得割額5割軽減</p> <p>(2)特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p> <p>[条件]</p> <p>①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合</p> <p>②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が 180 万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合</p>	
20. 7	<p>25 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>○特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p>	<p>保険料額決定等の通知(上旬～中旬)</p> <p>18 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)保険料の軽減対策(平成 20 年度の経過措置)</p> <p>①均等割額 7 割軽減→平成 20 年度は 8.5 割程度軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →平成 20 年度は所得割額を5割軽減</p> <p>(2)特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)</p> <p>※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>

20. 8		<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成 20 年 7 月 18 日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)</p> <p>【変更内容】</p> <p>(1)均等割額 7 割軽減⇒平成 20 年度は 8.5 割程度軽減</p> <p>(2)賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下 →平成 20 年度は所得割額を 5 割軽減</p> <p>1 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>○市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ ・保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等</p> <p>25 日 平成 20 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20 年 7 月 18 日専決処分の報告・承認)等</p>
20. 9	<p>9 日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成 21 年4月から平成 22 年3月まで継続</p> <p>(2)負担区分の判定基準見直し(平成 21 年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成 21 年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
20. 11	<p>18 日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p>	

	<p>【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～)</p> <p>21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行)</p> <p>【改正内容】 (1) 次の場合、窓口負担を1割とする ① 同じ世帯内に他の被保険者がいない ② 同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2) 75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例) 現役並み所得者の外来における自己負担限度額: 誕生月は44,400円→22,200円に変更</p>	
20. 12	<p>8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。</p> <p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行)</p> <p>【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、</p> <p>(1) 負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用]</p> <p>(2) 負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付</p> <p>(3) 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>
21. 1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行</p> <p>(1) 負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施) ○ 後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が3割から1割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p>	

	<p>(2)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)</p> <p>○誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
21. 3		<p>16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市長)</p> <p>※任期は平成21年4月1日から</p> <p>27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【改正内容】</p> <p>(1)後期高齢者医療に関する条例</p> <p>①均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下→9割軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割額を5割軽減</p> <p>③被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2)後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>①「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるために処分要件の追加</p> <p>②条例の失効期日を平成22年3月31日から平成23年3月31日に延長</p> </div>

《平成 21 年度》		
21. 6		<p>17 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年3月まで継続)</p>
21. 8		<p>24 日 平成 21 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第 2 回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成 21 年 6 月 17 日専決処分の報告・承認)</p> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>
21. 9	<p>9 日 「三党連立政権合意書」</p> <p>後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。</p>	<p>28 日 平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため</p>
21. 11	<p>30 日 高齢者医療制度改革会議(第1回)</p> <p>後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成 25 年 3 月)</p> <p>①後期高齢者医療制度は廃止する</p> <p>②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する</p> <p>③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする</p> <p>④市町村国保などの負担増に十分配慮する。</p> <p>⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする</p> <p>⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う</p>	
22. 1		<p>26 日 平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p>

		<p>【改正内容】 平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料率決定 均等割額:39,860 円⇒<u>39,260 円</u>(△600 円) 所得割率:7.45%⇒<u>7.42%</u>(△0.03%)</p>
22. 2	<p>3 日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ○被用者保険の被扶養者の保険料軽減 均等割額9割軽減を、当分の間継続</p>	
22. 3		<p>29 日 平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等</p> <p>【改正内容】 (1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ①均等割額7割軽減⇒8.5 割軽減 ②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額 9 割軽減) (2)療養給付費等支払準備基金条例 特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更 (3)臨時特例基金条例 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>

《平成 22 年度》		
22. 5	19 日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6 月 7 日)	21 日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6 月 21 日)
22. 8	7 日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20 日 高齢者医療制度改革会議(第 9 回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)75 歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2)国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る	30 日 平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会
22. 9	9 日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19 日)	
22.10	5 日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22.11		26 日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 共通経費に係る市町村負担の変更 均等割 10%⇒5% 被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成 23 年 4 月 1 日施行)
22.12	20 日 高齢者医療制度改革会議(第 14 回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する (2)国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る (3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら	

	<p>判断する</p> <p>(4) 新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する</p> <p>(5) 被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う</p> <p>(6) 高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする</p>	
23. 3	<p>11 日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。</p> <p>○「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡)※詳細 P125～126 参照</p> <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <p>○「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡)※詳細 P127 参照</p> <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p>	<p>14 日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成 23 年 4 月 1 日から</p> <p>24 日 平成 23 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会</p>

3 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

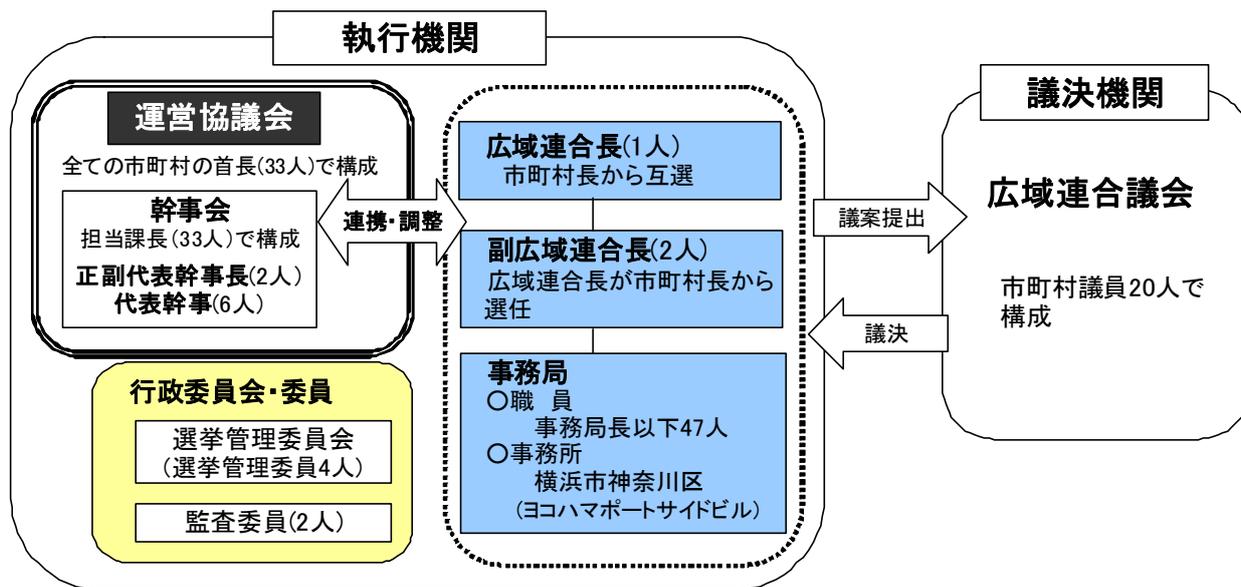
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置などが義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成23年度）

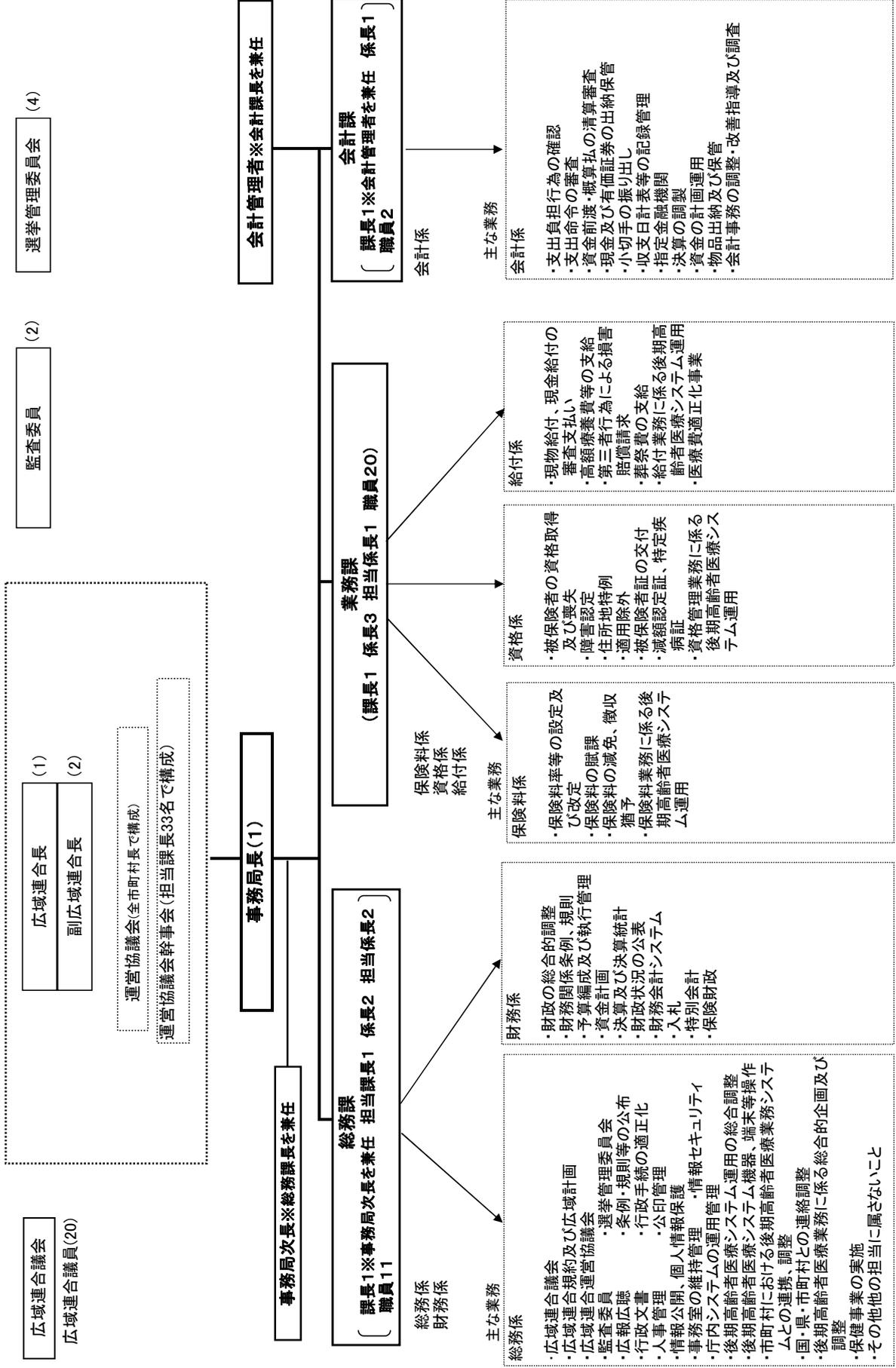


広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付など制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談などの窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成23年度までの間に47名に改め、3課6係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

広域連合の組織と主な業務内容 (平成23年度)

()内は人数



4 一般会計収支状況

平成20年4月に後期高齢者医療制度が開始され、施行3年目となる平成22年度は、一般会計歳入歳出予算の総額を19億6,922万8,000円と定め、事業の執行にあたった。

歳入では、平成22年度国庫補助金の受け入れに伴う増額補正を行ったこと等から、平成22年度の歳入決算額は21億7,067万5,820円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金16億2,330万8,506円（74.8%）、次いで前年度からの繰越金3億6,089万8,494円（16.6%）となっている。

歳出では、国庫補助金の受け入れに伴う事業費を計上する補正を行ったこと等から、歳出決算額は19億7,034万5,062円となり、歳入歳出差引残額は、2億33万758円となった。

歳出の状況を目的別に見ると、広域連合運営管理費、広域連合事業費負担金（市町村からの派遣職員に係る人件費相当分負担金）、高齢者医療管理費、資格管理事業費、医療費適正化事業費、給付関係事業費、電算システム関係費等の総務費が歳出全体の99.7%を占めている。

性質別では、物件費が14億5万5,567円（71.1%）、補助費等（市町村からの派遣職員人件費相当分負担金、市町村補助金ほか）が5億6,438万6,495円（28.6%）、人件費（議員報酬・特別職報酬）が101万5,000円（0.1%）となっている。

平成22年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1.	分担金及び負担金	1,623,309,000	1,623,308,506	0	0	494	100.00%
	1. 負担金	1,623,309,000	1,623,308,506	0	0	△ 494	100.00%
2.	繰越金	360,898,000	360,898,494	0	0	494	100.00%
	1. 繰越金	360,898,000	360,898,494	0	0	494	100.00%
3.	諸収入	201,000	246,253	0	0	45,253	122.51%
	1. 預金利子	200,000	207,373			7,373	103.69%
	2. 雑入	1,000	38,880	0	0	37,880	3888.00%
4.	国庫支出金	184,590,000	184,585,567	0	0	△ 4,433	100.00%
	1. 国庫補助金	184,590,000	184,585,567	0	0	△ 4,433	100.00%
5.	繰入金	1,857,000	1,637,000	0	0	△ 220,000	88.15%
	1. 基金繰入金	1,857,000	1,637,000	0	0	△ 220,000	88.15%
歳入合計		2,170,855,000	2,170,675,820	0	0	179,180	99.99%

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1.	議会費	1,474,000	846,342	0	627,658	627,658	57.42%
	1. 議会費	1,474,000	846,342	0	627,658	627,658	57.42%
2.	総務費	2,154,493,000	1,964,610,720	0	189,882,280	189,882,280	91.19%
	1. 総務管理費	2,154,149,000	1,964,318,584	0	189,830,416	189,830,416	91.19%
	2. 選挙費	64,000	31,080	0	32,920	32,920	48.56%
	3. 監査委員費	280,000	261,056	0	18,944	18,944	93.23%
3.	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
4.	民生費	4,888,000	4,888,000	0	0	0	100.00%
	1. 社会福祉費	4,888,000	4,888,000	0	0	0	100.00%
歳出合計		2,170,855,000	1,970,345,062	0	200,509,938	200,509,938	90.76%

歳入歳出差引残額 200,330,758 円

5 特別会計収支状況

平成22年度後期高齢者医療特別会計は歳入歳出予算の総額を当初6,142億1,432万2,000円と定めたが、平成21年度からの繰越金の減少に伴う減額補正や保険給付費の増額等に伴う増額補正を行ったため、平成22年度の予算現額としては歳入歳出ともに6,085億8,625万2,000円となった。

歳入では、前年度に比べて被保険者数が毎月平均3千人ずつ増加したこと、また一人当たり医療費も2.3%増加したことから、その相乗効果で事業規模が拡大し、決算額は前年度比6.6%増の6,088億2,831万2,519円となった。

歳入の主なものは、市町村支出金 1,174億3,205万9,642円（歳入全体の割合19.3%）、国庫支出金1,626億3,499万3,128円（同26.7%）、県支出金463億7,386万2,000円（同7.6%）、支払基金交付金2,596億2,257万6,000円（同42.6%）で全体の96.2%を占めている。

市町村支出金のうち保険料納付金は、滞納繰越分を含めて668億7,350万5,005円（同11.0%）であった。

歳出では、療養給付費等が各月とも前年に比べて平均約8.5%増加し、決算額は前年度比9.2%増の6,067億8,307万6,356円となった。歳出の主なものは保険給付費の5,861億2,219万7,892円で、歳出全体の約96.6%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は20億4,523万6,163円となり、療養給付費等支払準備基金残高を加えた55億2,423万6,163円を特定期間2年目の平成23年度に活用する。

《後期高齢者医療特別会計決算の推移》

（単位：円）

	歳入	歳出	差引残額
平成20年度	478,583,780,970	471,179,149,006	7,404,631,964
平成21年度	571,117,647,879	555,627,958,963	15,489,688,916
平成22年度	608,828,312,519	606,783,076,356	2,045,236,163

平成 22 年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入率
1.	市町村支出金	116,731,515,000	117,432,059,642	0	700,544,642	100.60%
	1. 市町村負担金	116,731,515,000	117,432,059,642	0	700,544,642	100.60%
2.	国庫支出金	161,011,399,000	162,634,993,128	0	1,623,594,128	101.01%
	1. 国庫負担金	131,426,293,000	132,047,736,037	0	621,443,037	100.47%
	2. 国庫補助金	29,585,106,000	30,587,257,091	0	1,002,151,091	103.39%
3.	県支出金	45,080,010,000	46,373,862,000	0	1,293,852,000	102.87%
	1. 県負担金	45,080,009,000	46,373,862,000	0	1,293,853,000	102.87%
	2. 県財政安定化基金支出金	1,000	0	0	1,000	0.00%
4.	支払基金交付金	263,560,206,000	259,622,576,000	0	△ 3,937,630,000	98.51%
	1. 支払基金交付金	263,560,206,000	259,622,576,000	0	△ 3,937,630,000	98.51%
5.	特別高額医療費共同事業交付金	88,167,000	103,926,679	0	15,759,679	117.87%
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	88,167,000	103,926,679	0	15,759,679	117.87%
6.	財産収入	4,845,000	1,568,338	0	△ 3,276,662	32.37%
	1. 財産運用収入	4,845,000	1,568,338	0	△ 3,276,662	32.37%
7.	繰入金	6,583,106,000	6,828,016,786	0	244,910,786	103.72%
	1. 基金繰入金	6,578,218,000	6,823,128,786	0	244,910,786	103.72%
	2. 他会計繰入金	4,888,000	4,888,000	0	0	100.00%
8.	繰越金	15,490,000,000	15,489,688,916	0	△ 311,084	99.99%
	1. 繰越金	15,490,000,000	15,489,688,916	0	△ 311,084	99.99%
9.	県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	1,000	0.00%
	1. 県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	1,000	0.00%
10.	諸収入	37,003,000	341,621,030	112,606	304,618,030	923.23%
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,000	14,409,142	0	14,407,142	720457.10%
	2. 預金利子	37,000,000	14,673,144	0	△ 22,326,856	39.66%
	3. 雑入	1,000	312,538,744	112,606	312,537,744	31253874.40%
歳入合計		608,586,252,000	608,828,312,519	112,606	242,060,519	100.04%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	執行率
1.	保険給付費	587,274,274,000	586,122,197,892	1,152,076,108	99.80%
	1. 保険給付費	587,274,274,000	586,122,197,892	1,152,076,108	99.80%
2.	県財政安定化基金拠出金	544,160,000	531,500,000	12,660,000	97.67%
	1. 県財政安定化基金拠出金	544,160,000	531,500,000	12,660,000	97.67%
3.	特別高額医療費共同事業拠出金	88,167,000	86,709,618	1,457,382	98.35%
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	88,167,000	86,709,618	1,457,382	98.35%
4.	保健事業費	1,772,292,000	1,551,259,603	221,032,397	87.53%
	1. 健康保持増進事業費	1,772,292,000	1,551,259,603	221,032,397	87.53%
5.	基金積立金	6,742,358,000	6,383,982,486	358,375,514	94.68%
	1. 基金積立金	6,742,358,000	6,383,982,486	358,375,514	94.68%
6.	公債費	37,000,000	0	37,000,000	0.00%
	1. 利子	37,000,000	0	37,000,000	0.00%
7.	諸支出金	12,128,001,000	12,107,426,757	20,574,243	99.83%
	1. 償還金及び還付加算金	12,128,001,000	12,107,426,757	20,574,243	99.83%
歳出合計		608,586,252,000	606,783,076,356	1,803,175,644	99.70%

歳入歳出差引残額 2,045,236,163 円

6 概況

6-1 被保険者

6-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成22年3月末が746,227人、平成23年3月末現在では785,970人となり、1年間で39,743人、5.3%増加している。

被保険者全体の785,970人のうち、75歳以上は776,854人であり、全体の98.8%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は9,116人であり、全体の1.2%となっている。

6-1-2 障害認定者数

制度施行直前の平成20年3月末時点で老人保健法に基づき障害認定を受けていた者は22,365人であり、この障害認定は、平成20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされることとなった。

ただし、障害認定は、将来に向かって撤回することができるため、制度施行前後に障害認定の撤回を選択した被保険者もあり、平成22年3月末の障害認定者数は10,689人、平成23年3月末は9,116人となった。

6-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の323,131人、川崎市の101,537人の順であり、少ないところは清川村の342人、中井町の1,008人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の16.4%、山北町の15.7%、の順であり、低いところは厚木市の6.86%、海老名市の6.91%の順である。

表1：被保険者数の多い市町村、少ない市町村

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市（323,131人）	1. 清川村（342人）
2. 川崎市（101,537人）	2. 中井町（1,008人）
3. 相模原市（52,842人）	3. 真鶴町（1,335人）

表2：人口に対する被保険者数割合の高い市町村、低い市町村

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町（16.4%）	1. 厚木市（6.86%）
2. 山北町（15.7%）	2. 海老名市（6.91%）
3. 湯河原町（14.5%）	3. 川崎市（7.1%）

※全市町村の状況については、P59（表1）、P60（表2）参照

6-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成22年度の伸び率は5.3%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は綾瀬市の8.8%、座間市の7.6%、の順であり、低い市町村は山北町の1.6%、真鶴町の2.0%の順である。

表3：伸び率の高い市町村、低い市町村

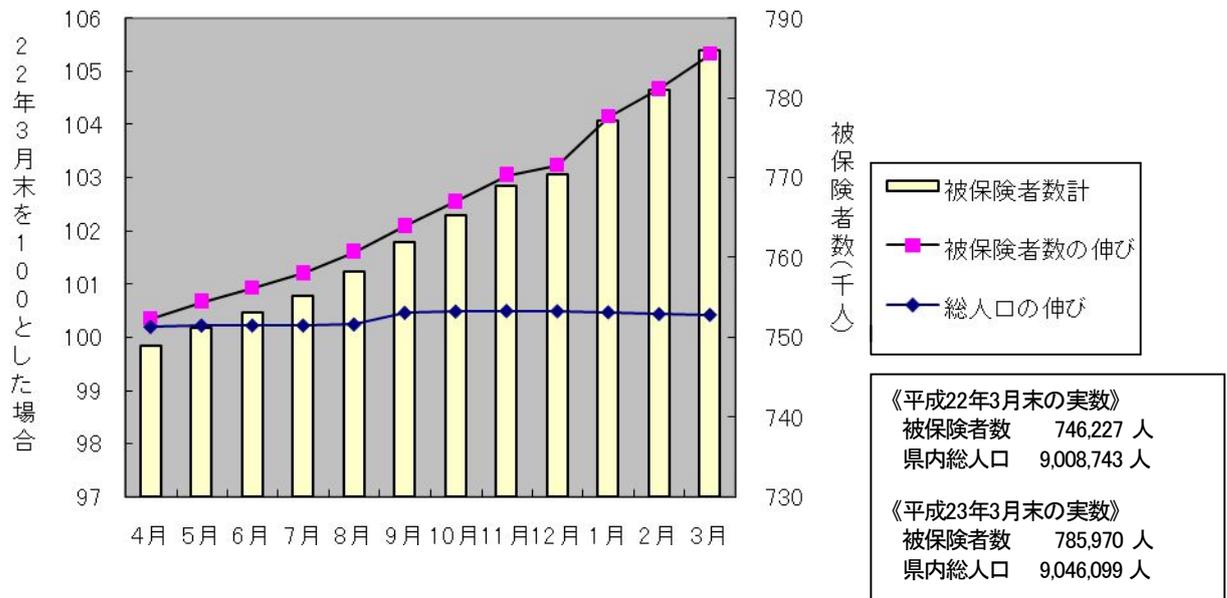
伸び率の高い市町村	伸び率の低い市町村
1. 綾瀬市 (8.8%)	1. 山北町 (1.6%)
2. 座間市 (7.6%)	2. 真鶴町 (2.0%)
3. 海老名市 (7.2%)	3. 中井町 (2.6%)

※全市町村の状況については、P63 参照

6-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成22年3月末から平成23年3月末までの間に、37,356人(0.41%)増加したのに対し、被保険者数は39,743人(5.3%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は平成22年3月末では8.28%、平成23年3月末は8.69%に増加している。

(図) 総人口と被保険者数の推移



6-2 保険料

6-2-1 賦課状況

平成22年度及び平成23年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が39,260円（年額）、所得割率が7.42%であり、平成22・23年度保険料試算時の神奈川県内の一人当たり平均額は85,724円となっている。

これに対し、全国平均では、均等割額が41,700円（年額）、所得割率が7.88%、一人当たり平均額は63,300円となっている。

神奈川県内の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第34位、所得割率が第30位となり、一人当たり平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成22年度の賦課総額については822億3,132万9,301円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は114億8,226万5,244円となり、その内訳としては次のとおり。

軽減内容		軽減割合	軽減総額
所得に 応じた 軽減	所得割額軽減	5割軽減	610,417,452円
	均等割額軽減	9割軽減	5,665,135,554円
		8.5割軽減	2,577,642,782円
		5割軽減	213,574,400円
		2割軽減	339,622,556円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			2,075,872,500円

6-2-2 収納状況

平成22年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率
65,416,142,230円	64,803,771,023円	99.06%

※ 保険料率算定時における平成22年度の予定収納率（98.76%）

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率
1,004,869,248円	308,725,208円	30.72%

※ 全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

平成 22 年度の減免状況については、申請件数 116 件のうち、減免決定は 112 件、減免額は約 221 万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
116	95	9	8	4	2,205,480 円

6-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成 22 年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	37,503,057,890 円
	収納額	37,503,057,890 円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	27,913,084,340 円
	収納額	27,300,713,133 円
	収納率	97.80%
全 体	調定額	65,416,142,230 円
	収納額	64,803,771,023 円
	収納率	99.06%

6-3 保険給付

6-3-1 医療費の状況（現物給付+現金給付）

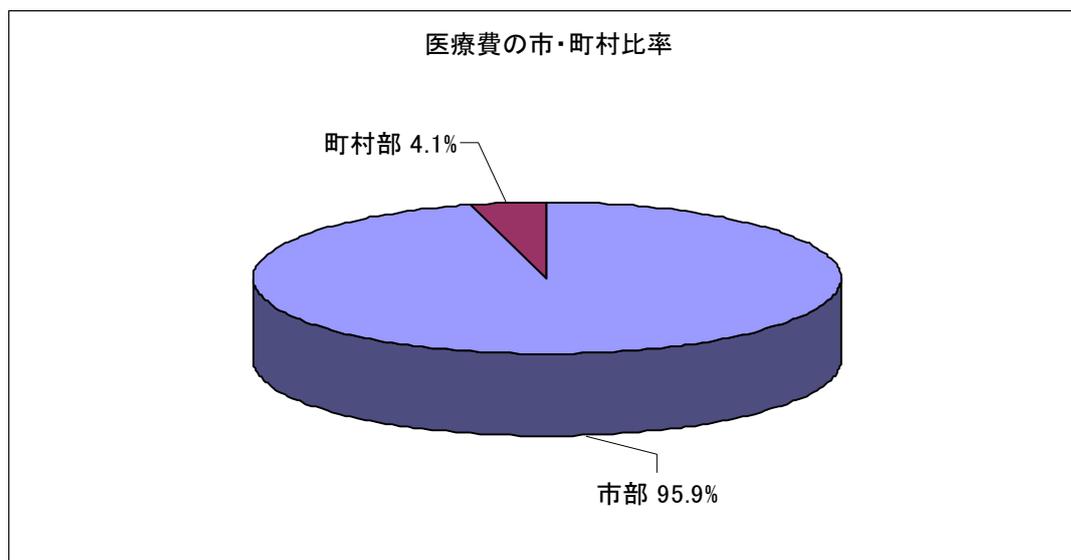
平成22年度の医療費については、3月診療（4月審査）～2月診療（3月審査）分の、12ヶ月間となる。従って、被保険者数と給付費の関係をみる場合は、12ヶ月ベースで算出となる。

県全体は、医療費6,398億5,951万9,572円、1人あたり医療費840,260円（※）である。

内訳は、市部については、医療費6,136億4,818万6,902円（全体の95.9%）、1人あたり医療費841,782円、町村部については、医療費262億1,133万2,670円（全体の4.1%）、1人あたり医療費806,155円である。

※現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は、824,714円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	639,859,519,572円	840,260円
市部 計	613,648,186,902円	841,782円
町村部 計	26,211,332,670円	806,155円



<医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多いところは横浜市、次いで川崎市、相模原市である。もっとも少ないところは清川村、次いで中井町、開成町である。

医療費の多い市町村		医療費の少ない市町村	
1. 横浜市	(266,529,390,730円)	1. 清川村	(281,879,453円)
2. 川崎市	(88,609,301,580円)	2. 中井町	(727,211,659円)
3. 相模原市	(41,549,420,741円)	3. 開成町	(1,017,064,908円)

< 1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村 >

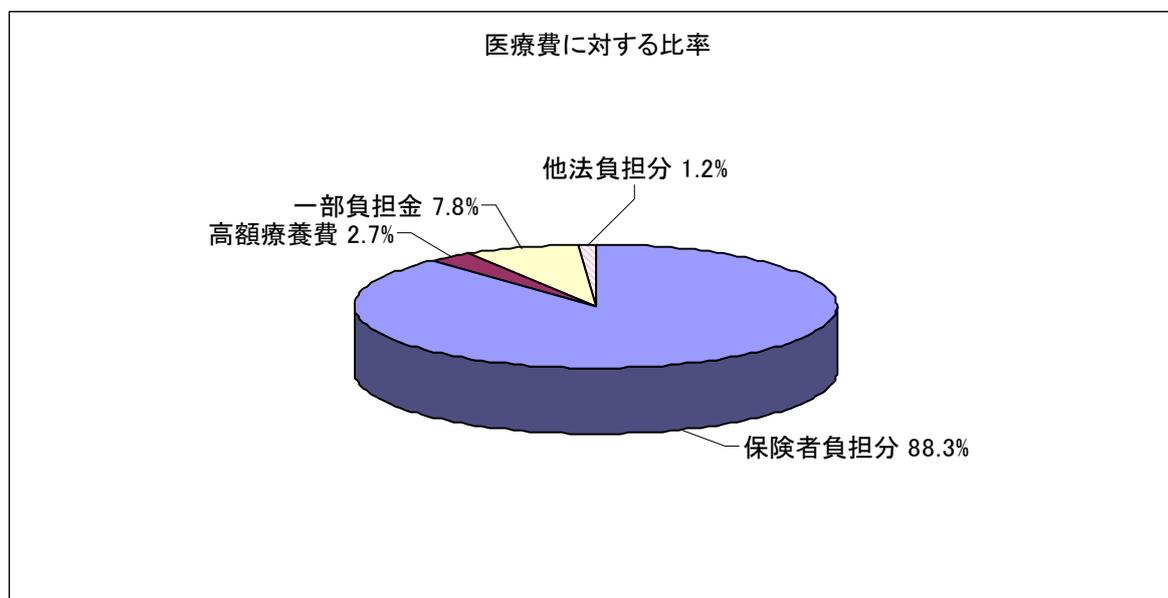
県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多いところは真鶴町、次いで川崎市、山北町である。もっとも少ないところは中井町、次いで綾瀬市、葉山町である。

1人あたり医療費が多い市町村		1人あたり医療費が少ない市町村	
1. 真鶴町	(906,930円)	1. 中井町	(733,076円)
2. 川崎市	(900,263円)	2. 綾瀬市	(736,288円)
3. 山北町	(862,568円)	3. 葉山町	(738,626円)

< 医療費の内訳 >

医療費を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分である。各内訳の金額は保険者負担分 5,650億6,621万4,200円、高額療養費 171億2,944万1,700円、一部負担金 498億5,685万4,158円、他法負担分 78億700万9,514円になる。広域連合の保険者負担分は88.3%、高額療養費は2.7%を占め、医療費の91%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
565,066,214,200円	17,129,441,700円	49,856,854,158円	7,807,009,514円

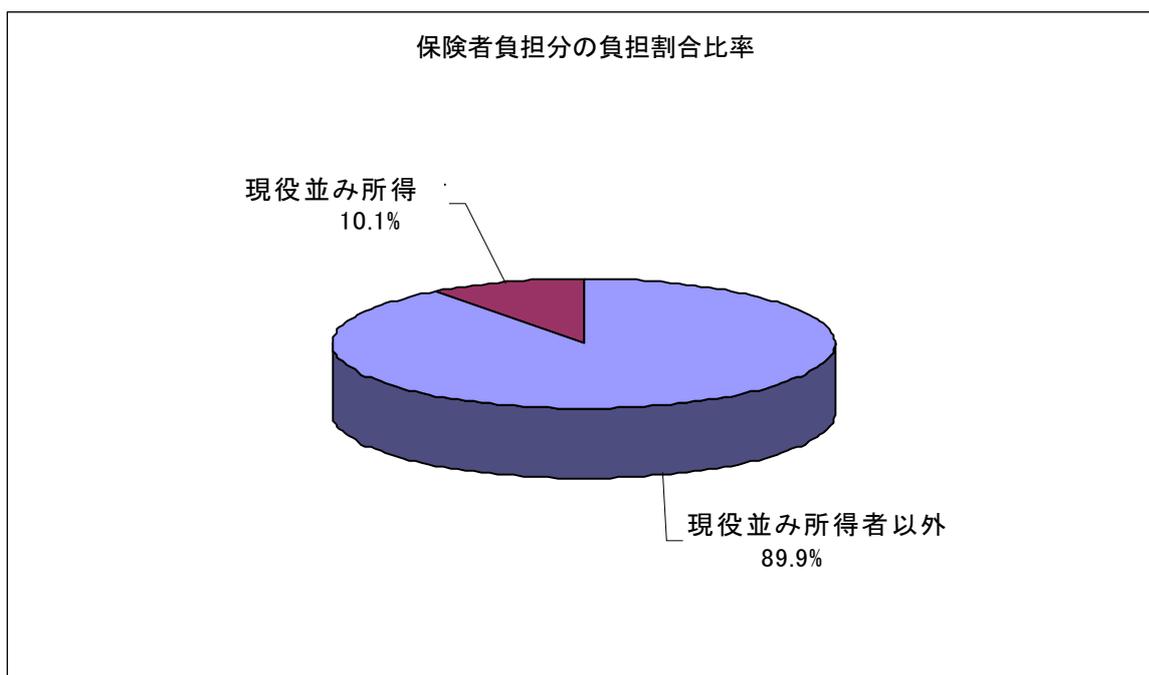


< 保険者負担分の負担割合別内訳 >

保険者負担分（※） 5,821 億 9,565 万 5,900 円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、585 億 1,412 万 4,300 円（全体の 10.1%）。現役並み所得者以外の保険者負担分は、5,236 億 8,153 万 1,600 円（全体の 89.9%）である。

保険者負担分()	現役並み所得者	現役並み所得者以外
582,195,655,900 円	58,514,124,300 円	523,681,531,600 円

※高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。



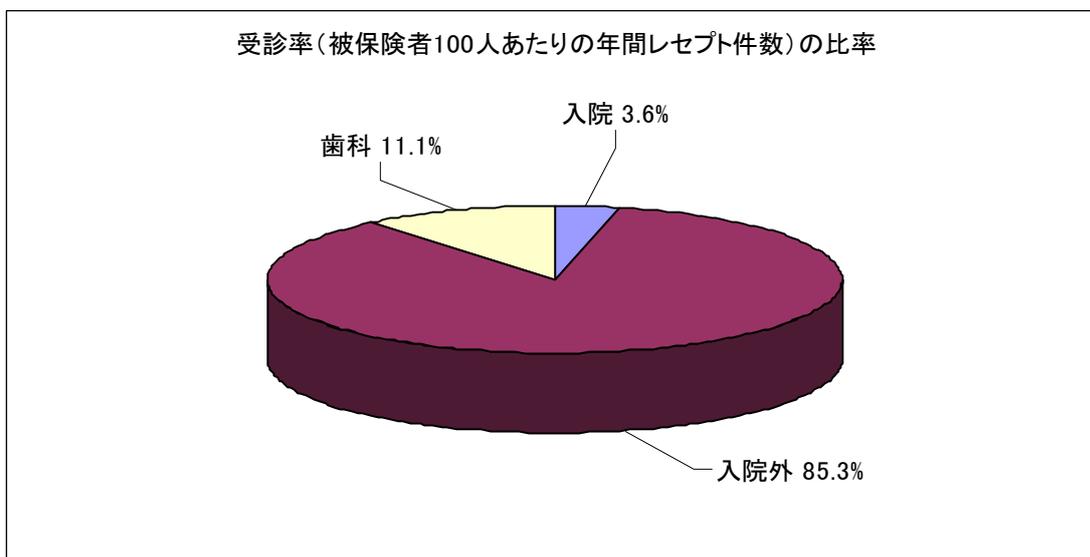
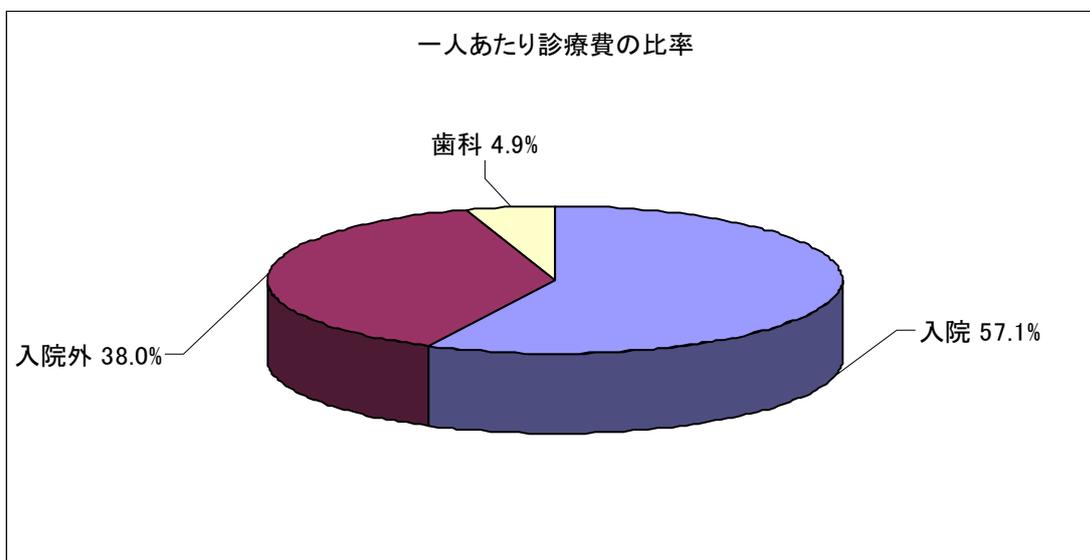
6-3-2 現物給付

< 1人あたり診療費の状況 >

1人あたりの年計の医療費のうち、「入院」・「入院外」・「歯科」別の状況については、次のとおりとなる。

年計	1人あたり診療費	受診率()	1件あたり日数	1日あたり診療費
合計	659,591 円	1,949.07	2.58 日	13,137 円
入院	376,620 円	70.16	16.86 日	31,839 円
入院外	250,824 円	1,663.08	2.02 日	7,472 円
歯科	32,147 円	215.83	2.23 日	6,679 円

※被保険者 100 人あたりの年間レセプト件数。

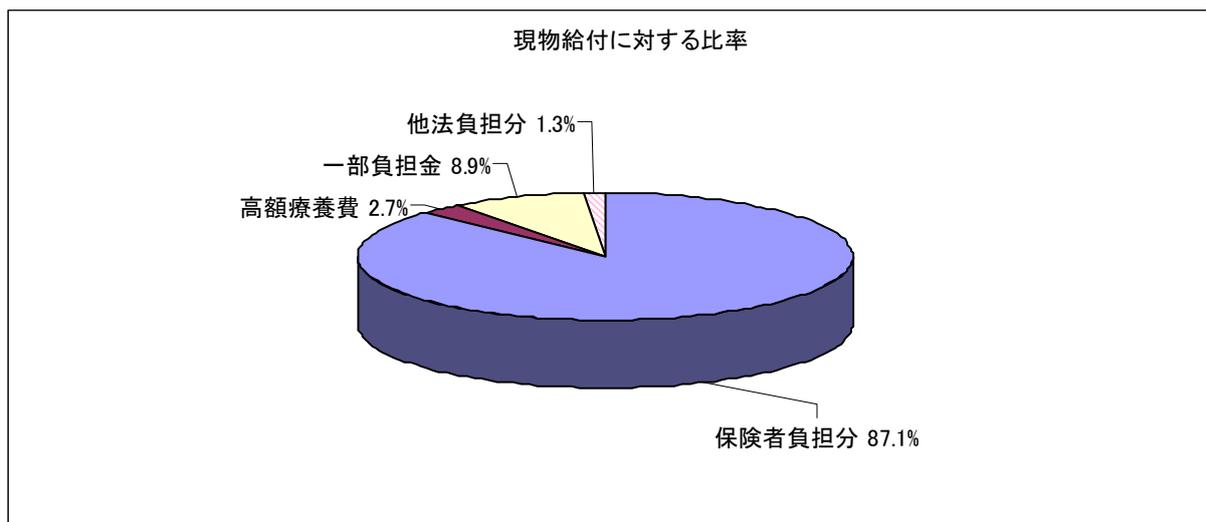


< 現物給付（療養の給付費）の内訳 >

現物給付を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分がある。

各内訳の金額は保険者負担分 5,471 億 5,761 万 5,018 円、高額療養費 171 億 2,911 万 4,353 円、一部負担金 560 億 5,455 万 8,706 円、他法負担分 76 億 7,923 万 4,171 円になる。広域連合の保険者負担分は 87.1%、高額療養費は 2.7% を占め、現物給付の 89.8% を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
547,157,615,018 円	17,129,114,353 円	56,054,558,706 円	7,679,234,171 円



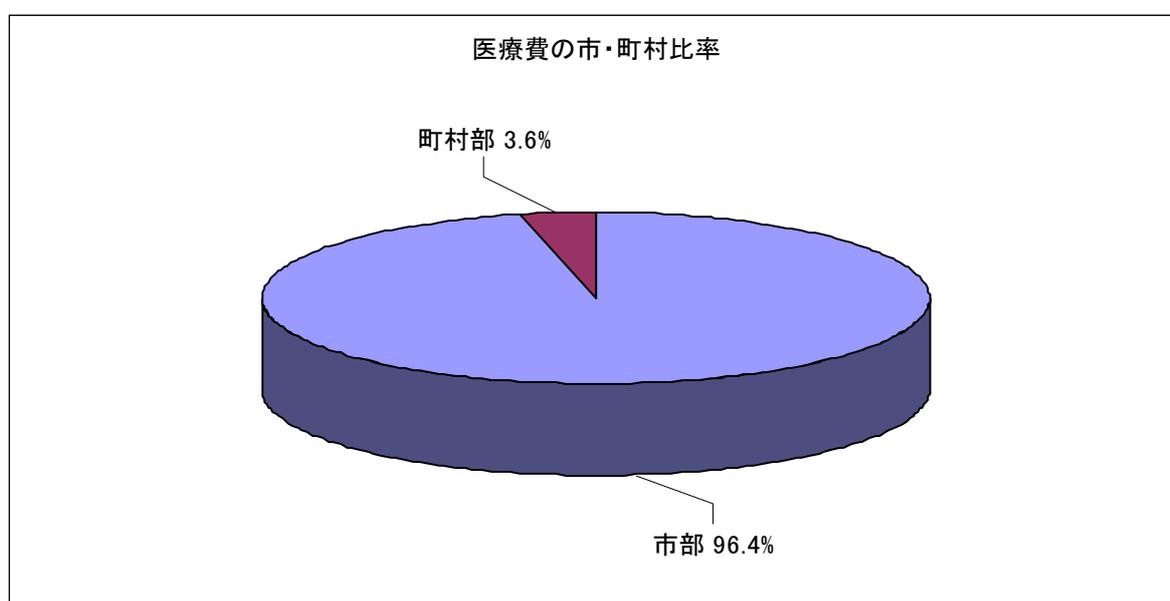
6-3-3 現金給付

<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、179億859万9,182円となる。

内訳は市部については、172億6,786万1,955円（全体の96.4%）、町村部については、6億4,073万7,227円（全体の3.6%）である。

県全体	市部	町村部
17,908,599,182円	17,267,861,955円	640,737,227円



1人あたり現金給付の多い市町村	1人あたり現金給付の少ない市町村
1. 川崎市 (29,567円)	1. 箱根町 (12,941円)
2. 二宮町 (26,130円)	2. 開成町 (12,989円)
3. 平塚市 (24,480円)	3. 山北町 (14,317円)

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで二宮町、平塚市である。もっとも少ない市町村は箱根町、次いで開成町、山北町である。

6-4 保健事業

6-4-1 基本的な検査項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）においてすべての対象者が受診する健診項目と同様で（腹囲を除く）、次の9項目からなる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付しているが、基本的な検査項目である9項目（広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定）を実施していることを交付の必須条件としている。

基本的な検査項目

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- (3) 身長及び体重の検査
- (4) BMIの測定（ $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$ ）
- (5) 血圧の測定
- (6) GOT、GPT及び γ -GTPの検査
- (7) 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6-4-2 受診人数と被保険者に占める割合

平成22年度の受診人数は169,893人となっている。

また、平成22年4月1日現在の被保険者数は、746,227人で、受診率は22.77%となっている。

受診者数の多い市町村は、川崎市31,931人、横浜市29,490人、藤沢市19,518人の順である。

受診率の高い市町村は、藤沢市56.68%、綾瀬市52.85%、茅ヶ崎市52.26%の順である。

6-5 医療費適正化

6-5-1 過誤調整

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、資格過誤点検業務、診療報酬明細書内容点検業務をおこなってきた。

平成22年度の過誤調整の傾向

昨年度と同様に被保険者証年次更新以降から過誤件数が増加している。また、平成22年2月から資格過誤点検を柔整についても実施しているため、件数は増加している。

平成22年度実績

返戻件数	87,481 枚	過誤調整額	3,689,239,000 円
------	----------	-------	-----------------

平成22年度再審査実績

申出件数	120,775 件	査定件数	48,988 件	査定額	1,285,490,814 円
------	-----------	------	----------	-----	-----------------

6-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件などがある。

高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

平成22年度実績

求償事務処理件数	求償額
2,652 件	278,128,813 円

6-5-3 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回発送した。

1回目 平成22年10月8日（平成22年1月～6月診療分）

2回目 平成23年3月18日（平成22年7月～12月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	発送対象者数	発送率
		1回目		2回目	
横須賀市	47,311	44,200	93.42%	45,186	95.50%
平塚市	23,086	21,556	93.37%	22,062	95.56%
鎌倉市	23,397	22,034	94.17%	22,491	96.12%
小田原市	21,032	19,509	92.75%	19,897	94.60%
逗子市	8,076	7,579	93.84%	7,729	95.70%
三浦市	6,516	6,107	93.72%	6,221	95.47%
秦野市	13,438	12,487	92.92%	12,766	94.99%
大和市	15,743	14,646	93.03%	15,184	96.44%
伊勢原市	7,660	7,164	93.52%	7,408	96.71%
海老名市	8,334	7,766	93.18%	8,079	96.94%
座間市	8,783	8,181	93.14%	8,531	97.13%
南足柄市	4,482	4,121	91.94%	4,236	94.51%
葉山町	4,066	3,804	93.55%	3,886	95.57%
寒川町	3,457	3,191	92.30%	3,271	94.61%
大磯町	3,956	3,686	93.17%	3,757	94.96%
二宮町	3,542	3,306	93.33%	3,374	95.25%
中井町	985	913	92.69%	936	95.02%
大井町	1,437	1,341	93.31%	1,365	94.98%
松田町	1,468	1,368	93.18%	1,385	94.34%
山北町	1,800	1,672	92.88%	1,708	94.88%
開成町	1,304	1,206	92.48%	1,251	95.93%
箱根町	1,702	1,585	93.12%	1,607	94.41%
真鶴町	1,308	1,207	92.27%	1,234	94.34%
湯河原町	3,800	3,505	92.23%	3,582	94.26%
愛川町	3,119	2,861	91.72%	2,956	94.77%
清川村	325	312	96.00%	316	97.23%
合計	220,127	205,307	93.26%	210,418	95.58%

※被保険者数は平成22年6月現在

統計

【このページは空白です】

表7-1-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	318,543	4,588	323,131
鶴 見 区	21,651	314	21,965
神 奈 川 区	20,494	219	20,713
西 区	8,677	109	8,786
中 区	12,787	152	12,939
南 区	20,564	312	20,876
保 土 ヶ 谷 区	20,485	332	20,817
磯 子 区	17,228	235	17,463
金 沢 区	20,542	251	20,793
港 北 区	24,722	309	25,031
戸 塚 区	22,672	364	23,036
港 南 区	20,790	299	21,089
旭 区	26,240	441	26,681
緑 区	13,570	210	13,780
瀬 谷 区	12,249	183	12,432
栄 区	11,842	190	12,032
泉 区	13,874	272	14,146
青 葉 区	19,817	225	20,042
都 筑 区	10,339	171	10,510
川 崎 市	100,835	702	101,537
川 崎 区	18,417	105	18,522
幸 区	13,104	111	13,215
中 原 区	14,986	127	15,113
高 津 区	13,412	131	13,543
多 摩 区	14,151	64	14,215
宮 前 区	13,216	100	13,316
麻 生 区	13,549	64	13,613
相 模 原 市	52,288	554	52,842
緑 区	12,658	140	12,798
中 央 区	17,790	211	18,001
南 区	21,840	203	22,043

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

【平成23年3月】

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	48,266	642	48,908
平 塚 市	23,419	579	23,998
鎌 倉 市	23,985	194	24,179
藤 沢 市	35,953	468	36,421
小 田 原 市	21,380	323	21,703
茅 ヶ 崎 市	21,833	138	21,971
逗 子 市	8,298	20	8,318
三 浦 市	6,617	96	6,713
秦 野 市	13,704	237	13,941
厚 木 市	15,296	75	15,371
大 和 市	16,624	48	16,672
伊 勢 原 市	8,074	16	8,090
海 老 名 市	8,757	77	8,834
座 間 市	9,313	13	9,326
南 足 柄 市	4,625	50	4,675
綾 瀬 市	5,944	20	5,964
葉 山 町	4,211	10	4,221
寒 川 町	3,606	10	3,616
大 磯 町	4,058	39	4,097
二 宮 町	3,655	11	3,666
中 井 町	1,006	2	1,008
大 井 町	1,468	4	1,472
松 田 町	1,500	5	1,505
山 北 町	1,812	21	1,833
開 成 町	1,348	14	1,362
箱 根 町	1,719	29	1,748
真 鶴 町	1,294	41	1,335
湯 河 原 町	3,804	82	3,886
愛 川 町	3,279	6	3,285
清 川 村	340	2	342
県 合 計	776,854	9,116	785,970
割	98.84%	1.16%	100.00%

表7-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成23年3月】

		割 合	人 口	被保険者数
1	真 鶴 町	16.4%	8,142	1,335
2	山 北 町	15.7%	11,642	1,833
3	湯 河 原 町	14.5%	26,729	3,886
4	逗 子 市	14.2%	58,403	8,318
5	三 浦 市	13.9%	48,127	6,713
6	鎌 倉 市	13.9%	174,252	24,179
7	葉 山 町	12.9%	32,823	4,221
8	松 田 町	12.8%	11,719	1,505
9	箱 根 町	12.8%	13,706	1,748
10	二 宮 町	12.5%	29,432	3,666
11	大 磯 町	12.4%	33,037	4,097
12	横 須 賀 市	11.7%	416,333	48,908
13	小 田 原 市	11.0%	197,891	21,703
14	南 足 柄 市	10.7%	43,837	4,675
15	中 井 町	10.1%	9,964	1,008
16	清 川 村	10.0%	3,423	342
17	茅 ヶ 崎 市	9.3%	235,419	21,971
18	平 塚 市	9.2%	260,401	23,998
19	藤 沢 市	8.9%	411,332	36,421
20	横 浜 市	8.8%	3,687,311	323,131
21	開 成 町	8.3%	16,387	1,362
22	大 井 町	8.3%	17,810	1,472
23	秦 野 市	8.2%	169,961	13,941
24	伊 勢 原 市	8.0%	100,989	8,090
25	愛 川 町	7.9%	41,711	3,285
26	寒 川 町	7.6%	47,478	3,616
27	相 模 原 市	7.4%	717,701	52,842
28	大 和 市	7.3%	228,917	16,672
29	座 間 市	7.2%	129,143	9,326
30	綾 瀬 市	7.2%	83,354	5,964
31	川 崎 市	7.1%	1,426,943	101,537
32	海 老 名 市	6.9%	127,810	8,834
33	厚 木 市	6.9%	223,972	15,371

表7-1-3 被保険者数の推移

【平成22年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横浜 市	307,752	308,633	309,460	310,369	311,673	313,101	314,524	315,982	316,555	319,393	320,964	323,131
川崎 市	96,794	97,175	97,399	97,656	97,991	98,440	98,858	99,382	99,581	100,392	100,933	101,537
相模原 市	49,880	50,117	50,254	50,417	50,652	50,929	51,187	51,490	51,626	52,152	52,482	52,842
横須賀 市	47,142	47,248	47,311	47,427	47,574	47,777	47,926	48,113	48,201	48,520	48,718	48,908
平塚 市	22,974	23,018	23,086	23,156	23,231	23,334	23,442	23,561	23,579	23,753	23,847	23,998
鎌倉 市	23,321	23,376	23,397	23,472	23,512	23,628	23,684	23,775	23,810	23,981	24,085	24,179
藤沢 市	34,567	34,709	34,811	34,912	35,039	35,207	35,390	35,582	35,627	36,008	36,182	36,421
小田原 市	20,937	20,990	21,032	21,053	21,134	21,237	21,297	21,379	21,396	21,571	21,632	21,703
茅ヶ崎 市	20,806	20,862	20,924	20,974	21,066	21,186	21,294	21,423	21,493	21,707	21,780	21,971
逗子 市	8,045	8,055	8,076	8,084	8,097	8,125	8,152	8,168	8,194	8,265	8,281	8,318
三浦 市	6,485	6,517	6,516	6,539	6,557	6,585	6,607	6,612	6,616	6,655	6,667	6,713
秦野 市	13,381	13,428	13,438	13,471	13,535	13,609	13,690	13,744	13,747	13,829	13,882	13,941
厚木 市	14,490	14,509	14,584	14,652	14,751	14,812	14,873	14,973	15,005	15,176	15,267	15,371
大和市	15,659	15,703	15,743	15,774	15,852	15,984	16,086	16,173	16,214	16,402	16,510	16,672
伊勢原 市	7,587	7,633	7,660	7,690	7,742	7,790	7,840	7,911	7,929	7,986	8,057	8,090
海老名 市	8,280	8,313	8,334	8,368	8,424	8,491	8,550	8,603	8,612	8,721	8,778	8,834
座間 市	8,726	8,754	8,783	8,831	8,886	8,933	8,994	9,078	9,102	9,190	9,265	9,326
南足柄 市	4,437	4,466	4,482	4,492	4,511	4,526	4,538	4,567	4,575	4,620	4,652	4,675
綾瀬 市	5,517	5,566	5,583	5,618	5,664	5,699	5,738	5,781	5,801	5,864	5,913	5,964
葉山 町	4,063	4,059	4,066	4,069	4,077	4,088	4,098	4,132	4,129	4,179	4,199	4,221
寒川 町	3,423	3,432	3,457	3,458	3,475	3,498	3,515	3,517	3,521	3,558	3,580	3,616
大磯 町	3,927	3,938	3,956	3,970	3,976	3,982	4,001	3,998	4,010	4,048	4,068	4,097
二宮 町	3,514	3,526	3,542	3,531	3,551	3,565	3,591	3,601	3,607	3,632	3,640	3,666
中井 町	983	987	985	985	987	986	997	1,001	999	1,009	1,007	1,008
大井 町	1,429	1,436	1,437	1,448	1,455	1,458	1,461	1,465	1,456	1,463	1,464	1,472
松田 町	1,461	1,467	1,468	1,458	1,460	1,471	1,481	1,485	1,481	1,487	1,493	1,505
山北 町	1,802	1,794	1,800	1,799	1,800	1,803	1,808	1,818	1,815	1,827	1,828	1,833
開成 町	1,300	1,304	1,304	1,304	1,306	1,313	1,319	1,328	1,339	1,349	1,354	1,362
箱根 町	1,689	1,695	1,702	1,704	1,708	1,714	1,718	1,722	1,717	1,723	1,734	1,748
真鶴 町	1,311	1,308	1,308	1,314	1,320	1,321	1,321	1,321	1,317	1,327	1,333	1,335
湯河原 町	3,788	3,793	3,800	3,810	3,815	3,819	3,815	3,816	3,821	3,846	3,857	3,886
愛川 町	3,100	3,118	3,119	3,125	3,138	3,157	3,174	3,199	3,210	3,260	3,274	3,285
漕川 村	324	327	325	326	329	329	328	329	331	333	338	342
県合計	748,894	751,256	753,142	755,256	758,288	761,897	765,297	769,029	770,416	777,226	781,064	785,970
前月比		100.32%	100.25%	100.28%	100.40%	100.48%	100.45%	100.49%	100.18%	100.88%	100.49%	100.63%

表7-1-4 月別被保険者異動状況

【平成22年度】

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成22年 4月	461	56	6,074	170	6,761	319	141	3,388	147	3,995
平成22年 5月	439	29	5,863	122	6,453	299	144	3,347	89	3,879
平成22年 6月	420	54	5,178	130	5,782	286	170	3,206	99	3,761
平成22年 7月	395	40	5,656	118	6,209	289	194	3,391	134	4,008
平成22年 8月	431	59	6,519	113	7,122	277	175	3,379	119	3,950
平成22年 9月	346	42	6,902	102	7,392	248	111	3,214	131	3,704
平成22年 10月	410	42	7,103	126	7,681	311	145	3,439	160	4,055
平成22年 11月	453	47	7,702	95	8,297	318	132	3,680	173	4,303
平成22年 12月	435	43	5,458	106	6,042	308	128	3,858	156	4,450
平成23年 1月	309	31	11,293	126	11,759	213	160	4,252	196	4,821
平成23年 2月	359	52	7,782	86	8,279	228	173	3,586	162	4,149
平成23年 3月	512	53	8,985	121	9,671	323	156	3,829	212	4,520

表7-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成22年度】

		平成22年3月末	平成23年3月末	伸び率
1	綾 瀬 市	5,482	5,964	8.8%
2	座 間 市	8,666	9,326	7.6%
3	海 老 名 市	8,237	8,834	7.2%
4	伊 勢 原 市	7,550	8,090	7.2%
5	大 和 市	15,605	16,672	6.8%
6	厚 木 市	14,410	15,371	6.7%
7	相 模 原 市	49,614	52,842	6.5%
8	愛 川 町	3,090	3,285	6.3%
9	清 川 村	322	342	6.2%
10	茅 ヶ 崎 市	20,733	21,971	6.0%
11	南 足 柄 市	4,412	4,675	6.0%
12	寒 川 町	3,418	3,616	5.8%
13	藤 沢 市	34,435	36,421	5.8%
14	開 成 町	1,291	1,362	5.5%
15	横 浜 市	306,633	323,131	5.4%
16	川 崎 市	96,514	101,537	5.2%
17	平 塚 市	22,926	23,998	4.7%
18	大 磯 町	3,920	4,097	4.5%
19	二 宮 町	3,510	3,666	4.4%
20	秦 野 市	13,364	13,941	4.3%
21	葉 山 町	4,047	4,221	4.3%
22	横 須 賀 市	46,988	48,908	4.1%
23	小 田 原 市	20,861	21,703	4.0%
24	鎌 倉 市	23,257	24,179	4.0%
25	三 浦 市	6,465	6,713	3.8%
26	逗 子 市	8,028	8,318	3.6%
27	箱 根 町	1,689	1,748	3.5%
28	大 井 町	1,428	1,472	3.1%
29	湯 河 原 町	3,770	3,886	3.1%
30	松 田 町	1,466	1,505	2.7%
31	中 井 町	982	1,008	2.6%
32	真 鶴 町	1,309	1,335	2.0%
33	山 北 町	1,805	1,833	1.6%

表7-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成23年3月】

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	1,437	3,151	144,458	95,142	51,063	20,814	6,126	940	323,131
川 崎 市	199	503	45,544	29,937	16,270	6,816	1,994	274	101,537
相 模 原 市	122	432	24,693	15,099	8,059	3,343	935	159	52,842
横 須 賀 市	227	415	21,445	14,280	8,014	3,395	997	135	48,908
平 塚 市	194	385	10,293	6,932	3,929	1,682	511	72	23,998
鎌 倉 市	60	134	10,051	7,312	4,113	1,790	624	95	24,179
藤 沢 市	147	321	16,062	10,533	5,887	2,525	820	126	36,421
小 田 原 市	84	239	9,349	6,368	3,648	1,523	434	58	21,703
茅ヶ崎市	41	97	9,887	6,393	3,578	1,486	423	66	21,971
逗 子 市	3	17	3,436	2,602	1,463	583	177	37	8,318
三 浦 市	27	69	2,846	2,006	1,133	491	118	23	6,713
秦 野 市	75	162	6,004	4,054	2,377	960	266	43	13,941
厚 木 市	28	47	7,143	4,416	2,382	1,000	308	47	15,371
大 和 市	17	31	7,814	4,819	2,508	1,091	341	51	16,672
伊 勢 原 市	6	10	3,585	2,283	1,396	623	165	22	8,090
海 老 名 市	19	58	4,172	2,568	1,287	548	156	26	8,834
座 間 市	3	10	4,573	2,579	1,349	589	200	23	9,326
南 足 柄 市	8	42	2,148	1,338	711	322	94	12	4,675
綾 瀬 市	7	13	2,994	1,611	851	373	99	16	5,964
葉 山 町	0	10	1,734	1,233	775	333	120	16	4,221
寒 川 町	5	5	1,701	1,035	543	244	74	9	3,616
大 磯 町	7	32	1,704	1,213	711	313	106	11	4,097
二 宮 町	1	10	1,617	1,119	590	243	78	8	3,666
中 井 町	0	2	416	287	196	79	25	3	1,008
大 井 町	0	4	660	419	254	100	29	6	1,472
松 田 町	1	4	628	470	263	98	32	9	1,505
山 北 町	2	19	723	561	347	137	39	5	1,833
開 成 町	1	13	629	365	233	85	32	4	1,362
箱 根 町	4	25	742	498	300	127	47	5	1,748
真 鶴 町	8	33	550	394	233	84	29	4	1,335
湯 河 原 町	7	75	1,630	1,123	639	304	95	13	3,886
愛 川 町	2	4	1,554	907	536	224	48	10	3,285
清 川 村	0	2	152	102	60	19	7	0	342
県 合 計	2,742	6,374	350,937	229,998	125,698	52,344	15,549	2,328	785,970
割 合	0.35%	0.81%	44.65%	29.26%	15.99%	6.66%	1.98%	0.30%	100.00%

表7-1-7 負担区分別被保険者内訳

【平成23年3月】

	現役並み所得	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	42,244	172,700	44,732	63,455	323,131
川 崎 市	14,368	53,837	15,705	17,627	101,537
相 模 原 市	5,206	31,295	7,597	8,744	52,842
横 須 賀 市	3,835	29,399	6,639	9,035	48,908
平 塚 市	2,281	14,060	3,538	4,119	23,998
鎌 倉 市	4,618	11,975	2,941	4,645	24,179
藤 沢 市	5,333	19,576	4,757	6,755	36,421
小 田 原 市	2,106	12,941	3,347	3,309	21,703
茅 ヶ 崎 市	2,618	12,630	2,722	4,001	21,971
逗 子 市	1,294	4,455	1,005	1,564	8,318
三 浦 市	449	3,920	1,025	1,319	6,713
秦 野 市	1,301	8,336	1,976	2,328	13,941
厚 木 市	1,904	8,837	2,311	2,319	15,371
大 和 市	1,939	9,385	2,397	2,951	16,672
伊 勢 原 市	909	4,870	995	1,316	8,090
海 老 名 市	943	5,463	976	1,452	8,834
座 間 市	921	5,288	1,442	1,675	9,326
南 足 柄 市	460	3,127	554	534	4,675
綾 瀬 市	564	3,643	753	1,004	5,964
葉 山 町	620	2,297	527	777	4,221
寒 川 町	375	2,145	497	599	3,616
大 磯 町	448	2,434	495	720	4,097
二 宮 町	361	2,233	503	569	3,666
中 井 町	83	684	114	127	1,008
大 井 町	160	1,016	152	144	1,472
松 田 町	128	981	217	179	1,505
山 北 町	121	1,314	191	207	1,833
開 成 町	121	976	118	147	1,362
箱 根 町	189	859	367	333	1,748
真 鶴 町	83	803	225	224	1,335
湯 河 原 町	294	2,002	851	739	3,886
愛 川 町	272	2,063	471	479	3,285
清 川 村	38	232	42	30	342
市 計	93,293	415,737	105,412	138,152	752,594
町 村 計	3,293	20,039	4,770	5,274	33,376
県 合 計	96,586	435,776	110,182	143,426	785,970
全体に対する割合	12.29%	55.44%	14.02%	18.25%	100.00%

表7-1-8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成22年8月】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ		合 計
			長期入院(再掲)	
横 浜 市	6,052	3,389	358	9,441
川 崎 市	1,482	1,366	137	2,848
相 模 原 市	893	553	55	1,446
横 須 賀 市	743	423	37	1,166
平 塚 市	710	459	43	1,169
鎌 倉 市	327	168	19	495
藤 沢 市	995	577	73	1,572
小 田 原 市	375	324	47	699
茅 ヶ 崎 市	273	152	18	425
逗 子 市	107	43	11	150
三 浦 市	473	272	8	745
秦 野 市	242	164	28	406
厚 木 市	455	345	21	800
大 和 市	1,593	946	21	2,539
伊 勢 原 市	174	102	17	276
海 老 名 市	129	56	8	185
座 間 市	148	90	13	238
南 足 柄 市	28	26	11	54
綾 瀬 市	76	31	1	107
葉 山 町	46	20	0	66
寒 川 町	88	51	6	139
大 磯 町	46	23	6	69
二 宮 町	39	25	3	64
中 井 町	13	3	1	16
大 井 町	4	2	0	6
松 田 町	15	3	0	18
山 北 町	25	22	10	47
開 成 町	13	6	2	19
箱 根 町	58	53	2	111
真 鶴 町	9	5	0	14
湯 河 原 町	8	19	7	27
愛 川 町	221	146	10	367
清 川 村	0	0	0	0
合 計	15,860	9,864	973	25,724

長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表7-2-1 賦課・軽減状況

【平成22年度】

市町村	賦課状況										軽減状況											
	市 民 税 額 (円)	所得割額 (円)	被保険者 数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	賦課総額 (円)	軽減総額 (円)	軽減総数 (人)	軽減総額 (円)	所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額8.5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)	被用者保険の被扶養者 の均等割額軽減	所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)					
横浜市	880,142,615,334	28,206,506,502	339,483	13,328,102,380	41,534,609,082	6,740,033,980	34,794,575,102	165,159	4,698,838,822	22,462	235,165,270	31,374	1,046,981,754	68,731	1,888,865,342	539,675,812	4,079	80,070,770	22,039	778,726,026	16,474	129,353,848
川崎市	128,590,623,417	9,541,400,968	107,014	4,201,369,640	13,742,770,608	2,674,993,551	11,067,777,057	53,178	1,481,906,028	7,824	81,792,352	10,592	353,465,632	20,328	558,654,096	159,615,456	1,416	27,796,080	7,218	255,040,812	5,800	45,541,600
相模原市	49,775,300,904	3,693,322,249	55,459	2,177,320,340	5,870,642,589	701,049,819	5,169,592,770	28,304	777,084,616	4,252	44,981,803	5,419	180,837,449	9,813	269,680,866	77,051,676	925	18,157,750	4,526	159,921,684	3,369	26,453,388
横浜賀市	38,360,634,030	2,846,347,884	51,601	2,025,855,260	4,872,203,144	236,652,375	4,635,550,769	25,374	711,829,192	3,681	38,759,678	4,660	155,508,860	10,298	283,009,636	80,859,896	642	12,602,460	3,393	119,888,262	2,700	21,200,400
平塚市	20,837,562,665	1,546,142,024	25,201	989,391,260	2,535,533,284	259,754,325	2,275,778,959	13,171	365,006,625	1,941	21,065,469	2,372	79,156,012	4,717	129,632,594	37,037,884	469	9,206,470	2,186	77,240,124	1,486	11,668,072
鎌倉市	34,351,573,709	2,548,880,859	25,477	1,000,227,020	3,549,107,879	600,708,403	2,948,399,476	11,266	326,784,828	1,456	15,072,206	2,008	67,008,968	5,239	143,978,198	41,136,628	189	3,710,070	1,355	47,877,570	1,019	8,001,188
藤沢市	45,700,188,186	3,309,945,544	38,126	1,496,826,760	4,887,772,304	860,828,230	4,026,944,074	17,957	510,712,453	2,468	25,955,492	3,229	107,754,959	7,491	205,867,662	58,819,332	423	8,303,490	2,543	89,854,362	1,803	14,157,156
小田原市	18,712,694,579	1,388,477,544	22,861	897,522,860	2,286,000,204	233,696,781	2,052,303,423	12,247	335,739,608	1,920	19,912,538	2,406	80,200,626	3,949	108,520,418	31,007,548	407	7,989,410	2,184	77,169,456	1,381	10,843,612
茅ヶ崎市	23,825,612,148	1,767,855,396	23,060	905,335,600	2,673,190,996	400,987,313	2,272,203,683	10,956	312,461,108	1,457	15,500,431	1,865	62,236,915	4,621	126,994,322	36,284,092	254	4,986,020	1,630	57,594,420	1,129	8,864,908
逗子市	10,549,736,524	782,788,404	8,771	344,349,460	1,127,137,864	171,192,160	955,945,704	3,963	113,325,379	538	5,395,713	726	24,227,346	1,818	49,962,276	14,274,936	76	1,491,880	424	14,981,616	381	2,991,612
三浦市	4,209,241,861	312,324,447	7,062	277,254,120	589,578,567	23,407,356	566,171,211	4,349	118,821,128	718	7,361,988	880	29,366,480	1,561	42,899,402	12,256,972	131	2,571,530	584	20,635,056	475	3,729,700
養野市	11,890,458,662	882,268,959	14,721	577,946,460	1,460,215,419	135,383,498	1,324,831,921	7,914	218,113,965	1,235	13,188,543	1,478	49,322,338	2,695	74,063,990	21,161,140	203	3,984,890	1,394	49,255,596	909	7,137,468
厚木市	17,280,598,605	1,282,216,938	16,177	635,109,020	1,917,325,958	314,609,338	1,602,716,620	8,155	223,154,942	1,274	13,428,022	1,596	53,260,116	2,716	74,641,112	21,326,032	253	4,966,390	1,359	48,018,906	957	7,514,364
大和市	17,996,835,478	1,335,361,387	17,498	686,971,480	2,022,332,867	305,583,949	1,716,748,918	8,567	239,685,674	666	6,858,438	801	26,730,171	1,488	40,893,216	11,683,776	249	4,887,870	1,270	44,874,180	943	7,404,436
伊勢原市	7,794,635,611	578,360,178	8,432	331,040,320	909,400,498	105,571,378	803,829,120	4,317	118,833,847	666	6,858,438	801	26,730,171	1,488	40,893,216	11,683,776	132	2,591,160	743	26,253,162	487	3,823,924
海老名市	9,690,636,504	719,043,162	9,280	364,332,800	1,083,375,962	169,617,249	913,758,213	4,163	116,627,140	580	5,937,496	682	22,759,022	1,575	43,284,150	12,366,900	102	2,002,260	752	26,571,168	472	3,706,144
座間市	8,249,438,507	612,106,255	9,741	382,431,660	994,537,915	89,717,150	904,820,765	5,095	141,454,737	746	7,776,400	1,007	33,604,597	1,906	52,380,692	14,965,912	125	2,453,750	727	25,687,818	584	4,585,568
足柄北町	3,851,687,354	285,794,163	4,920	193,159,200	478,953,363	36,250,546	442,702,817	2,370	64,603,176	385	4,199,703	399	13,315,029	698	19,182,436	5,480,696	80	1,570,400	528	18,656,352	280	2,198,560
綾瀬市	5,958,138,436	442,092,510	6,198	243,333,480	685,425,990	94,137,618	591,288,372	3,010	84,186,660	414	4,496,712	526	17,553,146	1,154	31,714,228	9,061,208	76	1,491,880	483	17,066,322	357	2,803,164
葉山町	5,612,773,471	416,466,778	4,467	175,374,420	591,841,198	108,888,860	482,952,338	2,036	59,294,720	272	2,948,768	352	11,746,592	870	23,909,340	6,831,240	50	981,500	328	11,589,552	164	1,287,728
寒川町	3,820,750,320	283,498,864	3,820	149,973,200	433,472,064	80,916,758	352,555,306	2,001	53,338,535	315	3,208,839	382	12,747,722	677	18,605,314	5,315,804	65	1,275,950	301	10,635,534	261	2,049,372
大磯町	4,369,885,247	324,244,588	4,297	168,700,220	492,944,808	93,918,263	399,026,545	2,208	62,222,559	291	3,063,628	377	12,580,867	877	24,101,714	6,886,204	58	1,138,540	353	12,472,902	252	1,978,704
二宮町	3,529,430,885	261,882,901	3,870	151,936,200	413,819,101	44,656,256	369,162,845	1,819	50,746,505	275	2,908,195	330	11,012,430	665	18,275,530	5,221,580	61	1,197,430	302	10,670,868	186	1,460,472
中井町	685,777,582	50,884,510	1,065	41,811,900	92,696,410	7,589,053	85,107,357	653	17,201,126	103	1,114,341	111	3,704,181	163	4,479,566	1,279,876	26	510,380	151	5,335,434	99	777,348
大井町	1,428,583,074	90,418,540	1,556	61,088,560	151,507,100	11,323,717	140,183,383	781	20,649,092	146	1,598,177	137	4,571,827	198	5,441,436	1,554,696	34	667,420	172	6,077,448	94	738,088
松田町	1,422,045,512	105,515,455	1,592	62,501,920	168,017,375	31,084,989	136,932,386	838	22,899,213	130	1,314,065	168	5,606,328	241	6,623,162	1,892,332	26	510,380	175	6,183,450	98	769,496
山北町	1,134,603,550	84,187,221	1,936	76,007,360	160,194,581	5,119,443	155,075,138	996	26,238,726	165	1,795,450	168	5,606,328	268	7,365,176	2,104,336	28	549,640	216	7,632,144	151	1,185,652
開成町	1,116,282,994	82,827,893	1,426	55,984,760	138,812,653	7,647,273	131,165,380	609	15,811,603	110	1,193,142	69	2,302,599	179	4,919,278	1,405,508	24	471,120	136	4,805,424	91	714,532
箱根町	1,743,433,516	129,362,412	1,838	72,159,880	201,522,292	38,500,099	163,022,193	1,193	31,815,850	200	2,029,288	284	9,477,364	349	9,591,218	2,740,348	43	844,090	169	5,971,446	148	1,162,096
真鶴町	775,374,722	57,532,542	1,417	55,631,420	113,163,962	6,278,783	106,885,179	926	25,124,522	147	1,654,894	162	5,406,102	287	7,887,334	2,253,524	49	961,870	173	6,112,782	108	848,016
湯河原町	2,935,825,351	217,837,499	4,156	163,164,560	381,002,059	55,529,973	325,472,086	2,774	76,392,783	412	4,007,158	653	21,791,263	873	23,991,786	6,854,796	102	2,002,260	436	15,405,624	298	2,339,806
愛川町	2,160,268,427	160,291,274	3,458	135,761,080	296,052,354	17,114,123	278,938,231	2,045	54,907,575	325	3,463,234	369	12,313,899	565	15,527,330	4,436,380	72	1,413,360	442	15,617,628	272	2,135,744
清川村	199,974,607	14,838,058	355	13,937,300	28,775,358	313,398	28,461,960	218	5,952,507	34	399,180	45	1,501,695	45	1,236,690	353,340	11	215,930	58	2,049,372	25	196,300
合 計	868,493,311,772	64,442,023,708	826,335	32,441,912,100	96,883,935,808	14,652,606,507	82,231,329,301	408,612	11,482,265,244	58,156	610,417,452	77,242	2,577,642,782	1,603,331	4,406,216,542	12,258,919,012	10,880	213,574,400	58,750	2,075,872,500	43,253	339,622,556

※ 月次調定集計表(平成23年3月30日現在)による

被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表7-2-2 保険料に係る減免状況

【平成23年7月時点】

	申請件数	決定 (件数)			却下 (件数)	減免額 (円)
		災害による 減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
横 浜 市	55	45	5	3	2	1,105,600
川 崎 市	16	12	0	2	2	279,420
相 模 原 市	3	1	0	2	0	61,380
横 須 賀 市	3	3	0	0	0	19,720
平 塚 市	3	3	0	0	0	23,730
鎌 倉 市	3	2	1	0	0	29,730
藤 沢 市	0	0	0	0	0	0
小 田 原 市	3	3	0	0	0	15,050
茅 ヶ 崎 市	4	3	1	0	0	308,080
逗 子 市	0	0	0	0	0	0
三 浦 市	1	1	0	0	0	4,660
秦 野 市	3	3	0	0	0	15,860
厚 木 市	4	2	1	1	0	84,100
大 和 市	7	6	1	0	0	22,440
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0
座 間 市	2	2	0	0	0	6,540
南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0
綾 瀬 市	1	1	0	0	0	17,070
葉 山 町	6	6	0	0	0	104,780
寒 川 町	1	1	0	0	0	320
大 磯 町	0	0	0	0	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0
山 北 町	1	1	0	0	0	107,000
開 成 町	0	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0
愛 川 町	0	0	0	0	0	0
清 川 村	0	0	0	0	0	0
合 計	116	95	9	8	4	2,205,480

※平成23年7月、平成22年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

表 7-2-3 所得階層別被保険者状況

【平成22年10月時点】

	被保険者数(人)	割合(%)
所得なし	417,819	55.98%
1 ～ 50万円未満	44,674	5.99%
50 ～ 100万円未満	47,704	6.39%
100 ～ 150万円未満	69,168	9.27%
150 ～ 200万円未満	74,284	9.95%
200 ～ 300万円未満	46,124	6.18%
300 ～ 400万円未満	16,226	2.17%
400 ～ 500万円未満	7,847	1.05%
500 ～ 600万円未満	4,614	0.62%
600 ～ 700万円未満	3,121	0.42%
700 ～ 800万円未満	2,288	0.31%
800 ～ 900万円未満	1,770	0.24%
900 ～ 1,000万円未満	1,383	0.19%
1,000万円超	9,330	1.25%
合計	746,352	100.00%

※「平成22年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成22年10月、国への提出資料より)

表7-2-4 保険料収納率集計状況

【平成23年7月】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額	収納率	全 体		不納 欠損額	収納率
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額			調定額	収納額		
横浜市	16,634,557,310	16,634,557,310	11,189,689,120	10,943,331,060	27,824,246,430	27,577,888,370	0	99.11%	488,993,920	136,105,825	0	27.83%
川崎市	4,460,281,140	4,460,281,140	4,419,052,580	4,316,018,150	8,879,333,720	8,776,299,290	0	98.83%	128,661,435	40,365,985	46,962,242	31.37%
相模原市	2,353,949,450	2,353,949,450	1,689,259,310	1,641,950,110	4,043,208,760	3,995,899,560	0	98.82%	60,128,070	18,802,830	29,018,690	31.27%
横須賀市	2,308,666,760	2,308,666,760	1,323,210,240	1,285,946,780	3,631,877,000	3,594,613,540	0	98.97%	45,967,716	10,226,926	16,175,270	22.24%
平塚市	1,080,341,100	1,080,341,100	697,927,640	684,944,900	1,778,268,740	1,765,286,000	0	99.26%	20,232,600	9,021,310	5,831,870	44.58%
鎌倉市	1,350,932,510	1,350,932,510	1,075,665,380	1,058,080,755	2,426,597,890	2,409,013,265	0	99.27%	23,513,290	8,626,015	9,100,510	36.68%
藤沢市	1,644,612,690	1,644,612,690	1,614,957,400	1,584,748,180	3,259,570,090	3,229,360,870	0	99.07%	61,316,038	26,994,128	0	44.02%
小田原市	967,336,190	967,336,190	643,733,090	628,877,260	1,611,069,280	1,596,213,450	0	99.07%	20,216,220	5,892,240	7,449,250	29.14%
茅ヶ崎市	1,057,732,360	1,057,732,360	745,783,170	731,642,380	1,803,515,530	1,789,374,740	0	99.21%	23,606,250	10,665,400	5,456,060	45.18%
逗子市	477,353,800	477,353,800	303,335,780	296,020,280	780,689,580	773,374,080	0	99.06%	9,455,100	1,999,690	4,247,155	21.14%
三浦市	249,098,480	249,098,480	168,778,750	164,255,520	417,877,230	413,354,000	0	98.91%	13,303,840	6,070,140	457,320	45.62%
秦野市	467,138,120	467,138,120	556,604,520	547,265,020	1,023,742,640	1,014,403,140	120,720	99.08%	12,119,150	4,892,300	1,903,660	40.36%
厚木市	696,125,680	696,125,680	569,721,190	559,967,620	1,265,846,870	1,256,093,300	0	99.22%	15,385,860	6,845,330	1,737,120	44.49%
大和市	777,397,310	777,397,310	579,501,810	565,053,660	1,356,899,120	1,342,450,970	0	98.93%	17,142,860	4,401,330	4,526,470	25.67%
伊勢原市	369,716,260	369,716,260	263,674,970	259,477,670	633,391,230	629,193,930	0	99.33%	7,298,150	1,486,600	0	20.36%
海老名市	402,252,670	402,252,670	324,479,950	317,813,360	726,732,620	720,066,030	0	99.08%	6,496,100	2,199,670	2,148,570	33.86%
座間市	438,500,300	438,500,300	268,603,700	261,030,050	707,104,000	699,530,350	0	98.92%	14,503,135	3,867,215	0	26.66%
南足柄市	176,210,770	176,210,770	172,914,800	171,175,970	349,125,570	347,386,740	0	99.50%	3,343,750	373,200	1,325,900	11.16%
綾瀬市	227,659,170	227,659,170	237,359,870	235,453,730	465,019,040	463,112,900	0	99.59%	2,201,290	1,232,850	326,290	56.00%
葉山町	172,167,990	172,167,990	217,333,270	215,088,830	389,501,260	387,256,820	0	99.42%	4,022,510	1,101,290	1,246,340	27.37%
寒川町	132,912,250	132,912,250	142,296,100	141,335,810	275,208,350	274,248,060	0	99.65%	2,262,410	848,510	0	37.50%
大磯町	186,635,920	186,635,920	126,372,110	123,139,770	313,008,030	309,775,690	0	98.96%	5,128,050	1,141,400	1,383,760	22.25%
二宮町	184,349,150	184,349,150	108,793,350	106,513,940	293,142,500	290,863,090	0	99.22%	2,824,370	671,020	0	23.75%
中井町	34,741,620	34,741,620	28,374,960	28,374,960	63,116,580	63,116,580	0	100.00%	24,600	24,600	0	100.00%
大井町	60,763,880	60,763,880	49,858,430	49,230,680	110,622,310	109,994,560	0	99.43%	934,570	381,090	0	40.77%
松田町	66,236,110	66,236,110	39,978,680	39,759,970	106,214,790	105,996,080	0	99.79%	425,240	241,310	52,100	56.74%
山北町	80,062,520	80,062,520	40,808,050	40,221,660	120,870,570	120,284,180	0	99.51%	1,372,680	191,230	0	13.93%
開成町	69,218,400	69,218,400	37,574,260	37,085,740	106,792,660	106,304,140	0	99.54%	278,280	44,100	0	15.84%
箱根町	60,113,900	60,113,900	61,485,010	57,777,968	121,598,910	117,891,868	3,270	96.95%	4,437,380	1,193,440	612,395	26.89%
真鶴町	50,375,220	50,375,220	25,160,940	23,662,870	75,536,160	74,038,090	0	98.01%	2,016,890	200,130	0	9.92%
湯河原町	133,468,740	133,468,740	93,964,390	90,787,830	227,433,130	224,256,570	0	98.60%	5,196,814	2,124,054	717,220	40.87%
愛川町	122,862,610	122,862,610	84,900,690	82,947,850	207,763,300	205,810,460	0	99.06%	1,860,210	353,880	691,570	19.02%
清川村	9,287,510	9,287,510	11,930,830	11,732,800	21,218,340	21,020,310	0	99.06%	200,470	140,170	0	69.92%
政令市	23,448,787,900	23,448,787,900	17,298,001,010	16,901,299,320	40,746,788,910	40,350,087,220	0	99.02%	677,783,425	195,274,640	75,980,932	28.81%
市 部	12,691,074,170	12,691,074,170	9,546,252,260	9,351,753,135	22,237,326,430	22,042,827,305	120,720	99.12%	296,101,349	104,794,344	60,685,445	35.39%
町 村 部	1,363,195,820	1,363,195,820	1,068,831,070	1,047,660,678	2,432,026,890	2,410,856,498	3,270	99.12%	30,984,474	8,656,224	4,703,385	27.93%
全 体	37,503,057,890	37,503,057,890	27,913,084,340	27,300,713,133	65,416,142,230	64,803,771,023	123,990	99.06%	1,004,869,248	308,725,208	141,369,762	30.72%

※ 集計条件 特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計
普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計
調査時点で把握できる収納額の縮め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと
一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり
全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

表7-3-1 後期高齢者医療費の状況(現物給付十現金給付)

【平成22年度】

	【平成22年度】				対前年度比				費用額の内訳				費用額に対する比率				【前年度】	
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	被保険者数	費用額	1人あたり 医療費	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者 負担分	高額 療養費	一部 負担金	他法 負担分	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	
横浜 市	312,920	266,529,390,730	851,749	105.2%	107.6%	102.3%	235,329,667,569	7,256,503,969	20,783,853,778	3,159,363,414	88.3%	2.7%	7.8%	1.2%	297,323	247,595,510,739	832,749	
川崎 市	98,426	88,609,301,580	900,263	105.0%	108.0%	102.8%	77,977,800,424	2,520,564,310	7,160,522,000	950,414,846	88.0%	2.8%	8.1%	1.1%	93,772	82,081,943,053	875,335	
相模原 市	50,900	41,549,420,741	816,295	106.3%	107.1%	100.7%	36,740,663,256	1,060,447,203	3,274,126,566	474,183,716	88.4%	2.6%	7.9%	1.1%	47,861	38,784,136,268	810,349	
横浜 市	47,745	38,318,331,544	802,562	104.3%	105.6%	101.3%	34,163,944,622	855,427,440	2,833,192,000	465,767,482	89.2%	2.2%	7.4%	1.2%	45,773	36,277,492,148	792,552	
平塚 市	23,326	19,551,838,820	838,199	104.4%	107.5%	103.0%	17,344,777,388	554,615,236	1,318,501,176	333,945,020	88.7%	2.8%	6.7%	1.7%	22,353	18,187,503,611	813,649	
鎌倉 市	23,608	19,627,281,240	831,382	104.0%	105.4%	101.3%	17,118,514,820	573,971,529	1,661,424,137	273,370,754	87.2%	2.9%	8.5%	1.4%	22,698	18,026,979,250	820,644	
藤沢 市	35,206	29,455,478,304	836,660	105.5%	107.9%	102.3%	25,899,093,507	792,211,445	2,203,752,071	560,421,281	87.9%	2.7%	7.5%	1.9%	33,369	27,295,103,448	817,977	
小田原 市	21,210	17,789,477,183	838,730	104.3%	107.7%	103.2%	15,728,222,956	457,218,205	1,384,586,149	219,449,873	88.4%	2.6%	7.8%	1.2%	20,327	16,523,732,131	812,895	
茅ヶ崎 市	21,187	16,542,002,892	780,761	105.7%	109.6%	103.6%	14,611,470,244	433,441,484	1,303,487,695	193,603,469	88.3%	2.6%	7.9%	1.2%	20,036	15,092,458,652	753,267	
逗子 市	8,131	6,718,213,994	826,246	103.4%	108.1%	104.6%	5,892,890,316	179,900,754	572,348,374	73,074,550	87.7%	2.7%	8.5%	1.1%	7,867	6,216,399,859	790,186	
三浦 市	6,568	5,225,074,390	795,535	104.1%	104.1%	100.0%	4,669,645,535	124,852,696	372,031,034	58,545,125	89.4%	2.4%	7.1%	1.1%	6,311	5,018,868,281	795,257	
秦野 市	13,593	11,151,062,148	820,353	104.3%	111.3%	106.6%	9,890,899,138	285,356,254	827,191,499	147,615,257	88.7%	2.6%	7.4%	1.3%	13,027	10,023,402,433	769,432	
厚木 市	14,792	11,981,435,765	809,994	106.2%	108.6%	102.2%	10,582,447,562	299,208,127	955,328,155	144,451,921	88.3%	2.5%	8.0%	1.2%	13,923	11,032,842,490	792,418	
大和 市	15,975	12,873,127,613	805,829	106.3%	107.9%	101.5%	11,372,390,700	355,535,333	1,029,192,981	116,008,599	88.3%	2.8%	8.0%	0.9%	15,028	11,926,416,984	793,613	
伊勢原 市	7,781	6,359,286,783	817,283	106.2%	108.5%	102.2%	5,627,892,780	174,787,139	484,322,036	72,284,828	88.5%	2.7%	7.6%	1.1%	7,327	5,861,105,627	799,932	
海老名 市	8,476	6,483,456,408	764,919	106.7%	112.6%	105.5%	5,729,666,015	164,164,616	502,987,620	86,638,157	88.4%	2.5%	7.8%	1.3%	7,945	5,759,374,896	724,905	
座間 市	8,934	7,203,599,642	806,312	107.6%	110.5%	102.7%	6,387,868,230	181,945,724	560,504,079	73,281,609	88.7%	2.5%	7.8%	1.0%	8,304	6,520,570,924	785,232	
南足柄 市	4,523	3,493,871,247	772,467	106.3%	109.5%	103.0%	3,085,390,704	79,918,456	288,541,185	40,020,902	88.3%	2.3%	8.3%	1.1%	4,254	3,191,414,237	750,214	
綾瀬 市	5,686	4,186,535,878	736,288	109.1%	114.3%	104.8%	3,697,717,088	103,190,837	343,566,779	42,061,174	88.3%	2.5%	8.2%	1.0%	5,214	3,663,764,252	702,678	
葉山 町	4,101	3,029,105,752	738,626	103.4%	103.0%	99.7%	2,665,844,625	80,214,284	249,189,365	33,857,478	88.0%	2.6%	8.2%	1.1%	3,967	2,939,773,832	741,057	
寒川 町	3,488	2,816,294,400	807,423	106.4%	108.8%	102.3%	2,492,820,699	72,716,859	210,378,020	40,378,822	88.5%	2.6%	7.5%	1.4%	3,279	2,588,022,855	789,271	
大磯 町	3,983	3,297,164,183	827,809	103.7%	107.1%	103.3%	2,921,329,181	95,713,369	221,569,931	58,551,702	88.6%	2.9%	6.7%	1.8%	3,841	3,079,274,109	801,685	
二宮 町	3,568	2,920,437,741	818,508	104.6%	101.3%	96.8%	2,598,459,939	82,636,166	206,531,884	32,809,752	89.0%	2.8%	7.1%	1.1%	3,412	2,883,797,256	845,192	
中井 町	992	727,211,659	733,076	102.7%	107.0%	104.2%	645,909,801	15,913,083	57,359,362	8,029,413	88.8%	2.2%	7.9%	1.1%	966	679,515,906	703,432	
大井 町	1,450	1,074,971,536	741,359	105.6%	112.3%	106.3%	945,534,011	22,907,366	95,098,612	11,431,547	88.0%	2.1%	8.8%	1.1%	1,373	957,552,541	697,416	
松田 町	1,473	1,196,455,601	812,257	102.4%	105.3%	102.8%	1,057,457,833	24,465,529	98,353,486	16,178,753	88.4%	2.0%	8.2%	1.4%	1,439	1,136,703,261	789,925	
山北 町	1,808	1,559,522,948	862,568	101.1%	109.3%	108.1%	1,382,755,668	33,087,015	129,896,796	13,783,469	88.7%	2.1%	8.3%	0.9%	1,788	1,426,269,722	797,690	
開成 町	1,318	1,017,064,908	771,672	107.5%	109.7%	102.0%	899,988,596	23,575,150	82,106,509	11,394,653	88.5%	2.3%	8.1%	1.1%	1,226	927,542,045	756,559	
箱根 町	1,710	1,411,628,697	825,513	102.8%	102.9%	100.1%	1,245,711,795	37,083,551	113,734,533	15,098,818	88.2%	2.6%	8.1%	1.1%	1,663	1,371,881,828	824,943	
真鶴 町	1,318	1,195,334,548	906,930	103.0%	113.8%	110.5%	1,062,999,851	32,703,486	88,671,516	10,959,695	88.9%	2.7%	7.4%	0.9%	1,280	1,050,778,096	820,920	
湯河原 町	3,813	3,284,269,562	861,334	103.4%	105.1%	101.6%	2,921,987,063	83,585,678	245,083,625	33,613,196	89.0%	2.5%	7.5%	1.0%	3,686	3,126,336,377	848,165	
愛川 町	3,164	2,399,991,682	758,530	105.8%	111.1%	105.0%	2,127,018,147	64,187,592	179,723,788	29,060,155	88.6%	2.7%	7.5%	1.2%	2,991	2,160,850,843	722,450	
清川 村	328	281,879,453	859,388	104.1%	99.9%	96.0%	247,434,137	7,391,815	19,693,417	7,360,084	87.8%	2.6%	7.0%	2.6%	315	282,131,640	895,656	
県合 計	761,501	639,859,519,572	840,260	105.2%	107.7%	102.4%	565,066,214,200	17,129,441,700	49,856,854,158	7,807,009,514	88.3%	2.7%	7.8%	1.2%	723,938	594,289,449,594	820,912	
市 計	728,987	613,648,186,902	841,782	105.2%	107.7%	102.4%	541,850,962,854	16,453,260,757	47,859,461,314	7,484,501,977	88.3%	2.7%	7.8%	1.2%	692,712	569,679,019,283	822,389	
町 村 計	32,514	26,211,332,670	806,155	104.1%	106.5%	102.3%	23,215,251,346	676,180,943	1,997,392,844	322,507,537	88.6%	2.6%	7.6%	1.2%	31,226	24,610,430,311	788,139	

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の各月末の被保険者数の和を12で除したもので、除したものを除したものである。

表7-3-2 医療費総合計（現物給付+現金給付）

【平成22年度】

	合 計					
	件数	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	10,649,599	235,329,667,569	7,256,503,969	20,783,855,778	3,159,363,414	266,529,390,730
川崎市	3,329,207	77,977,800,424	2,520,564,310	7,160,522,000	950,414,846	88,609,301,580
相模原市	1,532,177	36,740,663,256	1,060,447,203	3,274,126,566	474,183,716	41,549,420,741
横須賀市	1,612,809	34,163,944,622	855,427,440	2,833,192,000	465,767,482	38,318,331,544
平塚市	691,482	17,344,777,388	554,615,236	1,318,501,176	333,945,020	19,551,838,820
鎌倉市	727,312	17,118,514,820	573,971,529	1,661,424,137	273,370,754	19,627,281,240
藤沢市	1,199,903	25,899,093,507	792,211,445	2,203,752,071	560,421,281	29,455,478,304
小田原市	645,628	15,728,222,956	457,218,205	1,384,586,149	219,449,873	17,789,477,183
茅ヶ崎市	677,425	14,611,470,244	433,441,484	1,303,487,695	193,603,469	16,542,002,892
逗子市	276,189	5,892,890,316	179,900,754	572,348,374	73,074,550	6,718,213,994
三浦市	198,734	4,669,645,535	124,852,696	372,031,034	58,545,125	5,225,074,390
秦野市	401,883	9,890,899,138	285,356,254	827,191,499	147,615,257	11,151,062,148
厚木市	426,643	10,582,447,562	299,208,127	955,328,155	144,451,921	11,981,435,765
大和市	500,264	11,372,390,700	355,535,333	1,029,192,981	116,008,599	12,873,127,613
伊勢原市	219,746	5,627,892,780	174,787,139	484,322,036	72,284,828	6,359,286,783
海老名市	216,314	5,729,666,015	164,164,616	502,987,620	86,638,157	6,483,456,408
座間市	267,066	6,387,868,230	181,945,724	560,504,079	73,281,609	7,203,599,642
南足柄市	133,203	3,085,390,704	79,918,456	288,541,185	40,020,902	3,493,871,247
綾瀬市	148,525	3,697,717,088	103,190,837	343,566,779	42,061,174	4,186,535,878
葉山町	125,678	2,665,844,625	80,214,284	249,189,365	33,857,478	3,029,105,752
寒川町	95,213	2,492,820,699	72,716,859	210,378,020	40,378,822	2,816,294,400
大磯町	115,163	2,921,329,181	95,713,369	221,569,931	58,551,702	3,297,164,183
二宮町	111,375	2,598,459,939	82,636,166	206,531,884	32,809,752	2,920,437,741
中井町	27,314	645,909,801	15,913,083	57,359,362	8,029,413	727,211,659
大井町	41,014	945,534,011	22,907,366	95,098,612	11,431,547	1,074,971,536
松田町	40,547	1,057,457,833	24,465,529	98,353,486	16,178,753	1,196,455,601
山北町	51,887	1,382,755,668	33,087,015	129,896,796	13,783,469	1,559,522,948
開成町	38,665	899,988,596	23,575,150	82,106,509	11,394,653	1,017,064,908
箱根町	48,430	1,245,711,795	37,083,551	113,734,533	15,098,818	1,411,628,697
真鶴町	36,191	1,062,999,851	32,703,486	88,671,516	10,959,695	1,195,334,548
湯河原町	112,627	2,921,987,063	83,585,678	245,083,625	33,613,196	3,284,269,562
愛川町	89,102	2,127,018,147	64,187,592	179,725,788	29,060,155	2,399,991,682
清川村	7,619	247,434,137	7,391,815	19,693,417	7,360,084	281,879,453
県合計	24,794,934	565,066,214,200	17,129,441,700	49,856,854,158	7,807,009,514	639,859,519,572
市計	23,854,109	541,850,962,854	16,453,260,757	47,859,461,314	7,484,501,977	613,648,186,902
町村計	940,825	23,215,251,346	676,180,943	1,997,392,844	322,507,537	26,211,332,670

表7-3-3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成22年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	1,377,158	25,878,523,920	9,465,761	216,707,647,618	10,842,919	242,586,171,538
川崎市	476,526	9,590,531,290	2,919,289	70,907,833,444	3,395,815	80,498,364,734
相模原市	155,052	3,041,650,159	1,411,925	34,759,460,300	1,566,977	37,801,110,459
横須賀市	125,258	2,103,368,595	1,513,798	32,916,003,467	1,639,056	35,019,372,062
平塚市	68,538	1,416,708,183	638,631	16,482,684,441	707,169	17,899,392,624
鎌倉市	139,850	2,699,764,161	603,830	14,992,722,188	743,680	17,692,486,349
藤沢市	175,801	3,143,292,706	1,047,554	23,548,012,246	1,223,355	26,691,304,952
小田原市	66,836	1,352,595,068	593,898	14,832,846,093	660,734	16,185,441,161
茅ヶ崎市	79,793	1,444,004,223	610,291	13,600,907,505	690,084	15,044,911,728
逗子市	42,223	749,743,684	239,169	5,323,047,386	281,392	6,072,791,070
三浦市	13,755	257,779,572	189,041	4,536,718,659	202,796	4,794,498,231
秦野市	37,528	707,074,900	374,319	9,469,180,492	411,847	10,176,255,392
厚木市	53,745	1,041,175,605	382,886	9,840,480,084	436,631	10,881,655,689
大和市	59,450	1,072,053,353	451,235	10,655,872,680	510,685	11,727,926,033
伊勢原市	23,664	521,301,691	201,167	5,281,378,228	224,831	5,802,679,919
海老名市	23,673	522,858,100	198,174	5,370,972,531	221,847	5,893,830,631
座間市	26,607	519,247,766	246,441	6,050,566,188	273,048	6,569,813,954
南足柄市	12,505	243,952,563	123,889	2,921,356,597	136,394	3,165,309,160
綾瀬市	15,351	354,812,048	137,044	3,446,095,877	152,395	3,800,907,925
葉山町	18,205	335,568,527	109,703	2,410,490,382	127,908	2,746,058,909
寒川町	10,185	213,480,983	87,472	2,352,056,575	97,657	2,565,537,558
大磯町	13,271	278,066,071	104,501	2,738,976,479	117,772	3,017,042,550
二宮町	10,976	224,329,648	102,588	2,456,766,457	113,564	2,681,096,105
中井町	1,941	30,107,786	26,024	631,715,098	27,965	661,822,884
大井町	4,587	80,607,201	37,361	887,834,176	41,948	968,441,377
松田町	3,833	66,859,490	37,894	1,015,063,872	41,727	1,081,923,362
山北町	3,730	74,468,181	49,731	1,341,374,502	53,461	1,415,842,683
開成町	3,456	66,956,233	36,045	856,607,513	39,501	923,563,746
箱根町	5,414	106,549,022	44,296	1,176,246,324	49,710	1,282,795,346
真鶴町	2,077	49,614,733	35,296	1,046,088,604	37,373	1,095,703,337
湯河原町	8,703	174,343,472	106,927	2,831,229,269	115,630	3,005,572,741
愛川町	7,860	130,107,736	83,440	2,061,098,003	91,300	2,191,205,739
清川村	790	22,627,630	7,120	232,198,322	7,910	254,825,952
県合計	3,068,341	58,514,124,300	22,216,740	523,681,531,600	25,285,081	582,195,655,900
市計	2,973,313	56,660,437,587	21,348,342	501,643,786,024	24,321,655	558,304,223,611
町村計	95,028	1,853,686,713	868,398	22,037,745,576	963,426	23,891,432,289

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表7-3-4 負担割合別統計(割合)(現物給付+現金給付)

【平成22年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横浜市	12.70	10.67	87.30	89.33	100.00	100.00
川崎市	14.03	11.91	85.97	88.09	100.00	100.00
相模原市	9.89	8.05	90.11	91.95	100.00	100.00
横須賀市	7.64	6.01	92.36	93.99	100.00	100.00
平塚市	9.69	7.91	90.31	92.09	100.00	100.00
鎌倉市	18.81	15.26	81.19	84.74	100.00	100.00
藤沢市	14.37	11.78	85.63	88.22	100.00	100.00
小田原市	10.12	8.36	89.88	91.64	100.00	100.00
茅ヶ崎市	11.56	9.60	88.44	90.40	100.00	100.00
逗子市	15.01	12.35	84.99	87.65	100.00	100.00
三浦市	6.78	5.38	93.22	94.62	100.00	100.00
秦野市	9.11	6.95	90.89	93.05	100.00	100.00
厚木市	12.31	9.57	87.69	90.43	100.00	100.00
大和市	11.64	9.14	88.36	90.86	100.00	100.00
伊勢原市	10.53	8.98	89.47	91.02	100.00	100.00
海老名市	10.67	8.87	89.33	91.13	100.00	100.00
座間市	9.74	7.90	90.26	92.10	100.00	100.00
南足柄市	9.17	7.71	90.83	92.29	100.00	100.00
綾瀬市	10.07	9.33	89.93	90.67	100.00	100.00
葉山町	14.23	12.22	85.77	87.78	100.00	100.00
寒川町	10.43	8.32	89.57	91.68	100.00	100.00
大磯町	11.27	9.22	88.73	90.78	100.00	100.00
二宮町	9.67	8.37	90.33	91.63	100.00	100.00
中井町	6.94	4.55	93.06	95.45	100.00	100.00
大井町	10.93	8.32	89.07	91.68	100.00	100.00
松田町	9.19	6.18	90.81	93.82	100.00	100.00
山北町	6.98	5.26	93.02	94.74	100.00	100.00
開成町	8.75	7.25	91.25	92.75	100.00	100.00
箱根町	10.89	8.31	89.11	91.69	100.00	100.00
真鶴町	5.56	4.53	94.44	95.47	100.00	100.00
湯河原町	7.53	5.80	92.47	94.20	100.00	100.00
愛川町	8.61	5.94	91.39	94.06	100.00	100.00
清川村	9.99	8.88	90.01	91.12	100.00	100.00
県合計	12.13	10.05	87.87	89.95	100.00	100.00
市計	12.22	10.15	87.78	89.85	100.00	100.00
町村計	9.86	7.76	90.14	92.24	100.00	100.00

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額...保険者負担分+高額療養費

表7-3-5 現物給付費の状況(年計)

【平成22年度】

	入院			入院外			歯科			合計			
	1人当たり 診療費(円)	1件当たり 診療費(円)	1日当たり 診療費(円)										
	(100人当たり件数)	日数(日)	日数(日)										
横浜 市	370,946	67.74	16.27	262,596	1,740.33	7,350	34,629	231.21	6,720	668,171	2,039.28	2,55	12,873
川崎 市	409,609	74.06	17.08	251,607	1,672.17	6,975	33,697	223.58	6,608	694,912	1,969.81	2.73	12,911
相模原 市	379,834	73.30	18.02	239,054	1,562.16	7,771	31,526	201.37	6,822	650,413	1,836.84	2.65	13,385
横浜 市	325,066	60.59	16.00	243,904	1,678.81	7,016	29,033	205.75	6,529	598,004	1,945.15	2.51	12,228
平塚 市	404,159	72.81	17.89	232,866	1,525.15	7,753	27,968	186.10	6,900	664,993	1,784.06	2.64	14,114
鎌倉 市	386,558	76.24	16.94	262,672	1,646.77	8,777	31,910	224.26	6,499	681,139	1,947.27	2.45	14,264
藤沢 市	374,863	71.91	17.22	230,893	1,728.96	7,583	32,726	227.06	6,683	658,482	2,027.94	2.48	13,074
小田原 市	394,726	76.70	18.24	246,643	1,598.29	7,778	26,288	171.38	6,681	667,657	1,846.37	2.69	13,451
茅ヶ崎 市	343,269	65.57	15.96	234,661	1,621.73	7,606	30,732	212.66	6,682	608,661	1,899.96	2.42	13,255
逗子 市	363,830	69.82	17.18	245,739	1,693.08	7,886	33,881	238.42	6,329	643,451	2,001.32	2.42	13,264
三浦 市	336,334	68.38	15.24	232,277	1,540.88	7,146	25,518	180.94	6,867	596,798	1,790.19	2.63	12,694
秦野 市	408,588	78.83	18.47	218,046	1,549.89	7,861	24,841	171.68	6,272	651,475	1,800.39	2.57	14,084
厚木 市	376,536	72.84	17.08	240,086	1,504.79	7,722	28,061	190.12	6,666	644,683	1,767.75	2.70	13,505
大和市	375,704	71.29	16.87	232,671	1,579.07	7,279	31,662	202.58	6,624	640,037	1,852.94	2.63	13,125
伊勢原 市	395,575	70.57	18.13	241,710	1,480.85	8,974	28,620	183.11	7,122	665,905	1,734.53	2.52	15,223
海老名 市	365,722	70.17	16.96	271,847	1,529.53	9,973	28,485	201.59	6,553	666,054	1,801.30	2.42	15,310
座間 市	374,965	71.38	17.32	238,864	1,545.38	7,336	32,320	217.43	6,684	646,148	1,834.18	2.71	12,985
南足柄 市	365,055	74.15	18.52	215,939	1,499.45	8,111	26,564	182.91	6,162	607,558	1,756.51	2.54	13,600
綾瀬 市	346,531	72.07	16.51	218,183	1,385.40	8,561	28,334	191.05	6,841	593,048	1,648.52	2.52	14,280
葉山 町	305,919	59.81	15.14	245,868	1,613.97	8,931	32,881	218.17	6,725	584,669	1,891.95	2.19	14,098
寒川 町	395,033	77.52	17.11	226,896	1,445.33	7,388	27,664	203.47	6,836	649,593	1,726.32	2.78	13,527
大磯 町	407,589	72.33	17.65	218,483	1,474.89	8,358	26,909	180.04	6,909	652,980	1,727.27	2.48	15,254
二宮 町	374,731	66.59	17.67	223,027	1,536.07	7,760	27,501	190.67	6,616	625,260	1,793.33	2.49	13,999
中井 町	369,934	70.97	18.84	181,619	1,430.44	7,098	20,383	146.67	5,762	571,936	1,648.08	2.58	13,459
大井 町	334,344	68.97	17.48	213,470	1,439.86	8,005	24,909	149.59	6,595	572,724	1,658.41	2.56	13,477
松田 町	393,690	84.05	19.09	231,280	1,381.33	9,164	25,440	190.70	6,085	650,410	1,656.08	2.75	14,307
山北 町	443,882	92.75	19.22	211,622	1,400.39	7,986	24,053	156.31	6,629	679,557	1,649.45	2.91	14,171
開成 町	340,976	67.60	18.63	233,243	1,502.66	8,153	25,619	164.49	6,601	599,839	1,734.75	2.60	13,305
箱根 町	403,963	78.71	18.07	227,050	1,515.15	7,549	23,365	159.53	6,521	654,379	1,753.39	2.73	13,666
真鶴 町	518,660	95.75	19.79	223,108	1,456.90	9,815	18,241	127.77	6,740	760,009	1,680.42	2.64	17,123
湯河原 町	436,624	84.26	17.68	236,153	1,555.91	8,355	22,959	152.08	7,148	695,737	1,792.26	2.59	15,004
愛川 町	390,662	74.24	18.07	196,516	1,465.17	7,511	20,954	138.62	6,635	608,133	1,678.03	2.55	14,230
清川 村	490,346	94.82	19.67	256,771	1,458.84	10,354	25,658	156.71	6,765	772,775	1,710.37	2.76	16,359
県合計	376,620	70.16	16.86	250,824	1,663.08	7,472	32,147	215.83	6,679	659,591	1,949.07	2.58	13,137
市計	375,979	69.94	16.81	232,032	1,670.55	7,448	32,437	217.70	6,678	660,448	1,958.19	2.58	13,089
町計	390,990	75.06	17.79	223,746	1,495.58	8,141	25,649	173.94	6,698	640,385	1,744.59	2.56	14,338

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものを、除したものを。
 ※受診率は、当該年度の診療件数を当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除して100倍したものを。
 ※1件あたり日数は、当該年度の診療日数を診療件数で除したものを。
 ※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したものを。

表7-3-6 現物給付費の状況(月平均)

【平成22年度】

	入院			入院外			療科			合計					
	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)	1日当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)	受診率 100人当たり件数	1件当たり 日数(日)			
横浜 市	30,912	5.65	16.27	33,649	145.03	2.05	7,350	2,886	19.27	2.23	6,720	55,681	169.94	2.55	12,873
川崎 市	34,134	6.17	17.08	32,384	139.35	2.16	6,975	2,808	18.63	2.28	6,608	57,909	164.15	2.73	12,911
相模原 市	31,653	6.11	18.02	28,760	130.18	1.97	7,771	2,627	16.78	2.29	6,822	54,201	153.07	2.65	13,385
横浜 市	27,089	5.05	16.00	33,527	139.90	2.07	7,016	2,419	17.15	2.16	6,529	49,834	162.10	2.51	12,228
平塚 市	33,680	6.07	17.89	31,024	127.10	1.97	7,753	2,331	15.51	2.18	6,900	55,416	148.67	2.64	14,114
鎌倉 市	32,213	6.35	16.94	29,934	137.23	1.82	8,777	2,659	18.69	2.19	6,499	56,762	162.27	2.45	14,264
藤沢 市	31,239	5.99	17.22	30,264	144.08	1.91	7,583	2,727	18.92	2.16	6,683	54,874	168.99	2.48	13,074
小田原 市	32,894	6.39	18.24	28,212	133.19	1.98	7,778	2,191	14.28	2.30	6,681	55,638	153.86	2.69	13,451
茅ヶ崎 市	28,606	5.46	15.96	32,800	135.14	1.90	7,606	2,561	17.72	2.16	6,682	50,722	158.33	2.42	13,255
逗子 市	30,319	5.82	17.18	30,332	141.09	1.84	7,886	2,823	19.87	2.25	6,329	53,621	166.78	2.42	13,264
三浦 市	28,028	5.70	15.24	32,277	128.41	2.13	7,146	2,126	15.08	2.05	6,867	49,733	149.18	2.63	12,694
秦野 市	34,049	6.57	18.47	28,065	18,170	1.79	7,861	2,070	14.31	2.31	6,272	54,290	150.03	2.57	14,084
厚木 市	31,378	6.07	17.08	30,270	20,007	2.07	7,722	2,338	15.84	2.21	6,666	53,724	147.31	2.70	13,505
大和 市	31,309	5.94	16.87	31,247	19,389	2.02	7,279	2,638	16.88	2.36	6,624	53,336	154.41	2.63	13,125
伊勢原 市	32,965	5.88	18.13	30,926	20,142	1.82	8,974	2,385	15.26	2.19	7,122	55,492	144.54	2.52	15,223
海老名 市	30,477	5.85	16.96	30,735	22,654	1.78	9,973	2,374	16.80	2.16	6,553	55,504	150.11	2.42	15,310
座間 市	31,247	5.95	17.32	30,333	19,905	2.11	7,336	2,693	18.12	2.22	6,684	53,846	152.85	2.71	12,985
南足柄 市	30,421	6.18	18.52	26,575	17,995	1.78	8,111	2,214	15.24	2.36	6,162	50,630	146.38	2.54	13,600
綾瀬 市	28,878	6.01	16.51	29,117	18,182	1.84	8,561	2,361	15.92	2.17	6,841	49,421	137.38	2.52	14,280
葉山 町	25,493	4.98	15.14	33,791	20,489	1.71	8,931	2,740	18.18	2.24	6,725	48,722	157.66	2.19	14,098
薬川 町	32,919	6.46	17.11	29,785	18,908	2.12	7,388	2,305	16.96	1.99	6,836	54,133	143.86	2.78	13,527
大磯 町	33,966	6.03	17.65	31,918	18,207	1.77	8,358	2,242	15.00	2.16	6,909	54,415	143.94	2.48	15,254
二宮 町	31,228	5.55	17.67	31,843	18,586	1.87	7,760	2,292	15.89	2.18	6,616	52,105	149.44	2.49	13,999
中井 町	30,828	5.91	18.84	27,669	15,135	1.79	7,098	1,699	12.22	2.41	5,762	47,661	137.34	2.58	13,459
大井 町	27,862	5.75	17.48	27,735	17,789	1.85	8,005	2,076	12.47	2.53	6,595	47,727	138.20	2.56	13,477
松田 町	32,808	7.00	19.09	24,539	19,273	1.83	9,164	2,120	15.89	2.19	6,085	54,201	138.01	2.75	14,307
山北 町	36,990	7.73	19.22	24,901	17,635	1.89	7,986	2,004	13.03	2.32	6,629	56,630	137.45	2.91	14,171
開成 町	28,415	5.63	18.63	27,069	19,437	1.90	8,153	2,135	13.71	2.36	6,601	49,987	144.56	2.60	13,305
箱根 町	33,664	6.56	18.07	28,400	18,921	1.99	7,549	1,947	13.29	2.25	6,521	54,532	146.12	2.73	13,666
真鶴 町	43,222	7.98	19.79	27,375	18,592	1.56	9,815	1,520	10.65	2.12	6,740	63,334	140.04	2.64	17,123
湯河原 町	36,385	7.02	17.68	29,313	19,679	1.82	8,355	1,913	12.67	2.11	7,148	57,978	149.36	2.59	15,004
愛川 町	32,555	6.19	18.07	29,121	16,376	1.79	7,511	1,746	11.55	2.28	6,635	50,678	139.84	2.55	14,230
漕川 村	40,862	7.90	19.67	26,297	21,398	1.70	10,354	2,138	13.06	2.42	6,765	64,398	142.53	2.76	16,359
県合計	31,385	5.85	16.86	31,839	20,902	1.88	7,472	2,679	17.99	2.23	6,678	54,966	162.42	2.58	13,137
市計	31,332	5.83	16.81	31,988	21,003	2.03	7,448	2,703	18.14	2.23	6,678	55,037	163.18	2.58	13,089
町村計	32,582	6.25	17.79	29,285	18,645	1.84	8,141	2,137	14.50	2.20	6,698	53,365	145.38	2.56	14,338

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものの。

※受診率は、当該年度の診療件数を当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数で除したものの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものの。

表7-3-7 現物給付費（総合計）

【平成22年度】

	合 計					
	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	10,356,441	227,778,661,325	7,256,209,212	23,550,006,277	3,069,937,480	261,654,814,294
川 崎 市	3,215,673	75,067,670,969	2,520,535,362	8,047,063,543	917,507,854	86,552,777,728
相 模 原 市	1,480,806	35,609,760,308	1,060,447,203	3,597,417,985	473,569,198	40,741,194,694
横 須 賀 市	1,576,087	33,210,964,506	855,427,440	3,174,283,296	465,307,940	37,705,983,182
平 塚 市	668,463	16,773,752,184	554,615,236	1,481,151,427	333,626,095	19,143,144,942
鎌 倉 市	706,174	16,559,804,570	573,971,529	1,873,314,001	272,934,778	19,280,024,878
藤 沢 市	1,166,517	25,071,978,889	792,211,445	2,494,104,815	560,039,863	28,918,335,012
小 田 原 市	631,240	15,362,786,333	457,218,205	1,546,406,371	219,259,311	17,585,670,220
茅 ヶ 崎 市	655,525	14,137,203,533	433,441,484	1,435,309,005	193,009,186	16,198,963,208
逗 子 市	268,168	5,702,392,771	179,900,754	634,245,870	72,969,213	6,589,508,608
三 浦 市	192,926	4,533,630,864	124,852,696	424,049,816	58,433,756	5,140,967,132
秦 野 市	390,403	9,595,681,382	285,356,254	922,466,578	147,412,682	10,950,916,896
厚 木 市	415,821	10,281,666,202	299,208,127	1,072,956,638	143,841,141	11,797,672,108
大 和 市	485,631	11,046,059,733	355,535,333	1,130,182,113	115,745,729	12,647,522,908
伊 勢 原 市	213,560	5,458,484,531	174,785,430	545,456,460	71,696,887	6,250,423,308
海 老 名 市	209,757	5,570,763,667	164,164,616	562,429,960	86,496,727	6,383,854,970
座 間 市	259,843	6,215,508,050	181,945,724	629,600,690	73,229,566	7,100,284,030
南 足 柄 市	130,454	3,009,093,567	79,918,456	315,483,099	39,924,926	3,444,420,048
綾 瀬 市	144,792	3,597,237,515	103,190,837	385,433,352	42,045,486	4,127,907,190
葉 山 町	121,824	2,568,806,132	80,214,284	280,378,658	33,844,492	2,963,243,566
寒 川 町	92,962	2,419,343,270	72,716,859	235,568,657	40,373,402	2,768,002,188
大 磯 町	112,334	2,827,684,793	95,713,369	256,940,989	58,543,567	3,238,882,718
二 宮 町	108,412	2,505,226,336	82,636,166	240,199,827	32,807,371	2,860,869,700
中 井 町	26,636	628,463,255	15,913,083	61,537,971	8,029,413	713,943,722
大 井 町	40,395	924,287,254	22,907,366	102,418,417	11,431,547	1,061,044,584
松 田 町	39,572	1,030,639,070	24,465,529	106,677,954	16,178,753	1,177,961,306
山 北 町	51,037	1,356,870,122	33,087,015	141,369,039	13,779,316	1,545,105,492
開 成 町	38,146	882,869,678	23,575,150	90,884,452	11,373,376	1,008,702,656
箱 根 町	47,899	1,223,582,946	37,083,551	127,712,275	15,095,644	1,403,474,416
真 鶴 町	35,427	1,042,483,621	32,703,486	97,249,084	10,959,695	1,183,395,886
湯 河 原 町	109,539	2,840,492,308	83,585,678	275,258,284	33,520,500	3,232,856,770
愛 川 町	87,112	2,081,211,234	64,185,659	194,967,388	28,949,193	2,369,313,474
清 川 村	7,491	242,554,100	7,391,815	22,034,415	7,360,084	279,340,414
県 合 計	24,087,067	547,157,615,018	17,129,114,353	56,054,558,706	7,679,234,171	628,020,522,248
市 計	23,168,281	524,583,100,899	16,452,935,343	53,821,361,296	7,356,987,818	602,214,385,356
町 村 計	918,786	22,574,514,119	676,179,010	2,233,197,410	322,246,353	25,806,136,892

表7-3-8 現物給付費（入院／医科）

【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	211,441	3,445,287	96,704,257,994	6,293,337,713	6,107,840,138	1,190,800,805	110,296,236,650
川崎市	72,777	1,243,870	33,442,932,012	2,225,971,425	2,212,523,090	379,873,613	38,261,300,140
相模原市	37,251	671,666	16,019,376,381	909,395,823	1,000,417,307	228,075,139	18,157,264,650
横須賀市	28,866	462,313	13,108,693,050	717,959,410	774,379,915	174,701,355	14,775,733,730
平塚市	16,911	303,536	7,877,664,581	477,971,505	409,261,392	151,051,362	8,915,948,840
鎌倉市	17,961	304,475	7,465,796,390	505,091,892	513,095,842	118,208,076	8,602,192,200
藤沢市	25,244	435,362	10,886,248,021	694,285,227	602,824,778	261,751,654	12,445,109,680
小田原市	16,258	296,706	6,938,309,927	393,398,242	428,583,563	97,848,428	7,858,140,160
茅ヶ崎市	13,868	221,457	6,080,194,928	370,085,308	380,485,327	84,960,687	6,915,726,250
逗子市	5,649	97,258	2,433,450,549	159,294,140	166,407,635	31,237,956	2,790,390,280
三浦市	4,488	68,414	1,866,694,643	101,931,695	110,938,664	21,577,958	2,101,142,960
秦野市	10,709	197,825	4,617,472,168	254,487,200	267,208,858	73,199,364	5,212,367,590
厚木市	10,757	183,935	4,627,491,942	265,653,819	306,239,574	59,023,415	5,258,408,750
大和市	11,365	191,884	5,002,664,127	309,816,363	319,042,784	46,669,366	5,678,192,640
伊勢原市	5,484	99,434	2,559,967,336	155,956,374	155,557,797	33,682,973	2,905,164,480
海老名市	5,933	100,720	2,574,145,395	145,902,469	160,728,434	44,103,722	2,924,880,020
座間市	6,368	110,322	2,785,957,041	156,095,072	183,226,711	28,625,726	3,153,904,550
南足柄市	3,347	61,983	1,351,561,057	71,962,450	90,693,379	18,882,484	1,533,099,370
綾瀬市	4,093	67,641	1,635,058,506	86,063,925	117,038,435	18,192,594	1,856,353,460
葉山町	2,448	37,063	1,042,118,945	66,577,011	72,840,307	11,434,537	1,192,970,800
寒川町	2,702	46,240	1,148,657,992	65,993,810	66,575,902	22,181,026	1,303,408,730
大磯町	2,875	50,850	1,356,992,667	84,035,988	76,846,813	24,163,332	1,542,038,800
二宮町	2,373	41,983	1,116,477,474	72,714,854	64,395,916	15,656,786	1,269,245,030
中井町	704	13,263	307,565,030	14,909,078	16,868,503	4,992,579	344,335,190
大井町	1,000	17,480	400,801,044	20,047,895	28,136,226	4,465,225	453,450,390
松田町	1,238	23,632	476,795,618	20,103,945	31,945,170	8,034,957	536,879,690
山北町	1,676	32,226	661,176,524	31,163,737	45,452,083	6,661,096	744,453,440
開成町	890	16,600	371,790,709	18,731,907	24,468,163	5,378,281	420,369,060
箱根町	1,346	24,323	571,687,550	32,741,387	36,542,467	6,720,906	647,692,310
真鶴町	1,259	24,936	568,917,292	29,809,860	33,375,081	5,803,227	637,905,460
湯河原町	3,212	56,790	1,392,640,667	71,734,159	84,312,633	16,042,761	1,564,730,220
愛川町	2,347	42,436	1,032,470,005	58,338,245	59,044,258	13,836,792	1,163,689,300
清川村	311	6,116	131,562,699	6,851,682	6,834,929	4,733,540	149,982,850
県合計	533,151	8,998,026	238,557,590,264	14,888,413,610	14,954,132,074	3,212,571,722	271,612,707,670
市計	508,770	8,564,088	227,977,936,048	14,294,660,052	14,306,493,623	3,062,466,677	259,641,556,400
町村計	24,381	433,938	10,579,654,216	593,753,558	647,638,451	150,105,045	11,971,151,270

表7-3-9 現物給付費（入院／歯科）

【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	534	4,307	141,484,802	7,260,510	11,669,324	1,388,594	161,803,230
川崎市	119	1,074	33,772,181	1,534,023	2,953,446	137,460	38,397,110
相模原市	61	575	17,742,893	925,885	1,375,372	129,950	20,174,100
横須賀市	65	607	14,403,214	286,515	1,250,141	159,280	16,099,150
平塚市	72	342	11,586,317	239,772	1,044,990	86,931	12,958,010
鎌倉市	38	387	14,439,653	788,123	1,103,304	16,770	16,347,850
藤沢市	74	718	21,343,522	924,734	2,003,207	160,387	24,431,850
小田原市	10	57	2,583,439	135,943	298,308	0	3,017,690
茅ヶ崎市	25	277	7,248,572	208,978	773,490	0	8,231,040
逗子市	28	273	7,068,486	195,219	729,505	0	7,993,210
三浦市	3	27	638,993	2,177	68,850	0	710,020
秦野市	6	71	2,554,997	104,373	211,440	32,980	2,903,790
厚木市	17	64	1,931,208	57,582	266,900	15,090	2,270,780
大和市	23	196	5,856,593	185,641	511,276	3,900	6,557,410
伊勢原市	7	94	3,592,775	192,385	206,820	0	3,991,980
海老名市	15	139	5,391,570	157,715	353,295	88,070	5,990,650
座間市	9	118	4,577,465	253,485	310,620	0	5,141,570
南足柄市	7	148	5,905,677	356,703	299,480	0	6,561,860
綾瀬市	5	30	1,038,269	0	135,450	39,041	1,212,760
葉山町	5	64	1,412,669	28,601	128,350	0	1,569,620
寒川町	2	21	472,700	0	52,520	0	525,220
大磯町	6	13	357,090	0	26,670	13,020	396,780
二宮町	3	6	157,200	0	12,230	5,230	174,660
中井町	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0
山北町	1	3	113,148	0	12,572	0	125,720
開成町	1	2	75,190	0	8,360	0	83,550
箱根町	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	3	35	1,271,649	119,129	128,372	39,170	1,558,320
湯河原町	1	5	283,500	0	31,500	0	315,000
愛川町	2	10	195,070	0	31,290	0	226,360
清川村	0	0	0	0	0	0	0
県合計	1,142	9,663	307,498,842	13,957,493	25,997,082	2,315,873	349,769,290
市計	1,118	9,504	303,160,626	13,809,763	25,565,218	2,258,453	344,794,060
町村計	24	159	4,338,216	147,730	431,864	57,420	4,975,230

表7-3-10 現物給付費(入院/食事・生活療養費(医科・歯科))【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)			
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	193,320	8,194,781	3,581,037,294	1,969,548,070	67,726,650	5,618,312,014
川崎市	66,608	2,934,505	1,269,653,518	723,213,230	23,578,160	2,016,444,908
相模原市	34,800	1,674,338	714,296,234	426,545,960	15,270,990	1,156,113,184
横須賀市	26,247	1,064,731	450,208,472	270,423,150	7,827,840	728,459,462
平塚市	15,687	722,559	329,443,492	161,456,900	7,602,170	498,502,562
鎌倉市	16,368	737,306	318,638,878	183,511,920	5,174,960	507,325,758
藤沢市	23,452	1,060,624	460,485,322	257,458,950	9,945,260	727,889,532
小田原市	15,106	747,370	322,686,410	182,527,940	5,757,270	510,971,620
茅ヶ崎市	12,659	509,141	217,559,348	126,317,430	4,998,820	348,875,598
逗子市	5,203	231,665	97,416,578	61,290,180	1,215,000	159,921,758
三浦市	4,062	159,154	66,460,782	40,306,080	421,120	107,187,982
秦野市	9,964	489,245	216,679,256	118,696,220	3,288,590	338,664,066
厚木市	9,988	449,123	196,057,508	110,417,380	2,562,390	309,037,278
大和市	10,421	458,448	206,860,548	107,498,240	2,762,200	317,120,988
伊勢原市	5,085	243,625	107,116,808	59,630,570	2,064,120	168,811,498
海老名市	5,533	248,084	103,895,130	63,630,160	1,462,320	168,987,610
座間市	5,982	277,299	121,491,570	66,683,620	2,712,000	190,887,190
南足柄市	3,191	162,733	69,104,378	41,209,730	1,170,560	111,484,668
綾瀬市	3,870	163,854	69,012,380	42,506,910	1,290,180	112,809,470
葉山町	2,230	86,116	36,097,766	23,651,680	283,640	60,033,086
寒川町	2,444	107,873	47,203,968	25,390,700	1,346,940	73,941,608
大磯町	2,609	116,004	53,012,558	26,567,920	1,409,230	80,989,708
二宮町	2,189	96,184	44,264,910	22,766,020	590,200	67,621,130
中井町	651	32,435	13,843,992	8,795,670	0	22,639,662
大井町	934	45,228	17,249,394	14,043,870	55,640	31,348,904
松田町	1,180	62,049	25,713,286	16,969,900	342,680	43,025,866
山北町	1,574	85,037	36,864,362	21,055,930	39,060	57,959,352
開成町	836	41,970	17,412,586	11,541,620	0	28,954,206
箱根町	1,280	62,634	25,333,566	16,407,260	1,343,910	43,084,736
真鶴町	1,182	63,756	28,709,616	14,976,260	443,880	44,129,756
湯河原町	3,003	145,144	62,496,480	36,320,210	985,480	99,802,170
愛川町	2,198	106,194	45,676,424	25,593,510	868,810	72,138,744
清川村	291	15,757	6,279,774	4,000,340	570,440	10,850,554
県合計	490,147	21,594,966	9,378,262,588	5,280,953,530	175,110,510	14,834,326,628
市計	467,546	20,528,585	8,918,103,906	5,012,872,640	166,830,600	14,097,807,146
町村計	22,601	1,066,381	460,158,682	268,080,890	8,279,910	736,519,482

表7-3-11 現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））

【平成22年度】

	合 計						
	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				計
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	
横浜市	211,975	3,449,594	100,426,780,090	6,300,598,223	8,089,057,532	1,259,916,049	116,076,351,894
川崎市	72,896	1,244,944	34,746,357,711	2,227,505,448	2,938,689,766	403,589,233	40,316,142,158
相模原市	37,312	672,241	16,751,415,508	910,321,708	1,428,338,639	243,476,079	19,333,551,934
横須賀市	28,931	462,920	13,573,304,736	718,245,925	1,046,053,206	182,688,475	15,520,292,342
平塚市	16,983	303,878	8,218,694,390	478,211,277	571,763,282	158,740,463	9,427,409,412
鎌倉市	17,999	304,862	7,798,874,921	505,880,015	697,711,066	123,399,806	9,125,865,808
藤沢市	25,318	436,080	11,368,076,865	695,209,961	862,286,935	271,857,301	13,197,431,062
小田原市	16,268	296,763	7,263,579,776	393,534,185	611,409,811	103,605,698	8,372,129,470
茅ヶ崎市	13,893	221,734	6,305,002,848	370,294,286	507,576,247	89,959,507	7,272,832,888
逗子市	5,677	97,531	2,537,935,613	159,489,359	228,427,320	32,452,956	2,958,305,248
三浦市	4,491	68,441	1,933,794,418	101,933,872	151,313,594	21,999,078	2,209,040,962
秦野市	10,715	197,896	4,836,706,421	254,591,573	386,116,518	76,520,934	5,553,935,446
厚木市	10,774	183,999	4,825,480,658	265,711,401	416,923,854	61,600,895	5,569,716,808
大和市	11,388	192,080	5,215,381,268	310,002,004	427,052,300	49,435,466	6,001,871,038
伊勢原市	5,491	99,528	2,670,676,919	156,148,759	215,395,187	35,747,093	3,077,967,958
海老名市	5,948	100,859	2,683,432,095	146,060,184	224,711,889	45,654,112	3,099,858,280
座間市	6,377	110,440	2,912,026,076	156,348,557	250,220,951	31,337,726	3,349,933,310
南足柄市	3,354	62,131	1,426,571,112	72,319,153	132,202,589	20,053,044	1,651,145,898
綾瀬市	4,098	67,671	1,705,109,155	86,063,925	159,680,795	19,521,815	1,970,375,690
葉山町	2,453	37,127	1,079,629,380	66,605,612	96,620,337	11,718,177	1,254,573,506
寒川町	2,704	46,261	1,196,334,660	65,993,810	92,019,122	23,527,966	1,377,875,558
大磯町	2,881	50,863	1,410,362,315	84,035,988	103,441,403	25,585,582	1,623,425,288
二宮町	2,376	41,989	1,160,899,584	72,714,854	87,174,166	16,252,216	1,337,040,820
中井町	704	13,263	321,409,022	14,909,078	25,664,173	4,992,579	366,974,852
大井町	1,000	17,480	418,050,438	20,047,895	42,180,096	4,520,865	484,799,294
松田町	1,238	23,632	502,508,904	20,103,945	48,915,070	8,377,637	579,905,556
山北町	1,677	32,229	698,154,034	31,163,737	66,520,585	6,700,156	802,538,512
開成町	891	16,602	389,278,485	18,731,907	36,018,143	5,378,281	449,406,816
箱根町	1,346	24,323	597,021,116	32,741,387	52,949,727	8,064,816	690,777,046
真鶴町	1,262	24,971	598,898,557	29,928,989	48,479,713	6,286,277	683,593,536
湯河原町	3,213	56,795	1,455,420,647	71,734,159	120,664,343	17,028,241	1,664,847,390
愛川町	2,349	42,446	1,078,341,499	58,338,245	84,669,058	14,705,602	1,236,054,404
清川村	311	6,116	137,842,473	6,851,682	10,835,269	5,303,980	160,833,404
県合計	534,293	9,007,689	248,243,351,694	14,902,371,103	20,261,082,686	3,389,998,105	286,796,803,588
市計	509,888	8,573,592	237,199,200,580	14,308,469,815	19,344,931,481	3,231,555,730	274,084,157,606
町村計	24,405	434,097	11,044,151,114	593,901,288	916,151,205	158,442,375	12,712,645,982

表7-3-12 現物給付費（入院外）

【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	5,445,843	11,180,370	71,853,517,600	928,556,494	8,409,569,793	979,807,563	82,171,451,450
川崎市	1,645,852	3,550,651	21,577,417,979	280,761,390	2,643,422,051	263,050,080	24,764,651,500
相模原市	795,141	1,565,879	10,713,759,374	146,976,642	1,178,699,296	128,400,288	12,167,835,600
横須賀市	801,546	1,659,707	10,307,568,670	135,354,320	1,054,332,494	147,950,956	11,645,206,440
平塚市	355,756	700,569	4,782,487,755	74,266,682	476,985,356	98,087,407	5,431,827,200
鎌倉市	388,769	706,534	5,348,123,258	66,185,922	701,950,876	84,892,664	6,201,152,720
藤沢市	608,699	1,164,768	7,699,187,991	94,564,292	879,548,634	159,640,823	8,832,941,740
小田原市	338,998	672,548	4,593,009,951	62,385,389	511,226,288	64,681,722	5,231,303,350
茅ヶ崎市	343,595	653,704	4,358,356,280	60,756,563	494,528,242	58,112,685	4,971,753,770
逗子市	137,664	253,368	1,740,372,840	19,764,028	215,701,612	22,268,120	1,998,106,600
三浦市	101,205	215,939	1,367,173,079	22,659,623	133,804,833	19,489,345	1,543,126,880
秦野市	210,676	377,043	2,613,074,819	29,415,276	284,482,803	36,924,632	2,963,897,530
厚木市	222,589	459,880	3,110,848,313	32,274,909	360,870,299	47,359,929	3,551,353,450
大和市	252,257	510,601	3,258,518,193	44,583,430	377,744,277	36,073,450	3,716,919,350
伊勢原市	115,225	209,566	1,651,764,935	17,651,547	191,259,398	20,066,840	1,880,742,720
海老名市	129,643	231,033	2,024,160,009	17,862,905	233,551,289	28,599,797	2,304,174,000
座間市	138,064	290,913	1,878,841,142	25,031,953	206,175,231	23,961,734	2,134,010,060
南足柄市	67,820	120,423	861,478,196	7,326,468	97,129,831	10,756,325	976,690,820
綾瀬市	78,774	144,919	1,085,822,075	17,047,770	125,368,882	12,349,543	1,240,588,270
葉山町	66,189	112,902	878,141,348	13,565,655	103,757,263	12,841,454	1,008,305,720
寒川町	50,413	107,121	695,650,477	6,357,626	79,785,720	9,618,757	791,412,580
大磯町	58,745	104,121	763,404,888	11,359,297	77,568,050	17,885,875	870,218,110
二宮町	54,807	102,547	702,822,876	9,902,438	73,781,475	9,253,751	795,760,540
中井町	14,190	25,384	159,461,272	975,677	18,412,081	1,316,730	180,165,760
大井町	20,878	38,665	271,871,209	2,609,530	31,265,768	3,785,113	309,531,620
松田町	20,347	37,176	300,803,884	4,315,746	31,035,238	4,520,982	340,675,850
山北町	25,319	47,909	339,422,162	1,890,905	37,184,121	4,115,892	382,613,080
開成町	19,805	37,704	270,988,518	4,756,960	28,328,586	3,340,646	307,414,710
箱根町	25,909	51,431	341,738,903	4,132,057	39,182,982	3,202,018	388,255,960
真鶴町	19,202	29,961	261,106,527	2,665,762	27,690,894	2,593,477	294,056,660
湯河原町	59,327	107,768	794,169,267	11,795,211	85,816,491	8,671,171	900,452,140
愛川町	46,358	82,778	550,642,687	5,624,995	57,261,448	8,249,020	621,778,150
清川村	4,785	8,134	74,551,035	540,133	7,529,545	1,600,317	84,221,030
県合計	12,664,390	25,562,016	167,230,257,512	2,163,917,595	19,274,951,147	2,333,469,106	191,002,595,360
市計	12,178,116	24,668,415	160,825,482,459	2,083,425,603	18,576,351,485	2,242,473,903	183,727,733,450
町村計	486,274	893,601	6,404,775,053	80,491,992	698,599,662	90,995,203	7,274,861,910

表7-3-13 現物給付費（歯科）

【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	723,502	1,612,609	9,469,787,601	373,885	1,262,521,271	103,463,373	10,836,146,130
川崎市	220,059	501,934	2,890,489,998	89,929	399,609,468	26,470,225	3,316,659,620
相模原市	102,498	235,231	1,413,974,908	40,660	178,022,049	12,611,543	1,604,649,160
横須賀市	98,236	212,313	1,223,425,018	24,022	148,956,745	13,782,155	1,386,187,940
平塚市	43,410	94,555	573,450,678	16,041	69,939,540	8,980,841	652,387,100
鎌倉市	52,944	115,921	647,683,456	17,016	96,835,854	8,784,354	753,320,680
藤沢市	79,939	172,394	1,003,206,212	30,059	130,246,603	18,675,346	1,152,158,220
小田原市	36,349	83,460	489,068,784	22,155	63,168,105	5,316,436	557,575,480
茅ヶ崎市	45,056	97,436	569,673,791	3,457	75,903,970	5,533,932	651,115,150
逗子市	19,386	43,530	238,996,687	198	34,263,244	2,229,221	275,489,350
三浦市	11,884	24,408	148,465,765	1,154	17,390,118	1,743,433	167,600,470
秦野市	23,336	53,840	297,314,612	22,904	37,092,285	3,230,859	337,660,660
厚木市	28,123	62,265	363,570,409	13,852	46,802,947	4,697,602	415,084,810
大和市	32,362	76,362	443,699,942	6,330	58,235,926	3,856,802	505,799,000
伊勢原市	14,248	31,267	195,668,052	722	24,981,101	2,043,105	222,692,980
海老名市	17,087	36,843	212,303,978	2,487	26,320,312	2,813,163	241,439,940
座間市	19,425	43,199	254,389,818	3,702	32,437,441	1,915,059	288,746,020
南足柄市	8,273	19,499	105,822,033	0	13,456,271	869,646	120,147,950
綾瀬市	10,863	23,552	141,727,000	253	18,159,680	1,220,647	161,107,580
葉山町	8,947	20,052	117,654,879	351	16,100,323	1,091,257	134,846,810
寒川町	7,097	14,116	84,777,274	0	10,818,862	896,024	96,492,160
大磯町	7,171	15,512	93,948,483	1,417	11,937,032	1,290,198	107,177,130
二宮町	6,803	14,832	86,295,446	0	10,940,505	889,169	98,125,120
中井町	1,455	3,509	17,849,628	0	2,203,688	166,404	20,219,720
大井町	2,169	5,477	31,523,360	0	4,422,453	172,667	36,118,480
松田町	2,809	6,158	32,975,595	0	4,229,292	267,523	37,472,410
山北町	2,826	6,560	38,418,016	0	4,727,143	342,261	43,487,420
開成町	2,168	5,115	29,853,797	0	3,577,034	335,639	33,766,470
箱根町	2,728	6,127	34,953,103	0	4,713,634	287,513	39,954,250
真鶴町	1,684	3,567	21,284,764	0	2,601,523	155,033	24,041,320
湯河原町	5,799	12,247	77,269,788	2,482	9,470,964	801,186	87,544,420
愛川町	4,386	9,992	58,658,518	0	7,027,021	613,941	66,299,480
清川村	514	1,244	7,410,720	0	895,629	109,331	8,415,680
県合計	1,643,536	3,665,126	21,415,592,113	673,076	2,828,008,033	235,655,888	24,479,929,110
市計	1,586,980	3,540,618	20,682,718,742	668,826	2,734,342,930	228,237,742	23,645,968,240
町村計	56,556	124,508	732,873,371	4,250	93,665,103	7,418,146	833,960,870

表7-3-14 現物給付費（入院（食事・生活舎）・入院外・歯科／合計） 【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	6,381,320	16,242,573	181,750,085,291	7,229,528,602	17,761,148,596	2,343,186,985	209,083,949,474
川崎市	1,938,807	5,297,529	59,214,265,688	2,508,356,767	5,981,721,285	693,109,538	68,397,453,278
相模原市	934,951	2,473,351	28,879,149,790	1,057,339,010	2,785,059,984	384,487,910	33,106,036,694
横須賀市	928,713	2,334,940	25,104,298,424	853,624,267	2,249,342,445	344,421,586	28,551,686,722
平塚市	416,149	1,099,002	13,574,632,823	552,494,000	1,118,688,178	265,808,711	15,511,623,712
鎌倉市	459,712	1,127,317	13,794,681,635	572,082,953	1,496,497,796	217,076,824	16,080,339,208
藤沢市	713,956	1,773,242	20,070,471,068	789,804,312	1,872,082,172	450,173,470	23,182,531,022
小田原市	391,615	1,052,771	12,345,658,511	455,941,729	1,185,804,204	173,603,856	14,161,008,300
茅ヶ崎市	402,544	972,874	11,233,032,919	431,054,306	1,078,008,459	153,606,124	12,895,701,808
逗子市	162,727	394,429	4,517,305,140	179,253,585	478,392,176	56,950,297	5,231,901,198
三浦市	117,580	308,788	3,449,433,262	124,594,649	302,508,545	43,231,856	3,919,768,312
秦野市	244,727	628,779	7,747,095,852	284,029,753	707,691,606	116,676,425	8,855,493,636
厚木市	261,486	706,144	8,299,899,380	298,000,162	824,597,100	113,658,426	9,536,155,068
大和市	296,007	779,043	8,917,599,403	354,591,764	863,032,503	89,365,718	10,224,589,388
伊勢原市	134,964	340,361	4,518,109,906	173,801,028	431,635,686	57,857,038	5,181,403,658
海老名市	152,678	368,735	4,919,896,082	163,925,576	484,583,490	77,067,072	5,645,472,220
座間市	163,866	444,552	5,045,257,036	181,384,212	488,833,623	57,214,519	5,772,689,390
南足柄市	79,447	202,053	2,393,871,341	79,645,621	242,788,691	31,679,015	2,747,984,668
綾瀬市	93,735	236,142	2,932,658,230	103,111,948	303,209,357	33,092,005	3,372,071,540
葉山町	77,589	170,081	2,075,425,607	80,171,618	216,477,923	25,650,888	2,397,726,036
寒川町	60,214	167,498	1,976,762,411	72,351,436	182,623,704	34,042,747	2,265,780,298
大磯町	68,797	170,496	2,267,715,686	95,396,702	192,946,485	44,761,655	2,600,820,528
二宮町	63,986	159,368	1,950,017,906	82,617,292	171,896,146	26,395,136	2,230,926,480
中井町	16,349	42,156	498,719,922	15,884,755	46,279,942	6,475,713	567,360,332
大井町	24,047	61,622	721,445,007	22,657,425	77,868,317	8,478,645	830,449,394
松田町	24,394	66,966	836,288,383	24,419,691	84,179,600	13,166,142	958,053,816
山北町	29,822	86,698	1,075,994,212	33,054,642	108,431,849	11,158,309	1,228,639,012
開成町	22,864	59,421	690,120,800	23,488,867	67,923,763	9,054,566	790,587,996
箱根町	29,983	81,881	973,713,122	36,873,444	96,846,343	11,554,347	1,118,987,256
真鶴町	22,148	58,499	881,289,848	32,594,751	78,772,130	9,034,787	1,001,691,516
湯河原町	68,339	176,810	2,326,859,702	83,531,852	215,951,798	26,500,598	2,652,843,950
愛川町	53,093	135,216	1,687,642,704	63,963,240	148,957,527	23,568,563	1,924,132,034
清川村	5,610	15,494	219,804,228	7,391,815	19,260,443	7,013,628	253,470,114
県合計	14,842,219	38,234,831	436,889,201,319	17,066,961,774	42,364,041,866	5,959,123,099	502,279,328,058
市計	14,274,984	36,782,625	418,707,401,781	16,392,564,244	40,655,625,896	5,702,267,375	481,457,859,296
町村計	567,235	1,452,206	18,181,799,538	674,397,530	1,708,415,970	256,855,724	20,821,468,762

表7-3-15 現物給付費（調剤）

【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	3,966,266	5,565,021	45,523,933,224	23,923,985	5,771,517,896	674,102,215	51,993,477,320
川崎市	1,274,493	1,806,639	15,726,640,796	11,823,070	2,059,523,963	210,469,471	18,008,457,300
相模原市	544,611	737,652	6,653,068,823	2,786,438	810,134,841	81,468,548	7,547,458,650
横須賀市	646,335	900,207	8,035,527,292	1,378,288	920,514,966	116,625,814	9,074,046,360
平塚市	251,758	343,567	3,163,906,851	2,026,371	359,894,519	64,700,689	3,590,528,430
鎌倉市	245,841	339,513	2,733,352,225	1,826,546	375,922,680	50,950,519	3,162,051,970
藤沢市	451,649	621,117	4,950,623,456	2,233,478	621,037,008	102,256,198	5,676,150,140
小田原市	239,027	338,525	2,982,638,257	1,199,626	358,388,622	43,309,665	3,385,536,170
茅ヶ崎市	252,241	345,999	2,863,996,134	2,293,403	354,945,411	36,655,952	3,257,890,900
逗子市	105,267	146,909	1,177,457,511	647,169	154,929,769	15,490,161	1,348,524,610
三浦市	75,251	112,083	1,077,939,982	252,357	121,230,516	14,716,365	1,214,139,220
秦野市	144,982	193,953	1,790,595,280	720,886	211,592,777	27,216,317	2,030,125,260
厚木市	154,089	211,055	1,965,877,907	1,090,565	247,617,338	28,685,180	2,243,270,990
大和市	189,355	264,152	2,114,176,135	921,594	266,288,085	25,039,056	2,406,424,870
伊勢原市	78,333	98,953	921,962,200	670,892	112,949,934	12,684,574	1,048,267,600
海老名市	56,944	78,578	644,453,240	224,325	77,509,620	8,916,815	731,104,000
座間市	95,706	139,478	1,155,690,464	507,822	140,224,087	14,657,767	1,311,080,140
南足柄市	50,871	71,926	604,686,746	52,305	72,464,958	7,428,771	684,632,780
綾瀬市	50,978	69,868	660,144,505	78,889	82,206,370	8,138,386	750,568,150
葉山町	44,149	59,907	489,426,385	40,621	63,718,500	7,820,324	561,005,830
寒川町	32,724	45,198	441,446,949	365,423	52,893,803	6,255,815	500,961,990
大磯町	43,444	60,395	553,412,582	247,382	63,650,629	13,246,347	630,556,940
二宮町	44,393	64,034	553,314,965	12,589	68,111,891	6,314,325	627,753,770
中井町	10,233	15,633	126,833,593	28,328	15,006,749	1,392,820	143,261,490
大井町	16,293	23,523	197,216,797	65,631	24,499,845	2,427,117	224,209,390
松田町	15,122	21,257	191,188,402	34,743	22,452,834	2,717,861	216,393,840
山北町	21,168	33,399	276,925,765	143	32,612,225	2,539,297	312,077,430
開成町	15,263	23,664	190,671,723	45,223	22,922,429	2,167,335	215,806,710
箱根町	17,869	29,659	246,822,419	167,342	30,852,212	2,924,837	280,766,810
真鶴町	13,241	15,962	157,961,293	108,735	17,815,084	1,860,058	177,745,170
湯河原町	41,166	53,507	511,368,921	53,081	59,192,531	6,775,237	577,389,770
愛川町	34,012	44,876	393,370,035	222,419	45,997,781	5,370,655	444,960,890
清川村	1,881	2,379	22,749,872	0	2,773,972	346,456	25,870,300
県合計	9,224,955	12,878,588	109,099,380,729	56,049,669	13,641,393,845	1,605,670,947	124,402,495,190
市計	8,873,997	12,385,195	104,746,671,028	54,658,009	13,118,893,360	1,543,512,463	119,463,734,860
町村計	350,958	493,393	4,352,709,701	1,391,660	522,500,485	62,158,484	4,938,760,330

表7-3-16 現物給付費（訪問看護療養費）

【平成22年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	8,855	57,179	504,642,810	2,756,625	17,339,785	52,648,280	577,387,500
川崎市	2,373	14,392	126,764,485	355,525	5,818,295	13,928,845	146,867,150
相模原市	1,244	8,915	77,541,695	321,755	2,223,160	7,612,740	87,699,350
横須賀市	1,039	7,367	71,138,790	424,885	4,425,885	4,260,540	80,250,100
平塚市	556	3,967	35,212,510	94,865	2,568,730	3,116,695	40,992,800
鎌倉市	621	3,656	31,770,710	62,030	893,525	4,907,435	37,633,700
藤沢市	912	5,848	50,884,365	173,655	985,635	7,610,195	59,653,850
小田原市	598	3,705	34,489,565	76,850	2,213,545	2,345,790	39,125,750
茅ヶ崎市	740	4,163	40,174,480	93,775	2,355,135	2,747,110	45,370,500
逗子市	174	828	7,630,120	0	923,925	528,755	9,082,800
三浦市	95	673	6,257,620	5,690	310,755	485,535	7,059,600
秦野市	694	6,170	57,990,250	605,615	3,182,195	3,519,940	65,298,000
厚木市	246	1,788	15,888,915	117,400	742,200	1,497,535	18,246,050
大和市	269	1,508	14,284,195	21,975	861,525	1,340,955	16,508,650
伊勢原市	263	1,960	18,412,425	313,510	870,840	1,155,275	20,752,050
海老名市	135	711	6,414,345	14,715	336,850	512,840	7,278,750
座間市	271	1,652	14,560,550	53,690	542,980	1,357,280	16,514,500
南足柄市	136	1,100	10,535,480	220,530	229,450	817,140	11,802,600
綾瀬市	79	527	4,434,780	0	17,625	815,095	5,267,500
葉山町	86	409	3,954,140	2,045	182,235	373,280	4,511,700
寒川町	24	121	1,133,910	0	51,150	74,840	1,259,900
大磯町	93	816	6,556,525	69,285	343,875	535,565	7,505,250
二宮町	33	215	1,893,465	6,285	191,790	97,910	2,189,450
中井町	54	298	2,909,740	0	251,280	160,880	3,321,900
大井町	55	590	5,625,450	184,310	50,255	525,785	6,385,800
松田町	56	344	3,162,285	11,095	45,520	294,750	3,513,650
山北町	47	430	3,950,145	32,230	324,965	81,710	4,389,050
開成町	19	256	2,077,155	41,060	38,260	151,475	2,307,950
箱根町	47	385	3,047,405	42,765	13,720	616,460	3,720,350
真鶴町	38	414	3,232,480	0	661,870	64,850	3,959,200
湯河原町	34	229	2,263,685	745	113,955	244,665	2,623,050
愛川町	7	19	198,495	0	12,080	9,975	220,550
清川村	0	0	0	0	0	0	0
県合計	19,893	130,635	1,169,032,970	6,102,910	49,122,995	114,440,125	1,338,699,000
市計	19,300	126,109	1,129,028,090	5,713,090	46,842,040	111,207,980	1,292,791,200
町村計	593	4,526	40,004,880	389,820	2,280,955	3,232,145	45,907,800

表7-3-17 現金給付費（総合計）

【平成22年度】

	合 計					
	件数	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	293,158	7,551,006,244	294,757	-2,766,150,499	89,425,934	4,874,576,436
川崎市	113,534	2,910,129,455	28,948	-886,541,543	32,906,992	2,056,523,852
相模原市	51,371	1,130,902,948	0	-323,291,419	614,518	808,226,047
横須賀市	36,722	952,980,116	0	-341,091,296	459,542	612,348,362
平塚市	23,019	571,025,204	0	-162,650,251	318,925	408,693,878
鎌倉市	21,138	558,710,250	0	-211,889,864	435,976	347,256,362
藤沢市	33,386	827,114,618	0	-290,352,744	381,418	537,143,292
小田原市	14,388	365,436,623	0	-161,820,222	190,562	203,806,963
茅ヶ崎市	21,900	474,266,711	0	-131,821,310	594,283	343,039,684
逗子市	8,021	190,497,545	0	-61,897,496	105,337	128,705,386
三浦市	5,808	136,014,671	0	-52,018,782	111,369	84,107,258
秦野市	11,480	295,217,756	0	-95,275,079	202,575	200,145,252
厚木市	10,822	300,781,360	0	-117,628,483	610,780	183,763,657
大和市	14,633	326,330,967	0	-100,989,132	262,870	225,604,705
伊勢原市	6,186	169,408,249	1,709	-61,134,424	587,941	108,863,475
海老名市	6,557	158,902,348	0	-59,442,340	141,430	99,601,438
座間市	7,223	172,360,180	0	-69,096,611	52,043	103,315,612
南足柄市	2,749	76,297,137	0	-26,941,914	95,976	49,451,199
綾瀬市	3,733	100,479,573	0	-41,866,573	15,688	58,628,688
葉山町	3,854	97,038,493	0	-31,189,293	12,986	65,862,186
寒川町	2,251	73,477,429	0	-25,190,637	5,420	48,292,212
大磯町	2,829	93,644,388	0	-35,371,058	8,135	58,281,465
二宮町	2,963	93,233,603	0	-33,667,943	2,381	59,568,041
中井町	678	17,446,546	0	-4,178,609	0	13,267,937
大井町	619	21,246,757	0	-7,319,805	0	13,926,952
松田町	975	26,818,763	0	-8,324,468	0	18,494,295
山北町	850	25,885,546	0	-11,472,243	4,153	14,417,456
開成町	519	17,118,918	0	-8,777,943	21,277	8,362,252
箱根町	531	22,128,849	0	-13,977,742	3,174	8,154,281
真鶴町	764	20,516,230	0	-8,577,568	0	11,938,662
湯河原町	3,088	81,494,755	0	-30,174,659	92,696	51,412,792
愛川町	1,990	45,806,913	1,933	-15,241,600	110,962	30,678,208
清川村	128	4,880,037	0	-2,340,998	0	2,539,039
県合計	707,867	17,908,599,182	327,347	-6,197,704,548	127,775,343	11,838,997,324
市計	685,828	17,267,861,955	325,414	-5,961,899,982	127,514,159	11,433,801,546
町村計	22,039	640,737,227	1,933	-235,804,566	261,184	405,195,778

表7-3-1-18 現金給付費（一般診療～高額介護合算療養費）

【平成22年度】

	一般診療						高額療養費						高額介護合算療養費					
	件数 (件)	費用額(円)			※件数 (件)	費用額(円)			件数 (件)	費用額(円)			件数 (件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金		他法負担分	計	保険者負担分		一部負担金	計	保険者負担分		一部負担金	計	保険者負担分	一部負担金	計
横浜 市	142	2,703,623	0	365,795	0	3,069,418	0	2,988,391,572	-2,988,391,572	0	11,339	261,126,961	-261,126,961	0				
川崎 市	31	573,510	0	69,465	0	642,975	0	1,032,192,928	-1,032,192,928	0	3,291	75,497,545	-75,497,545	0				
相模原 市	10	148,373	0	16,486	0	164,859	0	384,960,190	-384,960,190	0	1,404	29,295,901	-29,295,901	0				
横須賀 市	24	344,647	0	41,303	0	385,950	0	379,698,892	-379,698,892	0	1,511	27,415,888	-27,415,888	0				
平塚 市	5	96,822	0	10,758	0	107,580	0	193,333,579	-193,333,579	0	623	13,815,416	-13,815,416	0				
鎌倉 市	11	129,135	0	21,195	0	150,330	0	235,526,647	-235,526,647	0	768	17,544,358	-17,544,358	0				
藤沢 市	27	385,605	0	42,575	0	428,180	0	325,607,708	-325,607,708	0	983	26,319,414	-26,319,414	0				
小田原 市	4	59,913	0	6,657	0	66,570	0	173,077,117	-173,077,117	0	496	10,994,231	-10,994,231	0				
茅ヶ崎 市	7	158,616	0	17,624	0	176,240	0	159,121,683	-159,121,683	0	573	11,897,001	-11,897,001	0				
逗子 市	1	7,992	0	888	0	8,880	0	71,763,415	-71,763,415	0	255	5,397,103	-5,397,103	0				
三浦 市	2	34,146	0	3,794	0	37,940	0	55,462,574	-55,462,574	0	246	5,443,673	-5,443,673	0				
秦野 市	1	2,520	0	280	0	2,800	0	108,358,633	-108,358,633	0	444	9,331,787	-9,331,787	0				
厚木 市	7	131,916	0	19,964	0	151,880	0	130,422,243	-130,422,243	0	350	7,610,826	-7,610,826	0				
大和市	3	62,542	0	12,698	0	75,240	0	117,683,936	-117,683,936	0	475	9,718,453	-9,718,453	0				
伊勢原 市	0	0	0	0	0	0	0	68,234,927	-68,234,927	0	234	5,312,110	-5,312,110	0				
海老名 市	0	0	0	0	0	0	0	64,069,243	-64,069,243	0	209	4,379,907	-4,379,907	0				
座間 市	0	0	0	0	0	0	0	75,842,483	-75,842,483	0	252	4,531,343	-4,531,343	0				
南足柄 市	1	40,698	0	4,522	0	45,220	0	31,030,937	-31,030,937	0	75	1,617,676	-1,617,676	0				
綾瀬 市	0	0	0	0	0	0	0	47,037,443	-47,037,443	0	120	2,145,211	-2,145,211	0				
葉山 町	1	14,259	0	6,111	0	20,370	0	36,148,868	-36,148,868	0	155	3,154,575	-3,154,575	0				
寒川 町	0	0	0	0	0	0	0	27,954,116	-27,954,116	0	96	2,655,165	-2,655,165	0				
大磯 町	1	35,244	0	3,916	0	39,160	0	39,417,556	-39,417,556	0	131	3,009,737	-3,009,737	0				
二宮 町	0	0	0	0	0	0	0	37,786,704	-37,786,704	0	100	2,287,773	-2,287,773	0				
中井 町	0	0	0	0	0	0	0	5,063,320	-5,063,320	0	36	510,478	-510,478	0				
大井 町	1	18,279	0	2,031	0	20,310	0	8,834,584	-8,834,584	0	8	189,384	-189,384	0				
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	9,876,513	-9,876,513	0	32	639,072	-639,072	0				
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	12,407,953	-12,407,953	0	38	516,006	-516,006	0				
開成 町	2	7,875	0	875	0	8,750	0	9,334,824	-9,334,824	0	12	310,848	-310,848	0				
箱根 町	3	81,531	0	9,059	0	90,590	0	14,277,451	-14,277,451	0	55	796,330	-796,330	0				
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	9,440,423	-9,440,423	0	27	441,174	-441,174	0				
湯河原 町	4	62,145	0	6,905	0	69,050	0	35,435,393	-35,435,393	0	60	558,111	-558,111	0				
愛川 町	1	9,180	0	1,020	0	10,200	0	17,775,303	-17,775,303	0	82	886,729	-886,729	0				
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	2,434,239	-2,434,239	0	3	215,904	-215,904	0				
県合 計	289	5,108,571	0	663,921	0	5,772,492	0	6,908,003,397	-6,908,003,397	0	24,483	545,566,090	-545,566,090	0				
市 計	276	4,880,058	0	634,004	0	5,514,062	0	6,641,816,150	-6,641,816,150	0	23,648	529,394,804	-529,394,804	0				
町 村 計	13	228,513	0	29,917	0	258,430	0	266,187,247	-266,187,247	0	835	16,171,286	-16,171,286	0				

※ 標準システムの不具合により件数の集計不可。

表7-3-19 現金給付費（補装具～柔道整復師の施術）

【平成22年度】

	補装具					※柔道整復師の施術						
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜 市	5,535	161,624,097	0	23,050,642	0	184,674,739	264,885	3,943,956,422	294,757	452,609,812	89,425,934	4,486,286,925
川崎 市	2,136	57,230,488	0	8,336,887	0	65,567,375	102,894	1,646,540,225	28,948	203,032,373	32,906,992	1,882,508,538
相模原 市	836	22,841,884	0	3,054,843	0	25,896,727	47,882	677,501,830	0	89,116,486	614,518	767,232,834
横須賀 市	895	24,786,574	0	3,149,238	0	27,935,812	33,708	512,910,255	0	64,843,952	459,542	578,213,749
平塚 市	455	12,579,907	0	1,637,750	0	14,217,657	20,943	339,527,769	0	44,278,232	318,925	384,124,926
鎌倉 市	584	14,882,755	0	2,246,857	0	17,129,612	18,203	262,180,321	0	38,556,311	435,976	301,172,608
藤沢 市	664	17,157,614	0	2,455,571	0	19,613,185	30,647	443,193,563	0	62,953,115	381,418	506,528,096
小田原 市	441	11,594,110	0	1,580,148	0	13,174,258	13,149	166,669,725	0	22,219,068	190,562	189,079,355
茅ヶ崎 市	316	11,053,511	0	1,562,977	0	12,616,488	20,375	277,680,922	0	37,396,521	594,283	315,671,726
逗子 市	131	3,468,430	0	518,019	0	3,986,449	7,443	106,893,890	0	15,115,331	105,337	122,114,558
三浦 市	223	5,332,550	0	678,339	0	6,010,889	5,143	67,682,388	0	8,444,262	111,369	76,238,019
秦野 市	231	6,551,639	0	896,174	0	7,447,813	10,695	169,788,209	0	21,755,960	202,575	191,746,744
厚木 市	342	9,560,736	0	1,253,051	0	10,813,787	9,632	142,445,057	0	18,871,373	610,780	161,927,210
大和市	225	5,981,966	0	837,257	0	6,819,223	13,614	187,298,447	0	25,597,091	262,870	213,158,408
伊勢原 市	154	4,121,632	0	553,906	0	4,675,538	5,571	86,620,517	1,709	11,526,365	587,941	98,736,532
海老名 市	150	4,688,536	0	610,839	0	5,299,375	5,843	81,111,873	0	10,669,537	141,430	91,922,840
座間 市	107	3,623,365	0	459,338	0	4,082,703	6,669	85,364,137	0	10,940,256	52,043	96,356,436
南足柄 市	64	1,873,574	0	240,251	0	2,113,825	2,584	41,260,250	0	5,632,049	95,976	46,988,275
綾瀬 市	86	2,322,591	0	313,203	0	2,635,794	3,451	47,740,020	0	7,222,661	15,688	54,978,369
葉山 町	50	1,407,528	0	191,614	0	1,599,142	3,632	55,967,782	0	8,092,487	12,986	64,073,255
寒川 町	53	2,071,578	0	264,945	0	2,336,523	1,987	38,130,269	0	5,115,465	5,420	43,251,154
大磯 町	72	2,007,138	0	276,446	0	2,283,584	2,555	47,687,335	0	6,633,016	8,135	54,328,486
二宮 町	81	2,464,254	0	336,912	0	2,801,166	2,713	49,226,773	0	6,139,671	2,381	55,368,825
中井 町	12	326,067	0	36,235	0	362,302	630	11,546,681	0	1,358,954	0	12,905,635
大井 町	14	373,699	0	50,090	0	423,789	578	11,530,051	0	1,618,622	0	13,148,673
松田 町	19	430,593	0	65,120	0	495,713	924	15,872,585	0	2,125,997	0	17,998,582
山北 町	25	621,638	0	69,082	0	690,720	752	12,106,529	0	1,616,054	4,153	13,726,736
開成 町	11	301,012	0	33,453	0	334,465	480	6,841,597	0	811,788	21,277	7,674,662
箱根 町	38	1,049,326	0	147,753	0	1,197,079	425	5,878,673	0	973,845	3,174	6,855,692
真鶴 町	20	583,626	0	64,857	0	648,483	717	10,051,007	0	1,239,172	0	11,290,179
湯河原 町	58	1,842,228	0	204,723	0	2,046,951	2,918	42,751,561	0	5,665,679	92,696	48,509,936
愛川 町	56	1,429,446	0	211,024	0	1,640,470	1,761	22,170,164	1,933	2,838,754	110,962	25,121,813
清川 村	13	394,967	0	57,842	0	452,809	112	1,834,927	0	251,303	0	2,086,230
県合計	14,097	396,579,059	0	55,445,386	0	452,024,445	643,515	9,617,961,754	327,347	1,195,261,562	127,775,343	10,941,326,006
市 計	13,575	381,275,959	0	53,435,290	0	434,711,249	623,331	9,286,365,820	325,414	1,150,780,755	127,514,159	10,564,986,148
町 計	522	15,303,100	0	2,010,096	0	17,313,196	20,184	331,595,934	1,933	44,480,807	261,184	376,339,858

※ 標準システムの不具合により区分分けが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゆう」が混在した数値となっている。

表7-3-20 現金給付費（マッサージ～はり・きゅう）

【平成22年度】

	※あんま・マッサージ				※はり・きゅう							
	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜 市	6,775	142,895,219	0	20,359,483	0	163,254,702	1,733	25,950,156	0	3,594,305	0	29,544,461
川崎 市	3,410	73,924,235	0	10,604,944	0	84,529,179	1,154	18,173,752	0	2,827,069	0	21,000,821
相模原 市	334	8,127,320	0	1,019,073	0	9,146,393	444	3,438,997	0	478,498	0	3,917,495
横須賀 市	155	3,557,936	0	414,152	0	3,972,088	31	456,932	0	64,733	0	521,665
平塚 市	288	5,855,188	0	781,852	0	6,637,040	200	3,124,340	0	422,155	0	3,546,495
鎌倉 市	854	20,123,017	0	2,830,438	0	22,953,455	369	4,979,868	0	774,010	0	5,753,878
藤沢 市	307	6,842,200	0	823,310	0	7,665,510	88	1,554,992	0	211,043	0	1,766,035
小田原 市	52	1,289,142	0	143,248	0	1,432,390	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎 市	447	12,694,640	0	1,621,880	0	14,316,520	18	121,288	0	13,482	0	134,770
逗子 市	70	1,813,993	0	249,736	0	2,063,729	23	395,127	0	120,643	0	515,770
三浦 市	22	694,997	0	77,223	0	772,220	103	866,420	0	105,370	0	971,790
秦野 市	18	562,034	0	62,451	0	624,485	35	258,587	0	31,788	0	290,375
厚木 市	165	6,238,366	0	823,334	0	7,063,700	193	3,376,354	0	386,626	0	3,762,980
大和市	159	3,772,032	0	573,367	0	4,345,399	52	1,069,235	0	128,170	0	1,197,405
伊勢原 市	180	4,299,199	0	495,876	0	4,795,075	9	566,358	0	62,932	0	629,290
海老名 市	75	1,572,499	0	216,679	0	1,789,178	17	531,038	0	59,007	0	590,045
座間 市	103	2,348,155	0	291,565	0	2,639,720	17	126,136	0	31,744	0	157,880
南足柄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬 市	27	863,902	0	95,993	0	959,895	4	24,335	0	2,705	0	27,040
葉山 町	3	132,543	0	24,622	0	157,165	3	4,116	0	459	0	4,575
寒川 町	85	2,377,281	0	327,254	0	2,704,535	0	0	0	0	0	0
大磯 町	24	447,810	0	49,765	0	497,575	33	1,006,188	0	111,772	0	1,117,960
二宮 町	31	1,233,637	0	137,073	0	1,370,710	0	0	0	0	0	0
中井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井 町	12	185,575	0	20,620	0	206,195	5	69,686	0	7,744	0	77,430
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成 町	11	309,936	0	34,439	0	344,375	0	0	0	0	0	0
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原 町	14	515,288	0	57,257	0	572,545	13	178,646	0	19,854	0	198,500
愛川 町	53	3,009,759	0	342,931	0	3,352,690	33	497,721	0	55,314	0	553,035
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	13,674	305,685,903	0	42,480,565	0	348,166,468	4,577	66,770,272	0	9,509,423	0	76,279,695
市 計	13,441	297,474,074	0	41,486,604	0	338,960,678	4,490	65,013,915	0	9,314,280	0	74,328,195
町 村 計	233	8,211,829	0	993,961	0	9,205,790	87	1,756,357	0	195,143	0	1,951,500

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表7-3-2-1 現金給付費（移送～その他（食事・生活療養含））

【平成22年度】

	移送						その他					
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		
横 浜 市	7	41,580	0	0	0	2,742	24,316,614	0	-16,612,003	0	7,704,611	
川 崎 市	1	12,520	0	0	0	617	5,984,252	0	-3,721,808	0	2,262,444	
相 模 原 市	0	0	0	0	0	461	4,588,453	0	-2,720,714	0	1,867,739	
横 須 賀 市	0	0	0	0	0	398	3,808,992	0	-2,489,894	0	1,319,098	
平 塚 市	0	0	0	0	0	505	2,692,183	0	-2,632,003	0	60,180	
鎌 倉 市	0	0	0	0	0	349	3,344,149	0	-3,247,670	0	96,479	
藤 沢 市	1	5,260	0	0	0	669	6,048,262	0	-4,911,236	0	1,137,026	
小 田 原 市	0	0	0	0	0	246	1,752,385	0	-1,697,995	0	54,390	
茅 ヶ 崎 市	0	0	0	0	0	164	1,539,050	0	-1,415,110	0	123,940	
逗 子 市	0	0	0	0	0	98	757,595	0	-741,595	0	16,000	
三 浦 市	0	0	0	0	0	69	497,923	0	-421,523	0	76,400	
秦 野 市	0	0	0	0	0	56	364,347	0	-331,312	0	33,035	
厚 木 市	0	0	0	0	0	133	995,862	0	-951,762	0	44,100	
大 和 市	0	0	0	0	0	105	744,356	0	-735,326	0	9,030	
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	38	253,506	0	-226,466	0	27,040	
海 老 名 市	0	0	0	0	0	263	2,549,252	0	-2,549,252	0	0	
座 間 市	0	0	0	0	0	75	524,561	0	-445,688	0	78,873	
南 足 柄 市	0	0	0	0	0	25	474,002	0	-170,123	0	303,879	
綾 瀬 市	0	0	0	0	0	45	346,071	0	-318,481	0	27,590	
葉 山 町	0	0	0	0	0	10	208,822	0	-201,143	0	7,679	
寒 川 町	0	0	0	0	0	30	289,020	0	-289,020	0	0	
大 磯 町	0	0	0	0	0	13	33,380	0	-18,680	0	14,700	
二 宮 町	0	0	0	0	0	38	234,462	0	-207,122	0	27,340	
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大 井 町	0	0	0	0	0	1	45,499	0	5,056	0	50,555	
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山 北 町	0	0	0	0	0	35	233,420	0	-233,420	0	0	
開 成 町	0	0	0	0	0	3	12,826	0	-12,826	0	0	
箱 根 町	0	0	0	0	0	10	45,538	0	-34,618	0	10,920	
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	21	151,383	0	-135,573	0	15,810	
愛 川 町	0	0	0	0	0	4	28,611	0	-28,611	0	0	
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県 合 計	9	59,360	0	0	0	7,223	62,864,776	0	-47,495,918	0	15,368,858	
市 計	9	59,360	0	0	0	7,058	61,581,815	0	-46,339,961	0	15,241,854	
町 計	0	0	0	0	0	165	1,282,961	0	-1,155,957	0	127,004	

表7-3-22 葬祭費支給状況

【平成23年3月】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数	金額
横浜市	鶴見区	112	112	90	86	88	107	74	109	70	120	78	148	1,194	59,700,000
	神奈川区	98	120	64	90	106	103	57	120	68	77	89	104	1,096	54,800,000
	西区	34	46	29	34	51	48	37	54	43	47	45	44	512	25,600,000
	中区	57	69	43	45	68	49	38	58	48	65	65	63	668	33,400,000
	南区	86	96	92	98	102	101	65	83	86	77	88	124	1,098	54,900,000
	保土ヶ谷区	90	82	82	77	106	104	48	98	75	91	85	96	1,034	51,700,000
	磯子区	70	59	63	60	88	81	43	87	72	58	66	91	838	41,900,000
	金沢区	103	111	68	79	94	83	76	107	81	87	105	104	1,098	54,900,000
	港北区	103	138	92	99	97	94	54	88	83	103	91	126	1,168	58,400,000
	戸塚区	113	104	66	93	101	91	56	110	73	88	65	149	1,109	55,450,000
	港南区	97	83	92	60	88	85	55	87	74	65	89	119	994	49,700,000
	旭区	81	130	103	101	118	103	70	87	102	114	103	129	1,241	62,050,000
	緑区	73	62	48	58	63	55	35	58	70	68	55	66	711	35,550,000
	瀬谷区	57	57	40	40	71	54	37	73	45	56	52	65	647	32,350,000
	栄区	59	56	38	44	47	48	37	51	42	46	56	48	572	28,600,000
	泉区	59	70	38	62	64	66	35	61	63	64	58	79	719	35,950,000
青葉区	91	82	65	70	74	93	44	71	69	73	90	88	910	45,500,000	
都筑区	46	49	32	40	51	57	35	51	47	47	45	52	552	27,600,000	
川崎市	川崎区	95	99	86	69	81	85	48	101	86	89	90	88	1,017	50,850,000
	幸区	51	59	58	55	66	73	35	58	49	79	61	73	717	35,850,000
	中原区	69	84	54	67	67	67	49	80	55	65	87	62	806	40,300,000
	高津区	60	59	42	45	53	65	32	85	44	48	45	68	646	32,300,000
	多摩区	53	60	49	51	49	69	31	67	52	47	54	60	642	32,100,000
	宮前区	40	63	38	45	55	59	36	55	43	47	42	52	575	28,750,000
麻生区	52	61	41	40	63	52	28	68	44	43	77	55	624	31,200,000	
相模原市	239	263	190	215	223	261	120	282	189	241	236	292	2,751	137,550,000	
横須賀市	316	284	178	201	221	254	146	229	188	216	249	319	2,801	140,050,000	
平塚市	98	136	110	117	113	98	69	99	89	113	121	127	1,290	64,500,000	
鎌倉市	112	130	94	89	124	107	77	107	88	91	127	105	1,251	62,550,000	
藤沢市	151	177	144	140	167	164	98	169	128	146	145	195	1,824	91,200,000	
小田原市	101	100	77	98	92	81	76	97	97	92	107	114	1,132	56,600,000	
茅ヶ崎市	100	113	86	81	101	104	53	120	90	88	86	118	1,140	57,000,000	
逗子市	27	44	32	48	35	33	32	29	35	37	35	40	427	21,350,000	
三浦市	38	27	33	30	30	27	21	32	21	38	30	41	368	18,400,000	
秦野市	84	85	50	50	61	73	39	62	66	86	82	95	833	41,650,000	
厚木市	77	95	58	60	69	61	53	93	67	66	82	75	856	42,800,000	
大和市	78	76	56	70	89	63	46	77	58	76	67	93	849	42,450,000	
伊勢原市	33	39	27	29	33	29	27	30	34	23	26	46	376	18,800,000	
海老名市	45	42	37	34	48	47	28	41	31	40	50	44	487	24,350,000	
座間市	39	43	25	34	33	36	17	38	25	21	35	34	380	19,000,000	
南足柄市	21	19	19	23	21	26	10	30	21	22	25	28	265	13,250,000	
綾瀬市	17	27	22	13	28	22	16	31	19	24	30	32	281	14,050,000	
葉山町	21	21	18	16	15	19	14	19	22	16	23	15	219	10,950,000	
寒川町	14	23	21	20	20	19	15	20	16	18	27	19	232	11,600,000	
大磯町	22	23	17	9	22	18	18	28	10	26	21	21	235	11,750,000	
二宮町	23	14	20	9	21	26	8	18	14	12	21	27	213	10,650,000	
中井町	5	6	5	4	6	8		6	1	2	2	5	50	2,500,000	
大井町	10	6	7	10	5	9	4	8	12	6	11	7	95	4,750,000	
松田町	7	7	6	8	6	13	6	5	3	7	12	9	89	4,450,000	
山北町	8	11	12	8	10	8	8	7	13	9	11	7	112	5,600,000	
開成町	4	5	2	5	8	9	5	4	4	3	3	6	58	2,900,000	
箱根町	5	5	8	7	7	3	2	10	7	4	6	15	79	3,950,000	
真鶴町	8	2	5	5	7	6	8	7	5	7	9	2	71	3,550,000	
湯河原町	18	26	19	13	16	26	15	20	22	23	18	27	243	12,150,000	
愛川町	10	17	8	9	16	15	7	12	13	10	14	22	153	7,650,000	
清川村	1	3			1			2	3	1		2	13	650,000	
合計		3,581	3,880	2,899	3,063	3,559	3,557	2,193	3,699	2,975	3,328	3,492	4,135	40,361	2,018,050,000

表7-4-1 健康診査受診者数

【平成23年3月】

	H22.4.1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横浜市	306,633	29,490	9.62%
川崎市	96,514	31,931	33.08%
相模原市	49,614	12,080	24.35%
横須賀市	46,988	6,789	14.45%
平塚市	22,926	7,103	30.98%
鎌倉市	23,257	8,645	37.17%
藤沢市	34,435	19,518	56.68%
小田原市	20,861	5,012	24.03%
茅ヶ崎市	20,733	10,835	52.26%
逗子市	8,028	1,186	14.77%
三浦市	6,465	933	14.43%
秦野市	13,364	4,840	36.22%
厚木市	14,410	5,288	36.70%
大和市	15,605	6,453	41.35%
伊勢原市	7,550	3,005	39.80%
海老名市	8,237	2,716	32.97%
座間市	8,666	3,001	34.63%
南足柄市	4,412	866	19.63%
綾瀬市	5,482	2,897	52.85%
葉山町	4,047	676	16.70%
寒川町	3,418	1,563	45.73%
大磯町	3,920	209	5.33%
二宮町	3,510	462	13.16%
中井町	982	194	19.76%
大井町	1,428	463	32.42%
松田町	1,466	188	12.82%
山北町	1,805	139	7.70%
開成町	1,291	82	6.35%
箱根町	1,689	602	35.64%
真鶴町	1,309	275	21.01%
湯河原町	3,770	727	19.28%
愛川町	3,090	1,595	51.62%
清川村	322	130	40.37%
県合計	746,227	169,893	22.77%

表7-5-1 再審査状況

【平成22年度】

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	30,327,681	26,663,293	26,521,894	23,471,626	18,642,050	24,512,132	32,811,622	48,193,064	49,151,034	32,289,431	47,202,039	47,202,039	37,303,152	444,291,057
川 崎 市	26,238,411	30,460,366	37,266,506	22,954,386	27,292,583	27,556,866	36,805,975	34,156,073	35,191,836	25,971,874	46,148,212	46,148,212	29,462,350	425,653,650
相 模 原 市	8,978,235	1,355,768	7,341,086	5,027,540	4,259,342	3,671,523	2,204,406	2,212,505	3,018,885	2,264,206	52,460	6,123,615	9,127,896	55,637,467
横 須 賀 市	1,280,831	616,986	3,588,325	1,765,717	831,585	4,283,611	13,103,800	243,979	565,595	2,482,075	2,868,811	2,868,811	2,524,864	37,024,990
平 塚 市	5,852,069	4,378,743	7,721,265	10,101,854	8,391,027	5,141,952	5,117,246	7,136,235	9,331,692	4,106,120	1,526,181	1,526,181	4,323,473	74,654,038
鎌 倉 市	3,071,814	3,160,544	3,691,371	7,247,338	2,155,533	5,213,717	2,530,309	1,955,165	2,991,507	3,834,282	2,060,118	2,060,118	1,868,258	41,840,074
藤 沢 市	408,729	1,382,016	1,448,185	1,253,785	257,410	1,564,254	387,444	887,289	736,580	14,600	757,825	757,825	400,525	10,256,467
小 田 原 市	2,642,148	3,802,843	1,211,636	1,228,427	2,621,272	3,075,798	683,665	1,869,128	5,565,707	12,058	2,747,137	2,747,137	1,142,303	29,349,259
茅 ヶ 崎 市	222,030	5,255,482	1,488,315	458,182	1,256,234	4,566,922	5,048,536	1,855,862	629,086	57,122	3,123,607	3,123,607	99,191	28,076,895
逗 子 市	11,760	1,141,369	152,490	114,900	36,870	295,210	54,950	9,594	704,024	2,215,488	76,560	76,560	106,900	4,996,675
三 浦 市	2,025,310	10,950	65,120	125,710	24,150	0	881,840	26,623	113,184	0	2,374,568	2,374,568	90,555	8,112,578
秦 野 市	1,292,843	1,816,016	722,212	499,062	855,402	619,714	362,635	572,905	369,386	505,798	439,130	439,130	364,487	8,858,720
厚 木 市	4,777,129	1,820,998	7,187,217	3,331,165	5,966,498	6,525,551	2,354,909	6,006,503	2,925,908	10,074,921	9,036,305	9,036,305	3,814,476	72,857,885
大 和 市	3,620,317	272,366	379,951	344,250	661,922	1,356,978	1,366,398	1,509,507	927,208	77,906	3,774,064	3,774,064	2,626,489	20,691,420
伊 勢 原 市	29,980	7,000	173,267	25,380	48,504	7,995	2,191,240	48,457	122,565	2,291,832	47,260	47,260	0	5,040,740
海 老 名 市	156,810	967,670	43,947	945,947	109,101	51,500	62,393	138,678	270,000	316,170	289,121	289,121	0	3,640,458
座 間 市	655,774	1,247,185	1,809,959	777,761	1,566,928	1,162,801	794,735	1,281,988	3,549,079	966,971	664,110	664,110	647,977	15,789,378
南 足 柄 市	81,490	18,974	21,350	11,120	11,860	150	132,760	290	49,430	7,980	415,826	415,826	18,370	1,185,426
綾 瀬 市	941,855	739,434	2,226,554	616,301	754,616	517,329	1,634,633	1,545,153	2,101,711	1,599,404	2,879,165	2,879,165	1,028,679	19,463,999
葉 山 町	1,397,477	1,850	17,951	319,000	80,290	0	716,040	127,830	9,380	0	71,644	71,644	0	2,813,106
寒 川 町	614,100	2,516,331	1,783,405	574,527	408,200	256,241	313,085	1,047,878	4,562,302	135,627	674,772	674,772	736,465	14,297,705
大 磯 町	383,810	591,975	636,716	230,841	275,233	526,117	517,853	203,947	1,249,241	264,358	2,314,130	2,314,130	269,395	9,777,746
二 宮 町	4,194,648	1,086,088	2,222,642	1,036,762	2,434,523	2,481,708	1,121,188	1,384,544	811,202	424,122	2,969,800	2,969,800	903,002	24,040,029
中 井 町	207,584	0	63,575	374,360	1,980	41,930	1,989	108,363	16,308	0	133,977	133,977	1,864	1,085,907
大 井 町	86,869	120,679	356,012	126,859	87,592	88,599	82,423	126,254	230,668	189,882	214,079	214,079	181,473	2,105,468
松 田 町	14,080	11,548	5,100	13,020	108,060	0	120	22,200	0	0	3,900	3,900	7,020	188,948
山 北 町	203,370	182,892	6,520	41,715	94,069	91,374	99,526	43,848	19,293	197,933	797,518	797,518	17,055	2,592,631
開 成 町	243,621	512,868	170,277	390,731	525,504	363,368	542,241	126,131	414,293	93,648	148,160	148,160	598,099	4,277,101
箱 根 町	178,627	28,712	86,810	134,539	23,603	180,466	57,730	22,663	47,711	46,701	118,404	118,404	37,845	1,082,215
真 鶴 町	0	4,480	690	7,180	121,320	470	109,030	103,660	891,360	348,080	32,580	32,580	394,210	2,045,640
湯 河 原 町	288,771	122,080	174,343	135,226	346,940	410,533	815,139	159,683	199,489	41,970	618,312	618,312	0	3,930,798
愛 川 町	226,880	12,462	10,575	719,371	160,420	78,518	1,530,142	11,128	1,442,483	55,222	128,670	128,670	464,696	4,969,237
清 川 村	0	0	0	0	1,485	0	102,150	0	0	0	2,080	2,080	0	107,795
県 合 計	100,655,053	90,309,968	108,595,266	84,404,582	80,412,106	94,643,327	114,436,002	113,239,277	128,208,147	90,885,781	134,710,525	134,710,525	99,453,788	1,285,490,814

申出件数	9,135	7,922	10,221	9,525	8,769	10,017	8,981	9,872	9,075	8,367	10,078	10,366	8,447	120,775
査定件数	3,612	3,297	3,850	3,797	3,741	4,076	3,802	4,102	3,455	3,182	4,407	4,312	3,355	48,988

表 7-5-2 第三者行為求償状況

【平成22年度】

	第三者行為				自過失
	一般 金額	現役並み 金額	計		件数
			件数	金額	
横浜市	83,274,166	9,691,547	749	92,965,713	159
川崎市	43,211,747	7,389,898	440	50,601,645	45
相模原市	24,138,918	250,018	288	24,388,936	34
横須賀市	12,897,344		144	12,897,344	25
平塚市	14,748,876	537,677	150	15,286,553	29
鎌倉市	2,627,733		28	2,627,733	12
藤沢市	6,800,788	13,553,411	156	20,354,199	20
小田原市	12,254,186		135	12,254,186	9
茅ヶ崎市	5,431,553		61	5,431,553	11
逗子市	743,523		23	743,523	3
三浦市	385,109		17	385,109	2
秦野市	10,466,622	55,916	75	10,522,538	13
厚木市	5,583,316	42,469	72	5,625,785	13
大和市	3,709,106		63	3,709,106	15
伊勢原市	5,137,919		85	5,137,919	3
海老名市	837,872	1,507,426	45	2,345,298	8
座間市	2,247,352		8	2,247,352	4
南足柄市	0		0	0	3
綾瀬市	1,479,626		10	1,479,626	1
葉山町	471,504		11	471,504	0
寒川町	2,678,331		10	2,678,331	5
大磯町	593,671		15	593,671	3
二宮町	1,386,170		9	1,386,170	3
中井町	0		0	0	0
大井町	36,270		4	36,270	1
松田町	0		0	0	3
山北町	0		0	0	0
開成町	124,137		1	124,137	0
箱根町	1,424,435		43	1,424,435	1
真鶴町	0		0	0	1
湯河原町	23,085		2	23,085	3
愛川町	1,655,052	732,040	8	2,387,092	3
清川村	0		0	0	0
県合計	244,368,411	33,760,402	2,652	278,128,813	432

第三者行為求償額(月別)

	調定	収入
4月	35,363,074	35,363,074
5月	20,915,852	20,915,852
6月	14,830,699	14,830,699
7月	25,005,371	25,005,371
8月	38,328,466	38,328,466
9月	15,358,520	15,358,520
10月	23,571,080	23,571,080
11月	13,397,872	13,397,872
12月	24,752,364	24,752,364
1月	12,753,643	12,753,643
2月	21,302,128	21,302,128
3月	32,549,744	32,549,744
合計	278,128,813	278,128,813

公害と労災の求償額(平成22年度)

公害	労災
269,015	4,550,393

表 8 - 1 年齢階層別被保険者内訳

【平成23年3月】

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障害認定者		75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～	
		(再掲) 65歳～69歳	(再掲) 70歳～74歳							
北 海 道	680,201	33,739	15,121	18,618	272,397	198,840	113,372	46,590	13,179	2,084
青 森	184,441	8,955	4,047	4,908	77,458	54,440	29,273	11,050	2,879	386
岩 手	197,670	6,422	2,407	4,015	79,039	60,637	33,756	13,533	3,765	518
宮 城	267,551	6,583	2,182	4,401	108,208	82,862	46,641	17,740	4,833	684
秋 田	180,127	5,198	1,899	3,299	71,605	56,689	31,263	11,855	3,080	437
山 形	186,326	6,234	2,543	3,691	69,471	58,983	34,453	13,174	3,532	479
福 島	280,098	10,187	4,341	5,846	106,580	86,978	50,787	19,556	5,276	734
茨 城	326,755	13,392	6,283	7,109	127,511	98,039	57,620	22,836	6,514	843
栃 木	223,631	7,711	3,430	4,281	86,856	68,528	40,282	15,449	4,227	578
群 馬	241,140	8,217	3,537	4,680	92,801	73,546	43,092	17,661	5,087	736
埼 玉	597,269	14,732	5,155	9,577	273,447	168,308	91,134	37,612	10,618	1,418
千 葉	562,210	11,912	3,769	8,143	249,454	162,605	89,091	36,911	10,700	1,537
東 京	1,202,234	10,928	2,933	7,995	524,298	354,384	199,957	83,455	25,173	4,039
神 奈 川	785,970	9,116	2,742	6,374	350,937	229,998	125,698	52,344	15,549	2,328
新 潟	342,241	6,248	2,035	4,213	130,166	105,985	63,764	27,091	7,811	1,176
富 山	155,856	7,686	3,596	4,090	58,724	45,977	27,185	11,927	3,777	580
石 川	144,453	5,071	2,310	2,761	54,681	42,906	25,950	11,746	3,568	531
福 井	110,523	2,896	1,058	1,838	41,974	34,004	20,056	8,652	2,573	368
山 梨	112,977	2,227	608	1,619	41,728	34,629	21,317	9,701	2,942	433
長 野	314,733	8,556	2,872	5,684	113,889	97,467	60,866	25,554	7,268	1,133
岐 阜	252,607	6,940	2,353	4,587	101,539	76,866	43,845	17,698	5,016	703
静 岡	442,319	10,558	3,485	7,073	178,794	133,157	77,033	32,109	9,372	1,296
愛 知	696,054	40,906	19,089	21,817	293,225	197,299	106,786	43,561	12,616	1,661
三 重	227,860	5,798	1,957	3,841	92,026	69,983	39,146	15,598	4,646	663
滋 賀	144,734	4,107	1,509	2,598	57,179	44,069	25,147	10,666	3,097	469
京 都	292,858	8,745	2,974	5,771	118,869	85,748	49,611	21,661	7,006	1,218
大 阪	826,163	22,372	8,389	13,983	369,629	237,239	126,037	52,494	15,992	2,400
兵 庫	616,107	19,302	6,913	12,389	254,671	182,221	102,909	42,040	12,941	2,023
奈 良	157,978	4,806	1,775	3,031	64,335	46,948	26,746	11,160	3,462	521
和 歌 山	143,663	4,824	1,841	2,983	55,631	43,608	25,325	10,675	3,121	479
鳥 取	87,038	2,124	799	1,325	31,872	26,837	16,770	6,919	2,190	326
島 根	122,396	2,600	903	1,697	45,192	37,028	23,427	10,496	3,121	532
岡 山	253,358	4,886	1,580	3,306	98,134	77,644	45,447	19,913	6,302	1,032
広 島	347,431	11,636	5,106	6,530	132,302	102,568	62,671	27,945	8,802	1,507
山 口	217,065	6,641	2,323	4,318	83,729	64,733	39,234	16,682	5,167	879
徳 島	115,805	4,437	1,954	2,483	44,074	35,600	20,530	8,282	2,516	366
香 川	137,974	2,972	910	2,062	52,533	42,516	25,207	10,708	3,512	526
愛 媛	206,104	5,867	2,223	3,644	78,047	63,427	37,562	15,647	4,767	787
高 知	119,712	3,124	1,196	1,928	43,775	36,897	22,756	9,717	2,940	503
福 岡	560,270	26,037	11,636	14,401	219,312	162,150	97,354	40,466	12,849	2,102
佐 賀	114,260	2,749	949	1,800	43,254	34,673	21,551	8,807	2,753	473
長 崎	199,179	3,051	853	2,198	77,531	60,549	37,323	15,318	4,662	745
熊 本	258,768	6,512	2,160	4,352	97,696	78,182	48,333	20,679	6,317	1,049
大 分	170,349	3,399	933	2,466	65,569	52,799	31,246	12,917	3,854	565
宮 崎	158,996	3,557	1,142	2,415	62,023	48,502	28,307	12,163	3,848	596
鹿 児 島	256,236	7,677	2,162	5,515	94,864	78,187	47,628	20,655	6,189	1,036
沖 縄	119,496	3,168	808	2,360	49,095	33,605	19,312	9,922	3,551	843
全 国 計	14,341,186	414,805	160,790	254,015	5,836,124	4,268,840	2,452,800	1,019,335	302,960	46,322

表8-2 都道府県別保険料設定状況

【平成23年3月】

	平成22年度・平成23年度 均一保険料率				平成22年度1人当たり 保険料見込額(円) (注1)	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	44,192	13	10.28	1	65,319	9
青森県	40,514	27	7.41	31	39,939	45
岩手県	35,800	46	6.62	47	38,342	46
宮城県	40,020	29	7.32	35	53,998	22
秋田県	38,925	35	7.18	38	38,110	47
山形県	38,400	38	7.12	43	40,678	44
福島県	40,000	30	7.60	25	45,473	39
茨城県	37,462	41	7.60	25	46,992	37
栃木県	37,800	39	7.18	38	48,886	33
群馬県	39,600	32	7.36	33	52,349	27
埼玉県	40,300	28	7.75	22	71,609	6
千葉県	37,400	42	7.29	36	64,909	10
東京都	37,800	39	7.18	38	88,439	1
神奈川県	39,260	34	7.42	30	85,724	2
新潟県	35,300	47	7.15	42	42,206	43
富山県	40,800	24	7.50	29	54,951	20
石川県	45,240	11	8.26	14	59,973	15
福井県	43,700	17	7.90	18	54,178	21
山梨県	38,710	36	7.28	37	46,195	38
長野県	36,225	45	6.89	45	48,023	35
岐阜県	39,310	33	7.39	32	55,162	19
静岡県	36,400	44	7.11	44	59,571	16
愛知県	41,844	21	7.85	19	77,658	4
三重県	36,800	43	6.83	46	50,102	30
滋賀県	38,645	37	7.18	38	56,103	18
京都府	44,410	12	8.68	11	70,969	8
大阪府	49,036	2	9.34	3	80,728	3
兵庫県	43,924	16	8.23	15	71,095	7
奈良県	40,800	24	7.70	24	63,881	12
和歌山県	42,649	18	7.91	17	50,196	29
鳥取県	40,773	26	7.71	23	47,569	36
島根県	39,670	31	7.35	34	43,342	41
岡山県	44,000	14	8.55	13	59,013	17
広島県	41,791	22	7.53	28	63,801	13
山口県	46,241	9	8.73	10	64,299	11
徳島県	43,990	15	8.03	16	48,391	34
香川県	47,200	6	8.81	6	63,422	14
愛媛県	41,227	23	7.84	20	49,779	31
高知県	48,931	3	8.94	5	53,106	25
福岡県	52,213	1	9.87	2	75,401	5
佐賀県	47,400	5	8.80	7	53,720	23
長崎県	42,400	20	7.80	21	49,496	32
熊本県	47,000	8	9.03	4	51,931	28
大分県	47,100	7	8.78	9	53,159	24
宮崎県	42,500	19	7.55	27	42,760	42
鹿児島県	45,900	10	8.63	12	44,488	40
沖縄県	48,440	4	8.80	7	52,964	26
全国平均(注2)	41,700		7.88		63,300	
神奈川県との比	2,440		0.46		-22,424	

(注1) 低所得者への保険料軽減措置が行われた後の広域連合別の保険料集計

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるもの

9 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点		
資 格	神奈川県総人口	22.6.1現在	9,061,708	人		H23.6.1		
	被保険者数		792,753	人	8.75% (県人口比)	H23.6.30		
	うち障害認定者数		8,914	人	1.12% (全被保険者比)	H23.6.30		
	被保険者構成	横浜市		325,979	人	構成比	H23.6.30	
		川崎市		102,236	人		12.90%	H23.6.30
		相模原市		53,497	人		6.75%	H23.6.30
		横須賀市		49,226	人		6.21%	H23.6.30
		その他市部(15市)		228,210	人		28.79%	H23.6.30
		町部(13町)		33,259	人		4.20%	H23.6.30
	村部(1村)		346	人	0.04%	H23.6.30		
	例月年齢到達者		5,226	人	0.66%	H23.6.30		
	例月死亡者数		3,304	人	0.42%	H23.6.30		
	現役並所得者数		98,215	人	12.39%	H23.6.30		
	低I		144,405	人	18.22%	H23.6.30		
	低II		111,601	人	14.08%	H23.6.30		
		6月転入		416	人	4,909人 平成23年度年間想定人数	H23.6.30	
		6月転出		309	人	3,416人 平成23年度年間想定人数	H23.6.30	
		6月生保廃止		66	人		H23.6.30	
		6月生保開始		98	人		H23.6.30	
減額認定者	年次		28,311	人		H23.7.21		
	随時		8,431	人	平成23年度年間想定人数			
特定疾病者		5,394	人	平成22年度年報C表	H23.6.30			
保 険 料	軽減該当者	9割減	153,136	人	19.71%	平成22・23年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均 値(H21.10.31DBをもとにした推計値) ベース:被保険者見込み数(776,786人)		
		8.5割減	68,939	人	8.87%			
		5割減	10,248	人	1.32%			
		2割減	39,376	人	5.07%			
		被扶養者軽減	58,042	人	7.47%			
		所得割減	53,605	人	6.90%			
	限度額超過者		19,836	人	2.55%			
所得無し者		421,562	人	54.27%				
例月異動賦課者		11,500	人	月平均見込者数(H22年度実績)				
給 付	年間一人あたり医療費		840,260	円/年	平成22年度実績	H23.6.30		
	例月給付費	合計	487.1	億円/月	平成22年度実績	H23.6.30		
		療養給付費	470.2	億円/月		H23.6.30		
		療養費(柔整)	8.0	億円/月		H23.6.30		
		審査支払手数料	1.6	億円/月		H23.6.30		
		療養費(柔整を除く)	0.7	億円/月		H23.6.30		
		葬祭費	1.7	億円/月		H23.6.30		
		高額療養費	4.5	億円/月		H23.6.30		
		高額介護合算療養費	0.4	億円/月	平成22年度実績	H23.6.30		
	例月処理件数(療養費)	支給決定件数	3,344	件/月	平成22年度実績	H23.6.30		
		振込不能件数	23	件/月		H23.6.30		
		再振込み件数	21	件/月		H23.6.30		
	例月処理件数(葬祭費)	支給決定件数	3,367	件/月	平成22年度実績	H23.6.30		
		振込不能件数	29	件/月		H23.6.30		
		再振込み件数	26	件/月		H23.6.30		
	例月処理件数 (高額療養費)	新規申請書発送件数	6,852	件/月	平成22年度	H23.6.30		
		支給決定件数	57,996	件/月		H23.6.30		
		振込不能件数	815	件/月		H23.6.30		
		再振込み件数	813	件/月		H23.6.30		
	処理件数 (高額介護合算療養費)	勧奨件数(年間)	20,453	件/年	平成22年度実績	H23.6.30		
		支給決定件数	2,043	件/月	平成22年度実績	H23.6.30		
		振込不能件数	33	件/月		H23.6.30		
		再振込み件数	27	件/月		H23.6.30		
例月レセプト枚数	療養給付費	2,007,257	件/月	平成22年度実績	H23.6.30			
	療養費等(柔整を含む)	56,059	件/月		H23.6.30			
そ の 他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着			

【このページは空白です】

10 用語の定義

10-1 被保険者

◆被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者などを除く。）、又は65歳以上75歳未満の方の障害認定を受けた方が対象となる。

◆障害認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障害の状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障害認定を受けた方は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされる。

なお、障害認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

◆自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人だけで、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

10-2 保険料

◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額 330,000 円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第 292 条第 4 項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガなどのいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

◆限度超過額

算出額から、限度額（50万円）を超えた金額。

◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障害を受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

10-3 医療給付

◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を10倍した金額。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけられている。

◆保険者負担分

【現物給付】

広域連合が負担する保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

広域連合が柔整等施術機関及び被保険者へ支給する療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関及び被保険者に支給すること。

◆高額療養費

被保険者が受けた医療費が著しく高額であるときに被保険者に支給する現金給付及び保険医療機関に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で入院療養を受けた場合に、被保険者は自己負担限度額までを支払い、超えた額を被保険者に代わって広域連合が保険医療機関に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に受けた療養について所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を被保険者に支給すること。

◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する公費助成費をいう。

【このページは空白です】

例規集

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例

平成19年11月19日
条例第28号

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 後期高齢者医療給付 (第2条)
- 第3章 保険料 (第3条—第20条)
- 第4章 保健事業 (第21条)
- 第5章 雑則 (第22条)
- 第6章 罰則 (第23条—第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

(葬祭費)

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

(保険料の賦課額)

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(保険料の所得割額)

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日(法第106条に規定する賦課期日。以下同じ。)の属する年の前

年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得

の金額(以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総

所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照

らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回るものが確定である

と見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。)第8

3条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。(1)第10条第3号に規定する所得割総額

(2)被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき省令第8

5条で定めるところにより算定した特定期間(法第116条第2項

第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

る。

(保険料の被保険者均等割額)

第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第7条 平成22年度及び平成23年度の所得割率は、100分の7.42とする。

(被保険者均等割額)

第8条 平成22年度及び平成23年度の被保険者均等割額は、39,260円とする。

(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、50万円を超えない。

(保険料の賦課総額)

第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送

費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第7項の範囲において適用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において適用する場合を含む。))の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取

得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合）には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1) の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の

2 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第13条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度の分の保険

料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときは、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であつて、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

らない。

(保険料に関する申告)

第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第31条の2第1項の申告書が関係市町村(神奈川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月1日神奈川県指令市町第4号)第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(関係市町村が徴収すべき保険料の額)

第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市

町村において徴収すべき保険料の額は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業

(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に必要事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。)又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは「第12条若しくは第13条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合には、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第7条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額)に3を乗じて得た額とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第8条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第11条の規定により月割をもって算定した額とする。)から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するものとならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第11条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。)を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満である場合については、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第11条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第11条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは、「第12条若しくは第13条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。

(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第12条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(東日本大震災に係る保険料減免の特例)

第14条 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。)で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則 (平成20年7月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年1月26日条例第2号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度及び平成23年度の各年度分の保険料について適用し、平成20年度及び平成21年度の各年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月29日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行

規則

平成20年3月3日

規則第1号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項及び第67条第6項の規定により被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証等が亡失又は損傷したとき。
- (3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかったとき。
- (4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。
- (5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

- (1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

(2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新のため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなくてはならない。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊、半壊、床上浸水と同若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもつて行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き

被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場合は、6から減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。)を減免する。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける月の属する月から給付制限を受けることがなくなつた日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなつた場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合、この限りでない。

(1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12(当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。)で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなった日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額(以下「見込合計所得金額」という。)が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12(当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。)で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(保険料減免の申請、取消し等)

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあつては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあつては減免を受けようとする月の末日までで広域連合長に提出しなければならぬ。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定するときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならぬ。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

(1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となつたとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。

(3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額(以下「保険料額」という。)が変更されたとき。

(4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書によるものとする。

(公示送達の方法)

第9条 法第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(広域連合区域外に住所を変更する際の証明)

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定又は高齢者の医療の確

保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第6項の規定により広域連合の認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（資格喪失等の証明）

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

（負担区分等の証明）

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（保健事業）

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1に定める健診項目によるものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業

(2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業

(3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業

（様式）

第14条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日規則第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成21年10月27日規則第12号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成23年1月28日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

別表第1 (第13条関係)

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BMI (次の算式により算出した値をいう。) の測定 BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ²
5	血圧の測定
6	血清グルタミンアミドオキシサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT)、及びガンマーグルタミルトランスアミナーゼ (γ-GTP) の検査
7	血清トリグリセライド (中性脂肪)、高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) 及び低比重リポ蛋白コレステロール (LDLコレステロール) の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第2 (第14条関係)

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得 (変更・喪失) 届書	省令第8条、第25条
第2号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得 (変更・喪失) 届出書	省令第10条、第11条、第12条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第10条、第11条、第12条
第3号様式	後期高齢者医療被保険者証 (省令様式第2号)	省令第17条第1項
第4号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第19条第1項、第21条、第62条第8項、第67条第6項
第5号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第4条
第6号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第32条
第7号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条第2項
第8号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第33条第2項
第9号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第33条第2項
第10号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第33条第2項
第11号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	省令第37条第2項、第42条第2項
第12号様式	第三者の行為による傷病届	省令第46条
第13号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	省令第47条第1項、第60条第1項
第14号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第62条第1項
第15号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第67条第1項
第16号様式	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	省令第70条第1項
第17号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第5条

様式番号	様式の種類	関係条文
第18号様式	後期高齢者医療費徴収額決定通知書	条例第14条
第19号様式	後期高齢者医療保険料額決定通知書	条例第14条
第20号様式	後期高齢者医療費徴収額変更決定通知書	条例第14条
第21号様式	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	条例第14条
第22号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第6条
第23号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書	第6条
第24号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第6条
第25号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	条例附則第14条、第8条
第26号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	条例附則第14条、第8条
第27号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式 の2	後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書	条例附則第14条、第8条
第29号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第17条
第30号様式	高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/	第10条
第31号様式	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第11条
第32号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第12条

【様式省略】

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、神奈川県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもつて組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、神奈川県内の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する事務については、関係市町村において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、横浜市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 別表第2の5の項から8の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選

挙については、当該市町村の議会の議員の定数の総数の10分の1以上の者の推薦のあった者又は当該市町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例により行うものとする。

4 前項の選挙における当選人は、同項に規定する市町村の議会における選挙において得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議長は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなつたときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に關し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもつて充てて。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

（運営協議会）

第18条 広域連合は、その運営に関する重要事項を審議するため、広域連合の条例で、運営協議会を置くものとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法第284条第3項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合議員の任期は、平成20年6月30日までとする。

4 第13条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合長及び副広域連合長の任期は、平成21年3月31日までとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第14条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

（検討）

6 広域連合は、平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表第3の1の表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成19年7月25日神奈川県指令市町第6号）

この規約は、神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成20年8月1日神奈川県指令市町第4号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成22年11月26日神奈川県知事届出）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

1	葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
2	保険料の額の通知書の引渡し
3	保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
4	保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
5	保険料の減免に係る申請書の提出の受付
6	保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
7	保険料に関する申告書の提出の受付
8	前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第8条）

区分	市町村	人数
1	横浜市	7人
2	川崎市	3人
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市	2人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2人
8	葉山町 寒川町	2人

	大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	
--	---	--

別表第3 (第17条)

1 共通経費

項目	負担割合
均等割	100分の5
被保険者数割	100分の47.5
人口割	100分の47.5

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項目	説明
高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考)

- 被保険者数割については、前年度の3月31日現在の被保険者の数(平成20年3月31日までにあっては、老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等の数)により計算する。
- 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口により計算する。

別添資料

【このページは空白です】

事 務 連 絡
平成23年 3月11日

各都道府県後期高齢者広域連合 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

標記について、別添のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡をしたので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
平成23年3月11日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線 3172）
FAX:03-3508-2746

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 1 日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の
一部負担金及び保険料の取扱いについて

標記については、本日発生した平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等により被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容を改めて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願ひします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知を図るよう、よろしくお願ひします。

記

- 1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 69 条、第 111 条及び第 115 条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成 22 年 11 月 9 日保高発 1109 第 1 号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記 1 に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 106 条第 6 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。
- 3 被保険者等に対し、上記 1 及び 2 についての周知徹底に努めること。
- 4 上記 1 による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。

平成23年9月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

電話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：http://www.union.kanagawa.lg.jp/